

「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の概要（総論）

- 意見募集の結果、後記の団体116団体・個人253名から意見が寄せられた。
- この資料では、原則として以下の略語を用いる。
 - 「中間論点整理」：民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理
 - 「補足説明」：民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明
 - 「検討委員会試案」：民法（債権法）改正検討委員会「債権法改正の基本方針」（NBL904号）（参考資料1）
 - 「研究会試案」：民法改正研究会「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案（仮案）」（法律時報増刊「民法改正 国民・法曹・学会有志案」所収）（参考資料2）
 - 「時効研究会試案」：時効研究会「時効研究会による改正提案」（別冊NBL122号「消滅時効法の現状と改正提言」所収）（参考資料3）
- この資料では、寄せられた意見を事務当局において適宜要約して掲載した。その際に、原則として文献引用を省略するとともに、誤字脱字と思われたものを修正した。
- 寄せられた意見の中で、表現が多少異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめたものがある。
- 寄せられた意見のうち、民法（債権関係）の改正と全く関係がないと判断した意見については、この資料に掲載していない。
- 部会資料33は、33-1から33-7までから構成されるものであり、それらの内容は以下のとおりである。
 - 部会資料33-1：民法（債権関係）の改正に関する総論的な意見
 - 部会資料33-2：中間論点整理第1から第12までにに関する意見
 - 部会資料33-3：中間論点整理第13から第21までにに関する意見
 - 部会資料33-4：中間論点整理第22から第27までにに関する意見
 - 部会資料33-5：中間論点整理第28から第36までにに関する意見
 - 部会資料33-6：中間論点整理第37から第46までにに関する意見
 - 部会資料33-7：中間論点整理第47から第63までにに関する意見

【団体】

団体 116 団体（※団体名等の略称は、括弧内のとおりである。）

最高裁判所（最高裁），日本弁護士連合会（日弁連），日本弁護士連合会消費者問題対策委員会所属の弁護士有志（日弁連消費者委有志），大阪弁護士会（大阪弁），第一東京弁護士会（一弁），東京弁護士会（東弁），東京弁護士会法友全期会（法友全期），金沢弁護士会消費者問題対策委員会（金沢弁消費者委），愛知県弁護士会民事介入暴力対策特別委員会所属の弁護士有志（愛知県弁民暴委有志），山梨県弁護士会（山梨県弁），愛知県弁護士会（愛知県弁），沖縄弁護士会（沖縄弁），広島弁護士会（広島弁），札幌弁護士会（札幌弁），大分県弁護士会（大分弁），福岡県弁護士会（福岡弁），横浜弁護士会（横浜弁），第二東京弁護士会（二弁），山口県弁護士会（山口県弁），仙台弁護士会（仙台弁），兵庫県弁護士会（兵庫県弁），経営法曹会議（経営法曹），社団法人兵庫県不動産鑑定士協会（兵庫鑑定士協），社団法人生命保険協会（生保協会），社団法人全国消費生活相談員協会（全相協），社団法人全国警備業協会（全警協），静岡県司法書士会制度対策委員会（静岡司書），電話リース被害大阪弁護団（電話リース弁護団），国際企業法務協会（国際企業法務），一般社団法人日本自動車リース協会連合会（自動車リース連），社団法人リース事業協会（リース事業協），日本行政書士会連合会（日行連），特定非営利活動法人消費者支援機構福岡（消費者支援福岡），社団法人日本貿易会法務委員会（貿易会），社団法人日本情報システム・ユーザー協会（システム・ユーザー協），日本労働弁護団 債権法改正検討プロジェクトチーム（労働弁護団），法曹親和会（親和会），社団法人日本クレジット協会（クレ協），一般社団法人 e ビジネス推進連合会（e ビジネス連），一般社団法人情報サービス産業協会（情サ産協），全国中小企業団体中央会（全中），オリックス株式会社（オリックス），中間的論点整理に関するパブリックコメントワーキンググループ（パブコメWG），農林中央金庫（農中），株式会社経済法令研究会「債権法改正研究会」（経済法令・研究会），社団法人日本資金決済業協会（決済協），財団法人建設業適正取引推進機構民法改正論点整理委員会（建設適取協），日本司法書士会連合会（日司連），一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会（電情産協），在日米国商工会議所（ACCJ），全国青年司法書士協議会（青司協），不動産中央情報センター（不情セ），民主法律協会（民法協），国際取引法フォーラム有志（国際取引有志），北海学園大学民事法研究会（北海学園大民研），「民法の改正を考える」研究会（「改正を考える」研），社団法人日本共済協会基本政策委員会（共済協会），社団法人信託協会（信託協会），日本貸金業協会（貸金業協），社団法人全国信用金庫協会（全信協），東京中小企業家同友会（東京同友会），社団法人日本通信販売協会（通販協），社団法人日本損害保険協会（損保協会），一般社団法人日本ガス協会企画部法規グループ（ガス協），大阪司法書士会（大司書），43

条対策会議（４３対策），ＩＳＤＡ東京事務所（ＩＳＤＡ），日本クレジットカード協会（クレカ協），特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク（大分消費者ネット），一般社団法人全国サービサー協会（サービサー協），東京青年司法書士協議会（東京青司協），社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連），社団法人不動産協会（不動協），社団法人住宅生産団体連合会（住団連），社団法人全国信用組合中央協会（信用組合），社団法人日本ビルディング協会連合会（ビル協），東日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ東日本），滋賀県司法書士会青年会民法（債権法）改正勉強会（滋賀県司書・勉強会），日本消費者金融協会（消費者金融協），預金保険機構（預保），利息制限法金利引下全国会議（利限引下会議），三菱電機株式会社（三菱電機），株式会社ドワンゴ（ドワンゴ），一般社団法人流動化・証券化協議会民法改正ワーキング・グループ（流動化・証券化協WG），社団法人全国信用保証協会連合会（全信保連），名古屋商工会議所（名商），経団連経済法規委員会企画部会（経団連），日本倉庫業協会（日倉協），三菱ＵＦＪ投信株式会社（三菱ＵＦＪ投信），一般社団法人不動産証券化協会（不動産証券化協），保証被害対策全国会議（保証被害会議），社団法人日本フランチャイズチェーン協会（フランチャイズ協），全国信販協議会法制部会（全信販協），堂島法律事務所弁護士有志（堂島有志），日本証券業協会（日証協），一般社団法人日本音楽著作権協会（ＪＡＳＲＡＣ），ＴＭＩ総合法律事務所弁護士有志（ＴＭＩ有志），公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（リーガルサポート），経営法友会（法友会），社団法人コンピュータソフトウェア協会（ソフトウェア協），社団法人日本建設業連合会（日建連），西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本），広島大学民法研究者教員有志（広大有志），ドイツ民法研究者有志（ドイツ民法研有志），日本労働組合総連合会（連合），ヤフー株式会社（ヤフー），長島・大野・常松法律事務所所有志（長島・大野・常松有志），日本大学法学部法学研究所民事法研究会・商事法研究会（日大民研・商研），日本チェーンストア協会（チェーンストア協），金融法委員会有志（金融法委員会有志），経済産業省経済産業政策局産業組織課（産業組織課），全国銀行協会（全銀協），西村あさひ法律事務所所有志（西村あさひ有志），森・濱田松本法律事務所所有志（森・濱田松本有志），三井食品株式会社（三井食品），株式会社東京都民銀行（都民銀行）

【個人】

個人２５３名（※なお，ホームページ掲載にあたり，個人名の記載を省略し，職業が判明している場合には職業を記載し，職業が判明していない場合には「個人」と記載した。）

【意見】（団体）

- 今般の債権法改正議論において「分かりやすい民法」と「社会・経済の変化への対応」という視点で検討していくことに対して賛意を表するとともに、民法が市民社会の根幹を支える法律として国民により広く親しまれるために日本の現状を把握する努力が必要であると認識している。また、情報技術の発展に伴う取引形態などの変容や、高齢化社会への対応として措置から契約へといった流れの中で、変化への対応として改正の是非や内容に関して、利用者である市民の多様な意見を取り上げて検討すべきである。（東京青司協）
- 明治29年の制定以来、大きな改正がされてこなかった民法（債権関係）について、①社会・経済への変化への対応と、②国民一般への分かりやすさという2つの観点から見直しを行うという方針には、法律実務に携わる弁護士としても大いに賛成するところである。現在の民法は、判例法理や解釈により補充されている部分が多いため、国民にとっては条文だけを読んでも十分に理解ができないという状況にあり、これを国民にとって分かりやすい形で整備すれば、円滑かつ安定的な取引を行うことが可能となり、企業、個人の経済活動にとっても非常に有意義である。今回の改正は、判例法理の明文化を中心に検討がされており、上記の観点からも、この点は歓迎すべきである。しかし、民事基本法として私人間の取引に広く適用される民法の改正は、業法等の改正とは異なり、あらゆる取引に適用される点でその影響力は多大なものとなる。このことから、判例法理を明文化するに際しては、当該判例法理が、およそ私人間の取引のすべてに適用されるべきルールとして妥当するものであるか、その射程範囲については十分な検討が必要である。さらに、判例法理とは異なる規定を設けることを検討する場合には、現在の実務を変更させてまで採用すべきルールとして適切なものなのか、実務的に受け入れられるものであるかを、特に慎重に検討する必要がある。前記のとおり、判例法理は民法の解釈において、実務でも重視されており、判例による解釈を参考として取引が構築されているものも多いところである。重要な判例に関しては、企業や個人の取引においても法令と同様の重要性をもって認識され、受け入れられている現状がある。この現状を覆し、別の解釈を採用して民法の規定とする場合には、それが真に私人間取引一般に受け入れられるものであるか、現在の取引慣行に重大な悪影響を及ぼすことがないかを慎重に検証する必要がある。法律の規定は、取引のルールとして一般に受け入れられる内容を明文化すべきであり、規律を定立するにあたって、実務における運用を無視して、単に理論の整合性のみを追求することがあってはならない。改正の内容についても、広く私人間取引に適用される民事基本法たる民法の性質から、特定の関係にある者の利益衡量に基づいた規定ではなく、基本的には、対等な関係にある私人間の取引を想定して、どのような規律が適用されるべきかという観点から議論

がされるべきである。この意味では、ある特定の関係にある者の間の利害の調整は、原則として、特別法により規律することが望ましく、民法にこのような規律を取り込もうとする場合には、基本法である民法の位置付けを不明確にしかねないものと危惧する。また、民法を改正することにより大きな影響を受けるのは、そのユーザーである取引当事者である企業や個人であるから、民法改正にあたっては、広く企業や個人の意見に耳を傾け、改正の議論に積極的に勘案していただくことが必要不可欠と感じられる。改正作業に際しては、研究者や専門家の尽力が不可欠ではあるが、学術的な議論等に力が注がれ、実際に法律を利用する企業や個人の意見が十分に反映されない結果となることは避けられなければならない。たとえ理論的には明解で、また、比較法的にも最先端にある改正内容であったとしても、それが我が国の実務に合致せず、ひいては経済の発展を阻害するようなものとなってしまえば、改正の目的を達成することができない。上記のような観点及び民事基本法という民法の性質から、さらにより多くの企業、個人の意思が反映されるよう、今後も引き続き、広く国民の関心を喚起するようお願いしたい。(TMI 有志)

- 今回の債権法改正は、民法第623条から第631条までの「雇用」各則のみならず、債権総論部分について改正の対象とされており、この債権総論部分の改正によっても労働契約に関する民法規定の解釈適用が重大な影響を受ける可能性がある。戦後、長期間にわたっての労働判例及び労使交渉の積み重ねによって、労働契約関係の民事的ルールが判例法理及び労使慣行として形成されてきた。また、平成19年に労働契約法が制定され、判例法理の一部が実定法となった。今回の債権法改正によって、これら実務によって形成されてきた労働判例及び労使慣行が変質させられ、労働者の権利を不当に制約ないし後退させることがあってはならない。他方、労働者の法的地位及び権利を保護するような内容であれば、その債権法改正に積極的に支持する。(労働弁護団)
- 民法改正に際し、IT分野における技術革新が経済社会にもたらした新たな通信手段の利用、新たなサービス、新たな当事者関係等への配慮を求めつつ、取引当事者間の権利義務が明確化され、予測可能性を増加させることによって、紛争を未然に防止し、もって国民生活、経済活動に不可欠なものとなっている情報システムの信頼性の向上、国際競争力の増大等に資する法的インフラストラクチャーの整備を望みたい。(情サ産協)
- 中小企業、特にこれから創業をしようとする若い起業家が民法を読んで経営判断ができるよう、利用者の立場に立った分かりやすい改正条文となることを期待したい。(全中)
- 1 改正に対する基本姿勢
改正にあたっては、立法事実まで立ち返り、改正の必要性を検討し、国民生活の

向上を図るために民法改正を行うべきことを基本方針にすべきことが重要であると考える。

部会は、改正方針として「社会・経済の変動に対応すること」及び「国民に分かりやすい民法」を掲げているが、当会もその方針自体に異論をさしはさむものではない。しかし、まず「社会・経済の変動に対応すること」との基本方針について言えば、民法の制定以来、我が国の社会・経済情勢は、極めて大きく変動してきていることは言うまでもないものの、判例や実務では、その大きな変動を、家族法の改正は別として、現行の民法の解釈・適用により適切かつ柔軟に対応してきていることも事実である。このことは、社会・経済の変動が、当然に改正の必要性という結論には結びつかないことを意味する。改正の必要性は、社会・経済の変動に伴い生じた法律関係や法律問題が、現行民法の規律では解決できず、民法規範を適用すると現実的な不都合が発生するといった、中間項を通して、初めて俎上にのぼるべきものと言える。単に、「社会・経済の変動に対応すること」のみを民法の改正に結びつけることは、真の改正の必要性を見失わせる危険性も否めないのものであって、部会にあっては、立法事実の必要について議論を重ね、本質的な議論を深めるべきであり、当会はその点を注視していく所存である。なお、民法が、国民生活を規律するという観点から立法事実の検討に当たっても、学理的な理論に偏ることなく、現実にした議論をすべき必要性があることを強調しておく。

次に「国民に分かりやすい民法」という観点から改正を目指すことも、格別に反対すべき指針とは言えない。そのような観点からみて、確定して定着した判例法理を条文化するリステイメントとも言うべき、改正を行うことには賛成する。ただし、リステイメント化を行うといっても、アメリカなどの例によれば、条文の数が著しく増加するという傾向も否定できず、そうするとかえって分かりにくい法典となりかねない。条文の表現などにも十分配慮して、会社法の轍を踏まないように、膨大な条文の法典にならないよう特に留意することを求める。また、「契約において引き受けていない事由」といった不明確な用語を使用する改正案も検討されている（なお、当会は、各論で述べるように「契約において引き受けていない事由」を債務不履行の免責要件として改正案には反対である。）が、これに代表されるような多義的で不明確な条文の文言を使用することは、国民にとって分かりにくく、法律離れをもたらす危険性もある。ワーディングには細心の注意をはらうべきことを強く求める。

2 今後の改正のスケジュール等について

債権法部会では、平成23年7月に第2読会を発足させるとともに、分科会を組織して、民法改正の審理を充実化させることを検討し、平成25年2月を目処として中間試案を決定することをスケジュール案の1つとして検討しているようである。

しかし、今回の「中間的な論点整理」に対するパブリックコメントに対する意見の提出は、その数も多量であり、また国民の多様な層からされるものと見込まれる。国民の幅広い意見を改正の際に求めて、それを参考として改正案を検討すべきことは、必要不可欠なことであることに鑑みれば、部会にあっては、十分な時間をとりパブリックコメントに対する意見を理解し、検討する必要がある。

現在検討される1つの案とされる上述のスケジュール案は、パブリックコメントの締め切り前に第2読会を発足させるなどしていることからみて、パブリックコメントに対する意見を検討する時間をとっていないか、短期間しかとっていないのではないかという、懸念を抱かせるものである。国民の意見を十分に取り入れて、真に国民のためになる民法を目指すべきことが重要であることからすれば、部会に「拙速な改正」、「改正を自己目的とした改正」とならないよう、強く要請するものである。(親和会)

○ 1 グローバル視点での確認

日本情報システム・ユーザー協会の企業の70%が海外に進出している。当然その国の法律に合わせた活動をしなければならないが、日本の法律が海外と一致していればいるほど、摩擦や調整は少なくなる。海外諸国の法律と比較して、どの点が異なるのかを明確にして変更していかなければならない。我が国がユニークさを維持することも戦略の一つであるから、全てを横並びにする必要はないが、その差を知っておくと、戦略推進上優位に立てる。この観点から、今回の改正は、どのような位置付けになるのか。特にソフトウェア産業については、機能要件、非機能要件といった独特の課題もあり、十分な議論が必要と思われる。

2 「作る」から「使う」時代へと少しずつ移行していることへの変化への対応
パッケージの利用が進み、「納入後にベンダーが勝手に、ネットを使って、プログラムを変化させる時代」になっているが、機能継承を正しく踏まえた変更ができていないとは思えない。むしろ改悪や価額の一方的値上げの押しつけなどの問題が起きている。今回の改正を見てもこのような時代の変化、技術の変化に対応できているとは思えないが、官民協力してこの問題への対応方法を議論・整理してはどうか。

3 クラウド（I A A S, P A A S, S A A S）時代に備えた債権法改正か

瑕疵は「特定の業者が納入したプログラムについての対応」について議論が集中しているように思える。複数のベンダーの開発したプログラムを一つにして運用しているので、単純な瑕疵論では問題解決はできない。このような複合問題を新債権法はどのように考えているのか。利用者が困らないような方策を提示していただきたい。(システム・ユーザー協)

○ 民法（債権関係）の改正にかかる各論点につき、その理由及び必要性を民法（債権関係）の改正全体との関係において、より明確に提示すべきである。

中間論点整理において提起された改正の論点は、その個々の論点に関し、改正の理由及び必要性が明確に説明されているものとは思われない、また、個々の論点について、改正の理由及び必要性が示されているものについても、その改正が、今回における民法（債権関係）改正の全体的又は一般的な理由及び必要性とどのように関連し、位置付けられるのかが必ずしも明らかではないものと思われる。

中間論点整理は、法規範の理論的整合性に重点を置いた民法（債権関係）の改正が志向されているように思われ、消費者問題に実務的に関わる者の多くにとっては理解しにくいものとなっていると言わざるを得ない。（消費者支援福岡）

- 日本貿易会から法制審議会民法（債権関係）部会第27回会議（平成23年6月7日開催）資料として提出済みの「民法改正に対する意見書」に記載した意見を勘案し、民法改正が経済界に与える影響の重大性を十分考慮の上、慎重に検討して頂きたい。（貿易会）
- 1 改正の方向について

今般審議されている民法改正が、国民一般への分かりやすさ及び社会・経済の変化への対応を基調とされていることには賛成する。そのような観点から、民法典中、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を見直すことには意義があると考え。他方、私的自治の原則及び契約自由の原則に基づき、実務の工夫への自由度が高い現行民法に基づいて、IT・家電業界が直面するビジネス上の要請に応えた取引のルールが形成され、また、現に形成されつつある。今般の民法（債権関係）の改正の審議に際しては、社会・経済の急激な変化に柔軟に対応するため、私人間の合意を通じて、取引の当事者の権利義務を柔軟に設計するために私的自治の原則及び契約自由の原則が果たしてきた重大な役割を決して軽んじることなく、これまで同様に、これらの大原則を維持することが、我が国の今後の経済活動の発展のために極めて重要であることに配慮をお願いする。

とりわけ、今後の審議においては、民法改正によって取引実務に無用な混乱をもたらさないよう、「取引の法的安定性」を確保し、実務に対して十分な配慮をするという視点が必要と考える。しかしながら、これまでの議論は、社会・経済の変化について企業活動の側からの視点が十分ではなく、やや消費者保護等の特定の方向に偏りすぎているきらいがあるように懸念している。仮に今般、一般法である民法の改正において私的自治の原則及び契約自由の原則を制約するような内容が導入されるのであれば、これまでに築きあげられた取引ルールが否定されることにもなりかねず、取引の法的安定性が損なわれるため、当業界としては、そのような方針には反対せざるを得ない。私的自治の原則及び契約自由の原則並びに当事者間の合意の効力を過度に規制する改正をしようとする提案には、企業の創意工夫と競争力とを阻害する面があるものと考え。

また、対等な私人間において、契約自由の原則やこれに基づく合意に対する規制が必要であるとの立法事実が具体的に示されているとも考えられない。それにもかかわらず、一般法である民法に安易に消費者法的な規定を盛り込もうとすれば、企業間の取引に思わぬ悪影響を及ぼす可能性が懸念される。規制が必要な場面については、既に社会経済法の分野で種々の立法が行われ実務としても定着していることも配慮し、基本法である民法典への消費者保護的な規制の持ち込みや、具体的事案の解決のために下された判例の過度の一般ルール化には慎重な対応を要望する。

また、現在問題なく行われている我が国の取引実務との乖離が大きい改正内容については、企業の活動に混乱をもたらす、あるいは新しい制度への過剰な警戒心から契約交渉に余計な対応が必要となり取引費用が増加するといった新たな負担が生じかねない。この点についても配慮を要望する。

そして、今後の改正案の審議に当たっては、今般の民法改正が目的とする、国民一般への分かりやすさ及び社会・経済の変化への対応という2つの観点から、以下の点を要望する。

第一に、「国民一般への分かりやすさ」という点である。民法上に新たに設けられる規定が、国民一般に及ぼす影響は、当該規定が、当事者の合意で排除できる任意規定であるか、それとも排除することができない強行規定であるかによって、大きく異なってくる。そこで、改正の審議に際しては、当該規定を、任意規定として導入することを検討しているのか、それとも強行規定として導入することを検討しているのかを明らかにし、改正が及ぼす影響について、広く国民一般が予測可能とすべきであると考ええる。さらに、今般審議されている民法改正が、国民一般への分かりやすさを目的としていることからすれば、もう一步踏み込んで、改正後の条文をみれば、当該規定が任意規定なのか強行規定なのかが国民一般に明らかになるようにすべきであると考ええる（中間論点整理第28、3）。改正後の条文を読んでも、ある規定が任意規定なのか強行規定なのかが不明確であり、民法改正後、この点をめぐって紛争が頻発し、その結果、最高裁判決が確定することにより結論が出るのを待たなければならないというのでは、我が国の取引実務は混乱してしまうから、分かりやすい民法典という改正の目的に反するおそれがある。

第二に、「社会・経済の変化への対応」という観点である。IT・家電業界においては、コンピュータソフトウェアや知的財産権など、無体物が取引やサービスの対象となることが多いという実態があり、その結果、有体物ではなく無体物が契約の目的となる契約（例えば、ライセンス契約やソフトウェアやコンテンツの販売契約、クラウドコンピューティング関連の契約など）が数多く見られる。他方、現行民法は、「この法律において「物」とは有体物をいう」（民法第85条）と定めている上、歴史的には、有体物を対象とする契約類型を念頭に債権法関連の規定が置かれ、議

論が深化してきたと思われる。しかし、上記の通り、現代社会においては、有体物に決して劣ることなく、無体物も財として高い価値を有しており、無体物が契約の目的となる契約の重要性も高まっていると言わざるを得ない。それにもかかわらず、かかる「社会・経済の変化」を見逃して、もっぱら有体物を念頭に今般の民法改正の審議が進むとすれば問題である。改正後の規定が、無体物が契約の目的となる契約に対して適用、又は類推適用される可能性を念頭に、産業界からの意見を反映するように適切な改正がされることを強く要望する。

2 審議のスケジュール、スピードについて

民法（債権関係）部会が関係者の大変な御努力をもって第1読会を終えられたことに敬意を表す。しかし、そのスピードと審議内容のレベルの高さ、そして検討対象の広さの故に、審議に関与しているメンバー以外の国民にとっては、審議内容、論点の正確な把握が困難となっていることも事実である。国民一般にとって分かりやすい民法を目指すのであれば、その審議の過程も分かりやすいものであること、審議の内容を正確に理解するための時間的な余裕があることが望まれ、これらの点についても配慮いただければ幸いである。また、先般の東日本大震災が我が国の社会経済の将来に与える影響を勘案し、基本法たる民法の分野で特に対応すべき事項がないか、見定める期間等を設けることも意味のあることと思われ、今後の審議のスケジュールを検討する際に併せて検討をお願いする。

3 各界の意見聴取について

基本法たる民法の改正に際しては法制審議会の意見が尊重されるべきことは言うまでもない。しかしながら、広く私人間の権利義務を律する民法の改正にあたっては、学者・法曹が大半を占める現在の部会の枠組みの意見のみではなく、広く産業界を含む国民各層の意見が審議に反映されるべきと考える。この際、一口に産業界と言っても業界ごとに問題意識も改正により受ける影響・要望も異なるので、各界を代表する複数の委員を多数部会等に参加させ、多くの業界の意見をくみ取っていただく必要があろうと考える。この点を含め、審議に当たっては広く社会一般のコンセンサスの形成のために、十分な時間と十全な手続を経て審議が行われるように切に希望する。（電情産協）

- 現在、法制審議会民法（債権関係）部会において、債権法の現代化を目指した改正が検討されていることを歓迎する。民法（債権法）の改正により、担保融資における法的不確実性が解消されるとともに、担保取引の法制度が予見可能でより現実に則したものに整備され、事業者向け融資市場の活性化及び事業拡大に向けた資金流動性の向上につながる可能性が期待できる。（ACCJ）
- 今回の民法（債権関係）の改正の目的は、①市場のグローバル化等の社会・経済の変化への対応と、②国民一般への分かりやすい民法を目指すものとされている。

まず、①の点については、時代の変化に対応するために改正が必要とされる部分があることは否定しないが、当会においては、現行民法が時代に乗り遅れたものであって、早急に全面改正の必要があるとの見解はほとんどなく、かえって110年以上の間国民の間に定着してきた民法（債権関係）の基本原則を今ここで急に見直し、改正する必要性も、そのような立法事実も見だし難いとの認識のほうが多数を占めている。このため、従来積み上げてきた民法実務、民法解釈の基本的枠組みを直ちに抜本的に見直し、改正することには、基本的には賛成し難い状況にある。民法（債権関係）の全面的改正についても、個々の条文の見直しについても、分かりやすく誤解の起きないような条文を工夫することについて反対するものではないが、従来の枠組みを一挙に変更し、別の新しいルールを法典化することに対しては、無用の混乱を引き起こす懸念が強いことから、抵抗感が強いことは率直に表明しなければならない。まして、現在いまだ議論が熟していないような論点まで、急いで立法化する必要はないものと言わざるを得ない。さらに、現行実務では、不法行為に基づく損害賠償請求権と債務不履行に基づく損害賠償請求権はほぼ同様に扱われ、選択的請求がされているが、このような状況のなかで、契約債権のみを見直し、法定債権を積み残しにすることは、現行実務に大きな混乱をもたらすと言わなければならない。したがって、今後も、いたずらに民法（債権関係）のうち契約関係について全面的改正に固執することなく、従来の条項、取扱いに、何らかの欠陥・不都合があって、改正した方がよいと各界からの見解が一致した項目に限って、改正の方途を探るべきである。

その上、市場のグローバル化という現実があるとしても、それに伴って国際的取引ルールというものの自体が現実にあるのか、仮に国際的取引ルールがあるとして、現行民法がそのルールに抵触しているのか、そのルールに適合させるために本当に民法の改正という措置が必要なのか否かについては、相当慎重に見極めなければならない。そのような検討を経た後に、真に必要なものに限って、改正する方向を定めればよいのであって、真に必要なと判断されたもの以外のものまで直ちに改正する必要はないものと言わざるを得ない。

②の点については、現行民法の条文が簡略に過ぎ、解釈で補う部分が多数存することや、判例の蓄積によって定まった解釈を条文の文言の国語的解釈から導くことが困難な部分を、平易な日本語で条文化することによって、法律専門家でない一般人でも、法の規定内容が一読理解できるようにすることについては、その方針を否定する見解はないものと思われる。しかし、口語化によって、かえって冗長で分かりにくい条文に化すおそれもあるところから、この表現方法については、達意の文章による条文化が望まれるところである。もっとも、この点については、今回の中間的な論点整理案に対するパブリックコメントとしては、特に意見を述べる部分は

ないが、この姿勢は最後まで堅持されなければならないものと言わざるを得ない。

以上、法制審議会場で表明された改正の必要性についても、現在の定着している実務を直ちに改正する必要があるとは言えない段階であるとの認識のもとに、今改正に向けた論点整理を行うことまでは否定しないものの、このまま一気に改正に進むことには、当会内には強い抵抗感が存することを特に表明する必要性を感じる次第である。

その上、民法制定後、戦後だけでも阪神淡路大震災、そして平成23年3月11日に東日本大震災という地震・津波を経験し、我が国がしばしば大きな災害に見舞われる国土の上に存するものであることを再確認させられた。大震災の結果、現実には生じている不都合や問題点が噴出している現状について、問題点の集積と分析、いかなる対処法が有効なのかという点についての慎重な検討がまずされるべきである。このような、多くの国民の権利義務にかかわる論点を検討しないまま、海外における学問的潮流に追随して民法改正を急ぐことに、当会は相当違和感と危惧感を持つものであり、パブリックコメントの延期を求める会長声明も行っている。このような状況からすると、今後の審議会の進め方に当たっても、今回の被害の復旧・復興の進展にも留意しつつ、審議会での議論だけが独走するようなことがあれば、一国の私法の基本法の改正論議に国民が付いていけないということであり、このようなことは絶対に避けなければならないものと信ずる。

以上、当会は、今回の民法（債権関係）の改正論議について、改正の理念そのものに対する疑問と、今ここで敢えて抜本的な改正をすべき必要性についての疑念が十分に払拭できていない段階にあるとの認識から、直ちに民法（債権関係）の改正を推し進めることに対して、強い危惧を抱くものである。

以上のことから、当会としては、法制審議会場で市民に分かりやすい民法を作る努力を重ねるにしても、その審議に当たっては、十分な時間と回数を掛けて、なおかつ的確な広報活動を通じて、国民がこの改正論議に付いていけるようにすること、国民的理解を得るという観点から、パブリックコメントについても、次にもう1回行われて終了というような拙速は、絶対に避けなければならないものと確信している。（札幌弁）

- 民法（債権関係）の規定の見直しは、上記のとおり、生命保険が前提とする法律関係の基本的な内容について見直しを行うものであることから、その動向に大いに関心を寄せるところであり、民法（債権関係）の規定の見直しにより、民法が社会・経済の変化に対応し国民一般に分かりやすいものとなること、並びに保険契約者等の保護が一層進展し、生命保険業が健全かつ適切に発展を遂げることを期待する。また、規定の見直しにあたっては、現在、契約の趣旨や特性を考慮して合理的に行われている実務が問題とされ得ることのないよう、適切かつ具体的な要件が定めら

れるとともに、実務への影響について十分な検証が行われることを期待する。(生保協会)

- 「国民に分かりやすい民法の実現」という改正の必要性ないし目的は、民法典の外に存在する多くの重要な判例等を法文化することなどにより、国民やユーザー(企業、団体等)の予見可能性を高め、法的安定性や取引の安全を確実にすることに繋がるので、妥当である(ただし、判例法理の射的距離については慎重な検討が必要であり、かつ重要ではない論点についての判例までも細かく法文化する場合は、却って分かりにくくなるという問題がある)。

次に、立法事実の存在や、改正の必要性についての疑問・批判に答えることのできる「社会・経済の変化への対応」とは、すなわち「格差拡大への対応」を中心とするものと言っても過言ではなく、よって、今回の改正においては、「国民に分かりやすい民法の実現」とともに、「格差拡大への対応(ないし劣位者の保護)」という改正目的を重視するのが妥当である。

改正案の検討を行うに当たっては、まず、上記の改正目的を常に念頭に置き、かつ「改正目的との整合性」を重視しなければならないと考える。なぜなら、このような視点が欠け、あるいは疎かにされる場合は、改正目的と無関係な改正や、改正目的にそぐわない改正が行われることになりかねず、改正に伴う大きな負担を背負わされる国民の納得を得ることができないからである。(東弁)

- 民法は、民事関係を規律する基本法であり、その制定が明治29年で既に115年を経た古い法律である。そこで、民法改正論者からは、(1)判例・解釈で確立した法原則を明文化し、「誰でも読んでわかる民法」にすること、(2)21世紀に則し、現代化したものに民法を改正すること、(3)特別法で規定されているルールを民法に取り戻すこと、(4)世界に通用するルールをアジアから発信することを掲げて、改正機運を盛り上げている。

しかし、「古い」民法が全面的な改正をされずに今日に至っているが、これは「古い」現行民法が国民生活に根付いていることの証しである。また、現行民法下において、裁判実務に日頃従事する我々は、民法(債権関係)を速やかに改正しなければならないような立法事実を見出すことができないのである。

勿論、国民に分かり易い民法にすることに反対するつもりはないが、条文を分かり易くするために条文を細かく設けることが却って分かり難いものにしてしまうこともある。

そこで、国民の生活に与える影響が他の法令より遙かに大きい民法(債権関係)改正作業については、まず、改正の要否そのものを虚心に検討されねばならない。仮に、改正の必要があるとの結論が出た場合でも、特に改正を急ぐ必要性や緊急性がないのであるから、十分に時間をかけて検討すべきであって、拙速な改正は厳に

慎まなければならない。

更に、法制審議会の議論も、一部の意見にとどまることは否定できない。法制審議会議論における多数意見に対して、学界内部における反対意見も根強いと言われている。全ての民法学者による十分に時間をかけた検討も必要であると思われる。

時間切れによる審議打切とか審議時間を短縮するために分科会を設けるとかといった対応は厳に慎み、予定した審議回数や審議期間などに拘泥することなく、十分に審議を尽くすことが必要であり、また、そうすべきである。

特に、東日本大震災や福島原発事故による混乱が収束していない現状において、民法改正作業を推し進める必要性や緊急性に疑問を感じる実務家や学者も多くおり、改正作業を中止すべきであるという意見も出されている。これらのことを考え合わせると、民法改正作業はより一層慎重かつ丁寧な検討が必要とされる。

今後のパブリックコメントについては、最低4回（最終論点整理時点・各論点に関する方向性案の検討時点（中間要綱試案作成時点）・同確定時点（最終要綱試案作成時点）・法文ないし原案作成時点）は必要である。また、それぞれのパブリックコメントは、最低1年以上かけて募集すべきである。

更に、寄せられたパブリックコメントが法改正の過程に十分に反映されているか否かについても、従来、やや疑問に感じられる面がなかった。集まったパブリックコメントについては、適正に集約して公表し、これについて、さらに国民的な議論を重ね、法制審議会における議論に実質的な意味でフィードバックしていくことを求めたい。（愛知県弁）

- 社会経済の変化への対応及び国民一般の分かりやすさという二つの観点から見直しを行うことについては賛成である。しかし、見直しの作業は性急であってはならない。民法は国民の日常生活や経済活動に関わりの深いものであるからこそ、真に必要な部分について、慎重な議論と手続を踏んで見直しが行われるべきである。

中間論点整理において扱われている論点は多岐にわたっており、これらの全てについて見直し作業を一律に進めるとした場合、実質を伴った形で全国的議論を行うことは相当程度困難であることが見込まれる。したがって、実質を伴った形で全国的議論を経た民法（債権関係）の見直しを検討するためにまず行うべきは、見直しを行うべき論点の選別である。

一般論としては、判例法理の明文化や不明確な規定に対する手当が見直しの対象となることに異論はないであろう。これら意外に、学理や抽象的な必要性に基づいて見直しを行おうとするのであれば、立法事実という観点から慎重な対応が求められる。

また、これまでの法制審民法（債権関係）部会での議論の到達点のみならず、今回のパブリックコメントで寄せられた賛否の意見も重視して論点の選別を行うべき

である。(一弁)

- 民法が警備契約の前提となる基本法であることから、民法改正の動向に関心を寄せている。警備サービスが全国的に普及していることから、民法改正が検討されるにあたり、各種の警備サービス（特にホームセキュリティなどの機械警備）の特性が考慮されるべきであると考えている。(全警協)
- 民法（債権法）の全面改正の審議は、国家における基本法の改正作業にしては拙速の感がぬぐえない。

この改正作業については従前より様々な問題点を指摘されてきた。①国民の多様な意見を集約しなければならないのに、民間出身の委員が少なく、法制審議会民法（債権関係）部会の委員、幹事等の選任手続が不公正である、②分かりやすい民法への改正を目的としているのに、大幅に条文が増加することが予想され、かえって複雑にしている、③壊れてもいないものを、比較法的関心に基づく学説的見地等から根本的改正を試みている、④白紙からの検討を確認したにもかかわらず、事実上一部の学者の意見が改正案のたたき台とされている等々である。

ところで、本年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大惨事となった。また、津波で破壊された福島第1原子力発電所による放射能汚染問題は、現在も予断を許さない深刻な状況が継続しており、その解決には十数年にわたる長期化の懸念すらある。この様な状況下における法制審議会の喫緊の課題としては、震災からの復興に関する種々の立法策定作業であって、それを後回しにしてまで民法の改正作業を進めることはあってはならない。加えて、日本全体が震災への対応に追われ、今後長期にわたり国の基本政策の変更や平時には想定されなかった民事上の紛争も多発することが確実であるのに、民法の抜本的改正を現時点で行うことは大災害の混乱に拍車をかけ、国民生活に甚大な影響を与えるおそれを否定できない。

民法（債権法）の全面改正にあたっては、広く市民、消費者、労働者、企業各種団体等に意見を求め、公正な手続で慎重な審議をしなければならないのに、全面改正ありきを前提に債務不履行など基本的なルールを変更する方向で審議が進められており、民間において改正の必要性やその範囲に関する議論が十分に尽くされているとは言い難い。また、少なくともかかる大震災の発生した緊急時に様々な問題を秘めた民法改正を推し進めることは、国民の多様な意見を集約することができず、偏頗な内容の基本法となる危険性を払拭できない。さらには、震災に見舞われた地域においてはパブリックコメントなど募集されても対応が困難であることは自明である。民意を正確に改正に反映させるためには、被災地の復興に最大限配慮し、復興の実現ができた平時の環境において、開かれた手続のもとで国家の基本法のあり方を改めて問い直す姿勢こそ肝要である。

以上から、東日本大震災の復興が実現するまで完全なる凍結を行い、復興後の平

時の環境において広く民意の反映される体制のもとで、改めて審議を行うことを強く求める。(山梨県弁)

- 民法は私法の一般法であり、市民の日常生活や企業の経済活動に密接に関連している。現行民法・財産編は施行以来抜本的な改正がされることなく現在に至っているが、法曹のほか、法律関係者の努力によって安定的に運用ないし適用されている。

現行民法を見直すことに異を唱えるものではないが、その改正の審議に当たっては、各界からの多様な意見を集約し、グローバル化した今日にあってもなお世界に誇れる日本固有の文化・生活様式等を踏まえ、21世紀の日本社会にふさわしい改正内容でなければならず、また、情報量と交渉力において格差のある消費者・労働者・零細事業者等の保護に欠けることがあってはならない。改正による実務への悪影響も避けなければならない。

東日本大震災による影響も考慮せざるを得ない。東日本大震災により契約にどのような影響が生ずるのか、契約をめぐる紛争の内容をしん酌するとともに、被災者の方々の声を聞く必要がある。(大阪弁)

- 民事基本法典である民法は、私人間の法律関係を律する一般法として、制定以来、わが国の市場経済の発展を支えてきたが、この間の社会・経済の変化を踏まえて、必要な見直しを行うことは望ましいものとする。また、同法のうち債権関係の規定を「国民一般に分かりやすいものとする」という観点から見直すことにも賛成したいと考える。例えば、確立した判例法理を明文化することや、実務において一般的に行われ、定着してきた取引ルールを明文化することによって、民法典の国民一般に対する有用性がさらに高まることが期待できるので、このような見直しは望ましいと考える。

しかし、同時に、民事基本法典である民法を大きく改正することによる、わが国の社会・経済に対する影響の種類・程度・範囲は、必ずしも容易には予見し難いことから、目先のメリットだけで無闇に既存の実務を変更するとすれば、長期的なデメリットが生じたり、取引の安定性を害することになるのではないかと懸念も経済界では根強い。新たな規律を明文化することにより、却って、これまで個別具体的な事情に応じて柔軟に対処してきた実務運用の硬直化を招くおそれもある。問題なく社会に浸透してきた実務運用を尊重すべきであり、仮に新たな規律を明文化するとしても、メリット・デメリットを比較衡量した上で、大きな支障が生じないよう十分配慮する必要がある。文言の変更によってすら、従来の実務運用に大きな影響が生じることも懸念されることから、新たな規律の明文化については慎重に検討する必要がある。

以上のとおり、既存の規律の見直しに際しては、これまでの規律からの変更の必要があるのか、必要があるとしても変更によって実務にどのような影響を及ぼすこ

とになるかを時間をかけて十分に精査するとともに、改正によって不要な混乱を生じさせないように、法律の構成や条文の配置等についても、これまでの民法との連続性にも十分配慮を頂きたい。

また、判例ルールの特文化は基本的に望ましい見直しであると考えられるが、例外的な事例についての考え方を示したに過ぎない判例を一般的なルールとして特文化するとすると、原則と例外が逆転することになるおそれがある。もしそのような事態になれば、それまで問題なく行っていた実務であってもルールに反するか否かをいちいち確認する必要が生じ、取引コストの大幅な増加につながることを懸念される。判例法理の特文化にあたっては、どのような事例についての判断なのか、どのような範囲を対象としているのかを具体的に確認し、明文規定としてふさわしいかどうかを慎重に検討すべきである。

債権法の改正については、検討範囲の広さやその見直しが、わが国の社会・経済全般に幅広い影響を及ぼす可能性があることに鑑み、学理面のみに基づいて改正を検討するのではなく、今後の議論においても引き続き、企業をはじめとする多様な実務者・利用者・利害関係者が十分に各論点について検討できるように配慮するとともに、様々な意見を丁寧に聞き取るよう心がけていただきたい。(経団連)

- 改正の必要性について必ずしも国民的なコンセンサスが形成されているとはいえない状況下での改正作業であり、特に新たな規律の導入や判例法理の特文化をこえた「信義則の具体化」等については、慎重の上にも慎重を期した検討を求めたい。

国際取引法フォーラムにおける中間論点整理の検討の際には、改正提案が前提としている事実認識、取引実態の理解について、疑問に感じるものが少なくなかった。

改正提案が規律の対象としようとしている取引には、消費者等の弱者が当事者となる取引以外に国際取引のように対等な当事者間での事業者間取引が含まれ、その中には多種多様なものが存在するという点を十分に把握した上で、慎重な検討がされることを望む。

国際取引の実務感覚に合致し、評価できる提案とし、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）と調和的な改正提案については、同じ国の中に異質な二つの法体系を存置しないという観点からも、また国際的に受け入れやすい法体系を策定するという観点からも、一般論としては賛成できる。

しかし、民法が商取引にも適用される私法の一般法であることを考えると、いくつかの点で賛成できない論点もある。(国際取引有志)

- 理論的に熟していない問題について性急に改正しようとしている点が多々見受けられる。また、判例法理を特文化しようという構想が多いが、なぜそれらを特文化する必要があるのか、法律に規定すべきこととそうでないものを識別する基準を考えているのか。判例法理を特文化するといっても、その判例法理自体が特文化に

適する程に確立している、あるいは十分に理解し尽くされているわけではない場合があることに留意すべきである。(北海学園大民研)

- 今般の債権法改正にあたっては、共済契約に限らず様々な種類の契約を想定した検討が行われるものと考えられる。規律の見直しにあたっては、共済契約の特性を考慮して、合理的に行われている実務への影響について十分な検証が行われることを期待する。(共済協会)
- 契約当事者間の関係や契約の性質は今後も時代・社会情勢の進展によって変化していくものであることから、今次の改正においても民法の大原則である私的自治の原則が堅持されながら、当事者間の自由な契約としての新たな規律が確立されることをする。

一方で、各業界においては、業界の特性を踏まえ、長年にわたって積み上げられた市場に広く行き渡った円滑かつ合理的な実務運営が確立されている。新たな規律の導入にあたっては、確立された実務が尊重されるとともに、不要な混乱を招かぬよう柔軟性のある規律とされることを希望する。

今般の中間論点整理案では、信義則を始めとして、従来的一般規律や判例法理を明確化するという提案が行われた。これらの規律化の効果として、国民にとって分かりやすく、利用しやすい規律となることが期待される。

一方で、要件が抽象的かつ不明確となる場合には実務の混乱を招き、制度が濫用される危険をも孕んでいる。従って、改正にあたってはこれらの懸念も踏まえ、慎重に検討されることを希望する。(損保協会)

- 第1に、民法の編別・大系は、必然性があるもの以外は大きく変更すると混乱を招くおそれがある。現行民法は、明治31年施行以来の5編編成であり、編成自体に対する障害は聞かれない。法典の大系としては、欧米と比較しても、バランスの取れた優れた編成となっている。100年以上継続してきたわが国の法文化となっており、韓国民法、中国民法法等のアジア法にも影響を与えている。

第2に、民法(債権法)改正を実施する際の視点として、民法典における市民法としての視点を留意いただきたい。すなわち、行動規範および裁判規範として、市民の財産や権利をいかに守るかを民法典の基本とすべきであり、事業者が中心となる取引や事業者の取引を確保する権利に関する規定は、特別法に委ねるべきである。

第3に、民法典制定が国家の一大事業であったのと同様に、民法改正もまた一大事業と言わなければならない。今回のパブリックコメントについては、既に意見を聞いたという既成事実として利用するのではなく、その採否を慎重にご検討いただきたい。そしてその結果をできる限り詳細に公表していただきたい。また、このパブリックコメント締切後は、できる限り多くの議論を喚起し、かつ、広く意見を取り入れ、十分に時間をかけて中間試案を作成していただきたい。さらに、地方から

の識者の意見も反映するように努めていただきたい。(広大有志)

- 社会・経済の変化を踏まえて、契約弱者の保護の視点からの契約ルールの在り方について検討することは重要である。その検討にあたっては、民法（債権関係）改正は、国民生活に広く影響を及ぼすものであることから、検討過程や内容について、広く、かつ、わかりやすく情報公開し、国民参加の中で、十分に時間をかけて議論されることが必要不可欠である。

中間論点整理が取り上げている内容は広く、契約各論の役務提供契約型の典型契約のみならず、債権総論、民法総則部分もその対象としており、労働契約や労働債権についての民法規定の解釈適用にも影響を及ぼすものである。

民法（債権関係）改正が、これまでの長きにわたる実務の積み重ねによって形成されてきた判例法理及び労使慣行を変え、労働者保護を後退させるものとなってしまうのではない。

労働契約は、対等当事者による契約ではなく、経済力・交渉力・情報力の格差のある労働者と使用者の契約であること、生身の人間の営みによる「労働力」は売り惜しみができないこと、長期に及ぶ継続的な契約関係であることなどの特色がある。

このような労働契約の特質を踏まえ、労働分野に関するルールは特別立法として法規制が行われてきている。民法の「雇用」の規定は引き続き重要であるが、その内容は基本的な事項にとどめることとし、今後も、①労働政策的な考慮の必要性、②公労使三者構成による立法プロセス、③労働契約における集团的労使関係の重要性等に鑑みて、労働契約に関する立法は、労働契約法の充実によって行うことを基本とすべきである。(連合)

- 次のステージでの議論を継続していくに当たって、この度の債権法改正全般に該当する留意点についてさらに次の点を意識して頂きたいと考えている。

それは「正義実現のための当為規範が法であるから、法は、もともと、人間の存在とともに存在し、人間の存在とともに妥当するもの」であって、成熟した本来の法を意識せずに立法作業を行うことは正しいアプローチでなく、債権法の改正によってもたらされるべき姿は、現在の民法が形作っている正義を、まだ法文として取り込まれていない判例の積重ねによって成熟した法と、学説によって本来の法が予定した暫定的な法のうちで取込み可能なものを条文として明確にするという作業であって、現状の債権法が形作っている正義の体系に手を加えるものではないという点である。

したがって、債権法に新たな法規範の定立を期待すべきではないし、債権法改正によって現在の規範が修正・変更されるべきではないと考える。

その意味において、債権法の改正によって、実務が影響を受けることはほとんどないと考えている。

補足説明の第1部全般的事項には、見直しを行う観点として、民法制定以来110年余りの間の社会・経済の変化への対応という「①社会・経済の変化への対応」と条文の外に形成された判例法理の明文化や不明確な規定の見直しという「②国民一般への分かりやすさ」の二つの観点が掲げられているが、この二つの観点は、まさに上記に留意点として意識して頂きたいと述べた点を別な角度から整理した観点であると理解しているので、この度の債権法改正に当たっては、全般にわたり、この二つの観点から検討していただきたいと考える。また、一般法として適用される規範であることから多数の国民の意見を聞いていただくことは重要だと考えるが、一方で、自己の利害のみを主張するような意見については上記の趣旨に照らして整理をして頂きたいとも考えている。(ヤフー)

- 中間論点整理においては、各論点において立法が提案されている規定について、かかる規定が任意規定であるのか強行規定であるのか不明確なものが見受けられる。具体的には、各項目において個別に指摘しているが、ある規定が任意規定であるのか強行規定であるのかについて明確にされなければ取引の安全が害されるので、当該区別に係る一般的な規定を設けるか、個別規定において強行規定なのか任意規定なのかについて言及することに関して検討していただきたい。

中間論点整理では、「事業者」「消費者」という概念及び対比を取り込み、民法においてBtoC取引における消費者保護に係る規定を導入することも提案されている。しかしながら、そもそも「事業者」「消費者」の切り分けが曖昧であり、BtoB取引といっても、程度の違いはあるものの、契約を交渉する当事者間に経済状況のほか、知識、交渉力、経験等に差異があるのが通例といってよく、BtoC取引と同様の規制を及ぼすべき取引も存在するのが実情である（また、逆の場合も想定される。）。そのため、民法において事業者／消費者に関する規定は置くべきでなく、BtoC取引における消費者保護については、消費者契約法等の特別法に委ねれば足りると考えられるので、十分な検討をしていただきたい。なお、各項目においては、「事業者」概念が仮に導入されたことを前提としてコメントしている箇所（不当条項規制など）がある点についてご留意いただきたい。

消費者保護と同様、特別法の規定に服する又は服すべきである点については敢えて民法において規定を置くべきではなく、当該特別法において個別具体的に規制することで対応されるべきであり、それで足りると思われる。具体的には、消費者保護に加え、労働者保護に係る事項や、既に金融商品取引法、宅地建物取引業法等によって対応されている事項が挙げられる。

中間論点整理においては、個別の規定において、現行法においては信義則等の一般規定の解釈によって対応されてきた点（事情変更の原則等）を具体的に規定する旨の提案や、実際の取引において生じ得る種々の場面に対する対応について具体的

に規定する旨の提案がされている箇所が見受けられる。しかしながら、いずれについても、個別の規定において完全に対応することは困難を極めるものと思われ、また、かかる規定を設けることにより個別事案における柔軟な対応ができなくなってしまうおそれがある。そのため、かかる個別規定の限界を認識の上、一般規定の解釈による対応や個別事案における個別的な対応が可能となるような配慮をしていただきたい。

中間論点整理においては、現代的取引における取引慣行及び現代取引において一般的に設けられる規定に対する配慮が必ずしも見受けられない提案が散見されるので、かかる取引慣行及び規定を踏まえた検討をお願いしたい。

また、近時の不動産取引や M&A 取引等の契約書においては、債務不履行責任及び瑕疵担保責任のほかに表明保証責任に関する規定を設けることや、取引実行の前提となる種々の前提条件を設けることが一般的に行われている。それにもかかわらず、表明保証責任の法的性質・要件・効果や上記前提条件の法的性質等について、裁判例等も未だ少ないため、解釈が確立していない点が多い。そのため、今回の債権法改正にあたっては、かかる表明保証規定等の現代的取引における一般的な規定の法的性質や要件・効果に係る議論を踏まえて、当該規定に関する規定を民法に設けることも含めて十分な検討を行っていただきたい。(長島・大野・常松有志)

- 現行の条文や確立した判例を前提として取引実務が行われていることに照らせば、民法の改正は、国民生活や取引実務の面からの強い要請のある真に必要なものに限定していただきたい。

単なる文言の変更でも、取引実務が大きく混乱するおそれがあるため、改正は慎重にされるべきである。

当事者の属性や立場により、契約の効力を否定したり、契約内容の解釈を限定することにより特定の政策目的を達成するような改正はされるべきではない。

契約書に基づかずに行われる取引では、契約内容を解釈する上で民法の任意規定が非常に重要な解釈規範となっているため、変更や削除は慎重にされるよう希望する。(チェーンストア協)

- 今回の民法（債権法）改正の動きについては、
 - ① そもそも現時点で改正の必要を裏付ける立法事実がない。
 - ② 現行民法の運用、適用で実務はさほど不都合を感じていない。
 - ③ 学理的、講壇事例的な興味論点が多い。
 - ④ 法制審部会の委員幹事の選出にやや偏りが感じられる。

等の批判があり、実際、単位会によっては改正自体に反旗を掲げるところもある。また、当会の個々の会員の中にも同様の意見を持つ者もいると思われる。

しかし、以下の理由により、改正の検討を進めることには賛成する。ただし、今

後の審議にあたって留意してほしい事項を同時に併記するものとする。

民法制定から115年を経た現代において、「人」概念は起草時から変容しており、同様の「人」であっても経済的地位の格差や情報の質及び量並びに交渉力の格差が顕著である。「人」概念の分節化はともかくとしても個人と事業者間の取引には何らかの特別の規律が求められるべきではないだろうか。

そもそも、現代の取引は商人（事業者）対商人（事業者）、商人（事業者）対個人の不特定物取引が圧倒的割合を占めている。このうち前者は商法の分野であるが、後者の取引について、本来対等な当事者間を規律することを予定している現行民法をそのまま適用した場合、実態に合わず不都合な場面が多々生じてくることは避けられない。つまり、現行民法は、現代の社会・経済事実及びその対象範囲からかけ離れるに至っている感がある。民法が広く、すべての人を対象とする基本法であるなら、そのすべての人及びすべての取引を対象とするにふさわしい基本法たるべきである。

以上によれば、現代の社会事実、経済事実に即した基本法の改正の検討はやはり必要である。

また、現行民法で典型契約とされているものが真実に現代の典型契約とされるべき社会・経済的事実があるのか、一度吟味してみるべきである。一方で、今後は、役務の提供を目的とする契約や、複数の契約が組み合わされて1つの法律関係が形成される契約等の増加が予想され、それにふさわしい規律や、新たに典型契約として組み入れるべき契約類型の有無等についても検討が必要である。

さらに、現代における個人が関わる多くの契約（銀行取引、保険契約、クレジット契約等）は、企業が作成する一方的約款によって規律されている。現状の約款の解釈論のみではその紛争解決には限界があり、約款について実定法上の規律が必要である。

加えて、21世紀の私法の基本法を立ち上げるというコンセプトも軽視すべきではない。これには、基本法の改正に即して、他の法改正の方向性が見極められるという指針の意味もある。民法が裁判規範であると共に行為規範である事はおそらく争いないところであるが、将来の社会の構成原理の1つのモデルを示す部分も考えてみて良いのではないか。換言すれば、少し先取りした形でも将来の100年を見越した改正を考えてよい時期である。後追い又は現状認識のみが法律の役割ではないはずである。法には創造的役割もあることはまた否定できない。

これまでの審議の問題点と今後期待すべきことにつき、そもそも立法（改正）に当たっては以下の3つの要素が必要であると言われる。

- ① 理念、目的、思想の要素
- ② それを必要とする社会的、経済的事実の検証の要素

③ その目的を法律によって実現するための言葉の技術の要素

しかしながら、これまで法制審部会から提示された資料（検討事項）では、五月雨式に個別の論点が抽出され意見回答が求められているところ、その背景にある上記①の改正理念が明確には示されていない。

今のところコンセンサスがあるのは、せいぜい、民法はすべての人を対象とすること及び国民にとって分かりやすい民法典とすることのみである。

その実情は審議会内で総論としての改正理念の内容が確定できず、現段階では表明し得ないということであろうが、目的・理念なき改正など国民が納得するはずがない。本来は各論の解釈も総論の理念、目的を前提にしてそれに収斂する形で作られるべきものであるが、総論（理念）なきまま各論の解釈論の回答を求められているのが現状である。今後、このパブコメを経た段階においては、審議会が改正の理念・目的をはっきり示す事は必至の責務であろう。

弁護士会が改正に関わる場合、最も適任とされるのは上記②の立法事実の有無の調査・提供であろう。当会も含め、その実態を出来るだけ明らかにして問題点を法制審部会に反映させる努力が必要である。また、弁護士会は、上記①及び③の要素についても、主として声なき国民個人の代弁者として堂々と意見陳述すべき役割を担っているというべきである。

以下で、主として、改正を正当付ける立法事実の有無の検証の見地から以下の点を申し述べる。

本論点整理に向けて法制審部会で検討の対象とされてきた事項は、平成17年頃から上記研究者グループで議論されてきたものがそのままモチーフとなっているものが多い。同時期はいわゆる新自由主義の思想とともに、規制緩和が声高に叫ばれていた時代であったが、平成20年のリーマンショックを契機として金融資本主義の危機が懸念されるに至り、更には米国を中心とするグローバリズムの行く末が極めて不透明な状況にある。このようなパラダイムの劇的な変化を踏まえて、もう一度検討事項の立法事実を再調査すべきである。

例えば、中間論点整理に示された考え方の中には、将来債権の譲渡（実質は譲渡担保）を明文で認めるなどして、債権の流通化の促進にかなりの積極姿勢を示しているものがあるが、サブプライムローンをはじめとして、資産価値が乏しい債権の証券化が恐慌の引き金になった教訓を学ばねばならないところである。また、これまでのような景気循環による経済の回復は、もはや期待されえない時代であるとする論にも説得力があり、それを前提として価値判断を組み直す必要があるのではなかろうか。

また、今回の改正が国際競争力に資するものだとの意見がある。しかし、前記のパラダイムの変化にも留意しながら、立法事実として真実そうであるかを見極める

必要がある。

なお、法制審部会を構成する委員幹事はわずか37名にすぎず、前述のとおりその選出にやや偏りが感じられるとの指摘もあるところであって、改正の議論が広く国民に開かれた形で行われ、そこに国民の多様な意見が反映されたと言いうるためには、今後、外部からの改正検討事項の提案や、これまでの議論内容に対する批判や修正の求めなどに対し、同部会がこれまで以上に耳を傾け、それらも取り込みながら議論を進めていく必要がある。その意味で弁護士会の責任にも重大なものがある。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地を中心とする法律関係に重大な影響を及ぼし、被災地やその周辺地域では、今なお、原発問題をはじめとして、深刻かつ困難な状況が続いている。その多くは時限立法や特別立法で対処すべき問題であろうが、危険負担や賃貸借の項などでは、その必要性や規律の内容の可否などについて、再認識すべき事項も提供してくれている。これらの事項については、今後の債権法改正の議論において、災害等により被災した場面も想定しながら検討を加えていくことが必要である。

また、被災地の住民の方たちや被災地地方の単位弁護士会が本改正の検討事項を十分に検討できるような時間的配慮はぜひとも必要である。その意味で今回のパブリックコメントのスケジュールは少し拙速に行われたものと評価せざるを得ない。(横浜弁)

- 第一は、改正の実務的メリットの問題である。弁護士から今次の民法改正議論を見るに、そもそもなぜ、今、このタイミングで民法の全面改正が必要なのかという点については、やや戸惑いがなくもない。社会の変化に対応させる必要性や判例法理の明確化の要請であれば現行民法のうち不都合を生じた部分のみを改正すればよいところであるし、日常的に民法に接している者からすれば現行民法が使い勝手の悪いものとは必ずしも思えない。民法改正を推進する立場からすればそれこそが「プロの発想」ということになるのかと思われるが、口語化された現行民法において、日本語としてその意味が理解不能な条文というのはそう多くはないのではないか。むしろあらゆる場合を想定して詳細な規定を置く条文数の多い法典のほうが一般市民にとって分かりにくい法典となっているのではないか。例えば会社法は今次の新たな制定によって極めて精緻な構造を有する法典となったが、これが市民にとってわかりやすい法律であるとは到底いい得ないと思われる。

また、法制審議会民法（債権関係）部会は債務不履行に基づく損害賠償請求、契約解除などの場面において新たな概念設定を試みているが、新たな概念を設定した場合には、当然当該新たな概念を巡って種々の解釈を生じ、従前の安定した法律実務が新たな判例が確立されるまで混乱し、無用のコストや時間を関係者に強いることが考えられる。民法は110年余りにわたり発展を遂げ、膨大な判例が形成され、

一定の安定した運用がされている。司法の基本法典たる民法がかようなシステムとして機能していることにより、取引における予測可能性が高められ、現代社会の重要な法的なインフラストラクチャーを形成している。一時の混乱を招いても現状を変更しなければならない必然性がある場合にはそのような混乱も致し方ないと思われるが、果たして今回提案されている新たな概念がそのような立法事実に基づいているか疑問なしとしない。

以上のような観点から、我々としては、現行法において不都合が生じている部分、又は改正により具体的メリットが予想できる部分については、改正に賛成をすると共に、理念的根拠から、概念のみが新しくなり、それによる実務的なメリットが見えない部分については現状を変更することに基本的に反対の立場をとることとした。

第二は、例外的に判例法理等で認められてきたルールを一般化することの妥当性である。従前例外的に信義則の現われとして認められてきた法理を一般化して明文化することについては基本的に反対の立場である

第三は「人」概念についてである。これについて、法制審議会民法（債権関係）部会においては、消費者契約を取り込むことの是非が論じられている。社会経済の発達により個々の法主体に経済力や情報力を含めた格差が広がり、私的自治による自由な意思決定に法が干渉しなければならない場面が増えていることは異論のないところと思われる。しかしながら、私法の基本法である民法において正面から消費者契約の概念を入れることは、民法の基本法的側面を害する懸念がある一方、消費者保護政策の観点からもかえって機動的な法規制が困難になるのではないかと懸念を払拭できない。その意味で、我々は、民法に消費者概念を入れることは反対の立場をとることとした。なお、当然のことであるが、民法に消費者保護法制の考え方を入れるということに反対をすることは消費者保護法制が不要である、あるいはそのような規制に謙抑的であるべきであるということをもまったく意味しない。むしろそれらは民法の特別法としての別途の法制下で充実させるべきであるという趣旨である。（二弁）

- 日本国が現在行っている民法改正作業について、アジア地域を始めとする諸外国にも広報し、日本国の取り組みを国際的に知らせるべきである。（山口県弁）
- 今回の民法（債権関係）の改正は、①民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図ること、②国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、契約に関する規定を中心に見直しをする必要があるとして、その審議が開始している。

まず、①の点については、時代の変化に対応するための改正作業が必要とされるものであろうことは理解できるものの、現行民法が19世紀に成立してから110年以上も経過したことの故をもって、21世紀の現在の法規範として時代遅れであるとか、相応しくないものであるとかという点については、相当慎重な検討が必要

である。弁護士、弁護士法人及び弁護士会においては、現行民法が時代遅れで、複雑で高度化した現代社会に対応できないとして早急に改正する必要があるとの意見はほとんどなく、かえって110年以上の間国民の間に定着してきた民法の諸規定を今ここで見直し、改正する立法事実は見出し難く、その必要性は乏しいとの認識が多数を占めている。

この見地から、民法（債権関係）の改正について、従来積み上げてきた判例や解釈等の実務によって現代社会に十分対応できているので、今民法の基本的枠組を見直して新しいルールを定める必要性に乏しいし、個々の条文についても、分かりやすく、誤解の起きないような条文を工夫することについてまで反対するものではないものの、従来の諸規定を一挙に改正することに対しては、無用の混乱を引き起こす懸念が強いことから、抵抗感が強いことを率直に表明しなければならない。

その上、社会の複雑化・高度化や市場のグローバル化という現実があるとしても、それに伴って現在のルールを変更したり、新たなルールを定めたりする必要性自体が現実にあるのか。仮に新たなルールがあるとしても、現行民法がそのルールに抵触しているのか、本当に民法の改正という措置が必要なのか否かについては、相当慎重に見極めなければならない。まして、現在未だ議論が熟していないような論点についてまで、急いで立法化する必要はない。

今後の部会における議論においても、従来の諸規定に、理論的ないし実務的に何らかの欠陥や不都合があって、真に改正が必要であると各界の見解が一致した項目に限って、改正する方向を定めればよいのであって、真に必要と判断されたもの以外のものまで今直ちに改正する必要はないものと言わざるを得ない。

②の点については、現行民法の条文が簡略に過ぎ、解釈で補う部分が多数存することや、判例の蓄積によって解釈が定まった部分を、平易な日本語で条文化することによって、法律専門家でない一般人でも、法の規定内容が一読理解できるようにすることについては、十分に理解できるころではある。しかしながら、何をもって解釈が定まっていると評価できるのか、その範囲は必ずしも明確ではないし、解釈の定まった部分をすべて類型化し具体化して条文とすることによってかえって冗長で分かりにくくなる可能性もあり、詳細に条文化することが直ちに分かりやすくなるものではないことに留意すべきである。この点については、今回の中間論点整理に対するパブリックコメントとしては特に意見を述べる対象ではないが、民法の契約に関する規定をどの程度まで詳細化するのか慎重な姿勢を堅持すべきものと言わざるを得ない。

以上、部会の場で表明された改正の必要性についても、現在の定着している実務を直ちに改正する必要があるとは言えない段階であるとの認識の下に、改正に向けた論点整理を行うことまでは否定しないものの、このまま一気に改正に進むこと

には、当連合会内には強い危惧感が存することを特に表明する次第である。

その上、本年3月11日に勃発した東日本大震災は、我が国が、地震・津波という大災害に定期的に見舞われる定めを持っているものであることを再確認させられた。

大震災の結果、契約関係において現実には生じている不都合や問題点が噴出している現状について、問題点の集積と分析、いかなる対処法が有効なのかという点についての慎重な検討がまずされるべきである。

その上、現在未だ津波被害による行方不明者も多くが捜索途上であること、現地の瓦礫の撤去・仮設住宅の建設も途上であること、福島第一原子力発電所の被害も終息までには相当の期間が見込まれ、その後になって初めて復興の歩みが進み出すことを考えると、今ここで被災者の日常生活にも密接に関連した帰責事由・危険負担などをはじめとする契約に関するリスク分配に関する民法規範について、当事者である被災者を事実上放置したまま議論を進めることには、当連合会内でも、相当違和感と危惧感があり、パブリックコメントの延期を求める弁護士会の意見表明も相当数出されているところである。このような状況からすると、今後の審議会の進め方に当たっても、今回の被災者に生じた契約上の諸問題への現行規定の適用による不都合が存するか否か、存するとすればどのような事実か、その具体的な改正立法事実に向けることなく、審議会において学理的見地のみから議論が独走するようなことは絶対に避けなければならない。

民法を社会経済の変化に対応し、市民に分かりやすいものとする努力を重ねるにしても、その法制審議会の部会審議において十分な検討時間と十分な審議時間を確保し、かつ国民に対する的確で十分な情報提供を通じて、国民がこの改正論議に参加して国民的理解を得るべきである。かかる観点からは、パブリックコメントについても、次にもう1回行われて終了というような拙速は絶対に避けなければならない。(日弁連)

- 債権法の改正にあたっては、財産権の保障（憲法第29条）の観点から、適切な経過措置を置くことが必要である。例えば、①既に発生した債権及び②既に成立した法律関係に基づいて発生することとなる債権の、成立、効力、譲渡その他の処分の方法などはなお従前の例によることを明示されたい。また、いわゆる変更契約によって新法が当然に適用されることとなるものではないことも何らかの形で明らかにされたい。(西村あさひ有志)
- 民法について、法務大臣の諮問は、①民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図ること、②国民一般に分かりやすいものとするということという2つの観点から、契約に関する規定を中心に見直す必要があるとして、要綱を示すことを求めている。

これまで法制審議会部会で検討されたとおり、現行民法にも、不合理な箇所はあ

るし、定義規定、原理原則もしくは判例・学説上当然の法理が規定されていないなど、改正の必要な箇所が散見される。しかし、判例の規範は具体的な事案を解決するために定立されたものであって、射程距離が存在するし、そのことを見越して、近時の判例は「特段の事情がない限り」という留保をつけた上で一定の規範を定立している。判例の条文化作業に当たっては、判例の上記性質を十分留意して慎重に行うべきであり、明文化による予想外に起きうる弊害を極力除去すべきである。

他方、明らかに不合理とはいえない箇所については、たとえ学理的な要請があるとしても、これのみを理由として改正の対象とすべきものではない。例えば、債務不履行解除に関し、「契約の重大な不履行」という概念を用いて契約解除事由に一定の制限を加える案や、帰責事由の代わりに「契約において引き受けた事由」という概念を用いる案が検討されている。このような新たな概念自体、伝統的な学説として受け入れられてきたものではない。また、このような改正によって、債務不履行関係訴訟において新たな争点が持ち出され、改正後の国民生活等に混乱を与える可能性が否定できない。

また、ヨーロッパにおける近時の民法改正といった国際的動向は、EU統合とは無縁ではなく、このことが日本法の改正に直接影響を与えるものではない。研究として比較法の調査は重要ではあるが、100年以上安定的な運用がされてきた日本民法を根本から改正し外国法の諸制度をそのまま導入する必要性はない。よって、諸外国における民法改正の動向は、諮問の①にいう「社会・経済の変化への対応」の観点には必ずしも該当しないといえる。

反対に、自殺問題、貧困問題、多重債務や悪徳商法等の消費者問題がまだまだ社会の重要な問題として位置づけられていることを考慮すると、保証契約の規制強化、公序良俗法理の充実、説明義務、不当条項規制の創設、消費者概念の導入などは、「社会・経済の変化への対応」の見地から、格差社会の是正という見地から、極めて重要な改正テーマとなり得るものであり、充実した審議が望まれる。

今回の改正で、実務社会において、早急な改正要望論がそれほどないことは明らかであることから、法制審議会部会での議論は、十分に時間をとるべきである。

さらに、本年3月11日の東日本大震災による社会的・法的影響を考慮すると、債権法が国民の日常生活や企業の経済活動に直結することから、大規模災害に絡む様々な法的紛争を調査分析し、災害に関連した民法改正上の問題点を、更に吟味する必要がある。

しかし、現状では、法制審議会部会は、一昨年11月からわずか1年1か月間という強行スケジュールで、債権法にまつわる諸論点（これには、契約法に限られず、意思表示、期間、消滅時効などの民法総則の一部や債権総論も含まれる）全体について検討を終えてしまった。そのため、法制審議会部会の議事録を見ても、全く議

論されなかった論点が数多く存在し、重要論点も十分な議論ができていないとはいえず、残念ながら、消化不良の状態ですぐに論点を検討してきたにすぎないといえる。

また、中間論点整理に対するパブコメの集計が終了していないにもかかわらず、中間試案作成に向けた部会（いわゆる第2読会）が本年7月から始まり、既に2回も開催されている。このようなスケジュールを策定した法務省はパブコメの存在意義を軽視しているといわざるを得ない。東日本大震災の影響により、パブコメ意見書の作成に多くの時間と労力をさくことが出来ず、提出時期を延期せざるを得なかった被災地の弁護士会としては、法務省の上記方針には遺憾の意を唱えるものである。

法務省は、第2読会については、中間試案を平成25年2月にとりまとめるため、平成24年9月までに全19回の部会及び若干の予備日を設け、これらのみで債権法関係の全論点を検討することを予定している。この間には、補充分科会が開催されるにしても、同程度の審議時間しかかけなかった第1読会でも消化不良であったのだから、すべての論点を検討せざるを得ない第2読会では、審議時間は圧倒的に足りないといわざるを得ない。このままでは、国民はおろか法制審部会委員・幹事の意見をも十分に反映しない民法典が完成するのではないかと懸念する次第である。

第2読会においては、パブコメ意見書を十分に吟味する時間をかけた上で、予定よりも2倍以上の審議回数及び審議期間を設け、一つ一つの論点に十分な議論の時間をとることを求める。（仙台弁）

- 民法は、制定後110年以上の間の社会・経済情勢が大きく変化していることから、民法の条文が現代社会に適合しているのかどうか等の観点からこれを抜本的に見直すことが考えられる状況にある。また、民法は、長年の解釈運用の実績を通じて条文の文言の情報量に比してこれを取り巻く解釈論が分厚くなっているため、見直しに当たっては、既に定着した解釈論を相当な限度で明文化していくことが考えられる。さらに、民法は、制定時の事情にも由来して、簡素な文言を旨とし、定義規定や原則規定を大幅に省いているという事情もあるので、この際、市民や学習者にとって理解しやすい条文に改めていくことも検討に値する。

しかし、債権法のみを切り出して優先的に改正するとの方針には、説得的な理由や説明がないため、弁護士の間には疑義や違和感が発生しており、そのことによる弊害すらも懸念される。

また、民法は、社会の民事的秩序を支える民事基本法であり、その抜本改正は国民の日常生活にも大きな影響を及ぼすことになるから、改正の方向性や検討順序は、個々の論点の検討に入る前に、根本から議論がされるべきであると考えられるところ、そのような基本構想についての本格的な議論を経由しないまま債権法の優先的改正に向けた作業が進行している。

法改正の検討に当たって外国の立法例を比較参照することは必要かつ有用なことである。しかし、民法が現実に適用される領域のうち、国際取引はごく一部にすぎない。そもそも、日本は、市場統合が進行しているEU諸国とは事情が異なることを留意しなければならない。必ずしも債権法を現代化すること自体を否定する趣旨ではないが、改正の必要性や方向性を考えるうえで重視すべきは、日本における民法110年の実績ではないか。

財産法の中の債権法を切り出して改正するという検討範囲の問題に起因して次のような問題が生じる。中間論点整理の「第61 法定債権に関する規定に与える影響」に列記されているとおり、法定債権制度との調和ないし整合を図るべき論点の取り扱いについて態度決定が必要になっている。現時点では、何をどのように改正するのかが未定の段階であり、それ自体が今後の決定事項になるが、そこに列記されているのは、損害賠償の範囲に関する規定（民法416条）の見直しに伴い不法行為による損害賠償の範囲に関する規律がどうなるのかという問題等、いずれも大問題であるから、契約債権法を見直したうえで付随して見直すというような軽い問題ではないと考えられる。

時効制度においては、消滅時効は対象とするが取得時効は対象としないという扱いをすることによって、統一性ある制度理解が可能なのか、時効中断等の共通規定の行方がどうなるのかという問題が生ずる。

今回の審議事項の一つである法典の編成問題は、本来なら民法全体の抜本改正を行うという広い視野に立って検討されるべき課題であり、債権法改正という視野から検討することは必ずしもふさわしくないと考えられる。

民法を改正する以上、規定間の整合性に注意を払い全体として矛盾のない統一的な改正法とすべきことは最低限必要である。つまみ食いの改正をして制度間の不整合を惹起させるくらいなら、一定の論点については手直しを差し控えて将来の検討に委ねるといったような謙抑的な態度決定があってもよいところであるが、全体的な改正構想が存在しないがゆえに、その是非を量り難いというジレンマも生じる。

特別法の関係では、借地借家法との間の関係整理も検討されるべき課題の一つとなる。賃貸借の中でも、不動産賃貸借が重要な社会的機能を果たしており、紛争事例も多いことから、その際、存続期間、終了事由あるいは更新等において民法の規律と借地借家法の規律が重なり合っただけの見通しの悪さが生じていることは、見直されるべき問題となりうる。このような関係整理が検討されるべきであるところ、この問題は、これまでほとんど審議されておらず、中間論点整理においても取り上げられていないので、検討が必要である。

弁護士会を含む大規模の組織では、意見を外部に表明するにあたっては、組織内の委員会による検討作業のほか機関決定手続が必要であり、相応の時間を要するも

のであるが、このたびのパブリックコメントでは、検討事項が膨大であるにしては、実施期間が不相当に短いことが指摘される。真に国民の意見に対して耳を傾ける姿勢がありパブリックコメント手続の成果を重視するとの前提があるかぎり、手続的保障に対する配慮に不足があるという感がある。しかも、東日本大震災が発生し、その混乱状況がまだまだ収束せず、被災地はもとより日本全体が震災後の対応に追われているという状況にある中で、パブリックコメント手続を特に延期又は延長しなかったことは、後日の批判に耐え得る対応であったのかどうかにつき議論の余地がある。

そこで、将来、中間試案についてのパブリックコメントを実施する際には、検討内容が今回よりも大幅に増加すると見込まれることでもあり、実施期間の設定を含めた手続的保障について、格別の配慮がされる必要がある。(兵庫県弁)

○1 銀行取引における民法（債権関係）の意義とその改正

金融取引、銀行取引は一般的に高い信頼性によって支えられており、取引に対する法的安定性は極めて重要なファクターである。そして、銀行取引は、「銀行取引法」という単体の法律がない中、様々な法律、ルールによって支えられており、その主要な法律が民法である。

したがって、民法が1つのツールであるとするならば、銀行業はそのツールの主要なユーザーであるということも可能であろう。

また、民法の運用場面を見ると、銀行取引を中心に解釈がなされているもの、あるいは銀行取引に係る事例にもとづき判例が展開されている条文が決して少なくない。

このように、民法は銀行取引と密接であり、その改正は銀行取引に直接的、間接的に影響を与える可能性が高い。

特に、今回検討の対象となっている民法の債権関係の諸条項については、相殺や消費貸借等、多くの条項が銀行取引の基本ルールとなっており、改正検討に当たっては、銀行実務に十全の配慮が期待される場所である。

2 民法（債権関係）の改正検討に当たっての基本的なスタンス

上述したように、銀行取引において民法・債権法は極めて重要なルールとして機能している。これは、民法・債権法が、その当事者の属性に関わらず、中立的な基本ルールを提供しているからであろう。すなわち、銀行が取引を行う相手方は、個人および法人・企業等様々であり、民法・債権法は、多種多様な取引目的、取引当事者、取引態様等に対応可能な基本的ルールを提供しているのである。

このことにより、民法・債権法は、消費者や個人顧客の保護を重視する運用を積み重ねてきただけでなく、商法とともに、経済取引社会における基本ルール、ビジネスルールの基盤を提供してきたのである。今日、特別法として消費者保護のルー

ルが民法典の外に策定されてきているが、債権譲渡特例法のようなビジネスルールも同様に展開されてきている。

民法・債権法改正の検討に当たっては、多面的な検討が必要と考えられるが、消費者保護や顧客保護に重きがおかれる結果、ビジネスルールとしての機能がややもすると軽視されているかのような議論が見られる。このことが、民法・債権法の機能をより充実したものにする方向よりも、限定的にしてしまう方向に働くことが強く懸念される。もちろん、消費者保護や顧客保護の重要性は言を俟たないし、銀行取引における当事者としての消費者や個人顧客への配慮は、銀行界においても強く認識されているところである。民法・債権法改正の議論においても、当該当事者を想定した検討がなされることも異論はない。しかし、基本ルールであるはずの民法の規定が特定の面での規律に過度な重きを置いたものに改められることで、ビジネスルールとしての機能面を大幅に低下させるようであれば、そのような検討には慎重であるべきである。

特に、これまで長い期間にわたって積み上げられてきた銀行取引における実務とそれを支えるルールは、民法・債権法改正検討に当たって十分に尊重されるべきである。消費者問題等現代的問題に対処するために改正が必要という指摘がある場合でも、その問題が、民法・債権法の現在の規律を変更するほど一般的なものなのか、それとも弊害事例に留まるのか、また、規律の変更は、一般ルールの原則・例外の変更によるべきなのか、特別法によるべきなのかを慎重に検討するべきである。

さらに、仮にルールを変更した場合、目的を達成できるのかだけでなく、そのことの経済的な影響、商品・サービスの価格形成や市場の需給バランスに対する影響について、十分に検証される必要がある。この検証は、法理論による手法だけでなく、経済的な分析等多様な手法が用いられるべきである。目的達成のための価値判断や政策判断が差し挟まれるのであれば、そのことを明らかにしたうえで、副作用についても議論がなされるべきであり、今後の検討においてはこうした面での専門家の知見を取り入れることを望む。特に、法制審議会民法（債権関係）部会での議論や今回の意見募集により、民間事業者から市場への悪影響の懸念が示された論点については、とりわけ慎重な検証をお願いしたい。（全銀協）

【意見】（個人）

- 全体を見渡して、検討されている内容については大きな異論はない。ある論点には複数案があるものもあるが、法制審議会で「論点第〇〇についてこの案で行く」という方針が決まったなら、改正に反映させればよい。中には判例を立法で変えてしまうものもあるが、異論がなければそれでよい。法律も社会の変化と同様、迅速に変化させる必要性は否定できないはずである。消費者に対して不当な行為がされていて規制をすると決めたなら、直ちに適切な法制定・法改正がされることを強く願っている。政治的なかけひきにより国民が放置され、業者が笑っていることは、国民のための政治と言いながら、自己保身しか考えていない、国民に対しての背信行為以外の何者でもない。（会社員）
- 今回の改正は数年前から進んでいたものであり、東北関東大震災のような大規模な天災が生じた場合の影響については、事情変更の原則が提案されているものの、必ずしも十分に検討されていないように見受けられる。今回の改正は少なくとも今後100年にわたって効力を有しうる基本法の制定である。今後、関東大震災や東南海大地震の発生が高い確率で予想されている現在、大規模な激甚災害が民法の基本ルールにどのような影響を及ぼすのかについて、今一度全般的な検討が必要ではないか。加えて、現在は、北関東から東北の大学が大きな被害を受け、関係諸機関もその対応に追われ、今回の報告書についても十分な検討が行えない状況にあると思われる。少なくとも、基本ルールについての本格的な検討ができる時期ではないのではないだろうか。そこで、1年ないし2年間、激甚災害が基本ルールに対しても影響を精査し、大学その他の関係諸機関の活動が正常に戻った後、改めて中間報告をすべきではないかと考える。（大学教員）
- パブリックコメントの募集期間終期を待たずに第2読会を開始するとされていることや、複雑多岐に亘る論点整理を「中間的」とはいえ原則2ヶ月間でのパブリックコメント募集とされていることは、パブリックコメント募集そのものを全く軽視するもので、かつ、これまでの間、立法事実や国民の声についての説明もなく、いたずらに全面改正と評価される改正を企図していると思えない。一部の学者や役人が盛り上がっている勢いで、ことを推し進めようとしている。今年度及び次年度は、震災関連（事後処理を含む）の枠組みや特別法立法に予算や英知を結集すべきで、民法（債権関係）改正は今やるべきこととは全く思えない。危険負担や債務不履行の構成を数年先に全面改正するとなると、民衆の争いが多数顕在化した中で混乱を招くであろうことは素人でも分かる（紛争解決機能を不安定にするだけ）。以上のことから、向こう10年間程度をメドとして、法制審議会（債権関係）部会の審議・手続は棚上げとすべきで、その間民法（債権関係）改正について広く国民が真に望むのであれば、あらためてその時期に再開すべきと考える（当然審議会メンバ

一も大きく代わることと思う)。改正の趣旨の一つに「国民に分かりやすく」ということを掲げるのであれば、議論の発端やその後の流れ、またなぜこの時期にということも含めて、国民に分かりやすく説明をするべきである。(弁護士)

- 今回、民法（債権法）を全面改正する必要はなく、立法事実もない。不都合な点等の改正は必要であるが、特に問題の生じていない部分を変更することに関して国民的合意を得ることは難しい。したがって、全面改正には反対する。条文の複雑化・多条文化に反対する。現行民法の2倍の2088条から3倍の3132条の間になるとの話もある。会社法の条文の読みにくさ、わかりにくさと同様に、非常にわかりにくいものになるとの懸念がある。現在の法制審議会・民法部会の委員・幹事は、国民・弁護士等の民間人が4分の1以下に抑えられているが、国民の生活を規律する民法の改正の審議としては、これが過半数であるのが望ましい。現在の体制のまま、債権法改正の審議を継続することに反対する。(弁護士)
- 民法は、日本国内のすべての人と法人に適用されることが予定されている私法の基本法である。いわば、多くの個人と車両が交差するスクランブル交差点で交通整理を行うのが民法の役割ではないか。この交差点に入る人・車両を規制しないことに最大の意味がある法律である。高速道路のような商法との違いはここにある。そうである以上、すべての車両は、交差点を渡る個人のために規制を受けることを覚悟しなければならない。そうでなければ、交差点は危険なものとなり、利用されなくなるだろう。その意味で、消費者概念の導入は必要なことと思う。ただ、消費者と小規模事業者には、保護の必要性（情報力と交渉能力の弱さ）に大きな違いがないことも忘れてはいけない。例えば、借地借家法における借家人の保護は、消費者だけの問題ではないことはいまでもなく、消費者契約法が適用される借地借家人とその適用がない借地借家人の「不均衡」は、「不均衡」の正当性が再検討されてよい問題である（この点、最近の最高裁判例では、下級審の消費者契約法適用による敷引き・更新料無効判決を覆すことで結果的にこの「不均衡」を解消しているが、それはそれで別の問題が生じることにはなる）。このように契約関係において、民法で特に保護されるべき地位は、その契約状況に応じて様々であり、このような事態に民法がうまく対応する方法として、今回の改正でも問題となっている「暴利行為」論の明文化（「契約正義」規定の明文化）が決定的に重要である。このような視点に立つと、上記で提案している「契約正義に関する規定の明文化」こそ、今回の改正の最大の目的と考える。(弁護士)
- 改正法施行後の経過措置等の考え方を示して欲しい。(会社員)
- ①法典の編さん方式については、現行のパンデクテン方式を遵守して、債権法の改正が行われるべきである。民法典の5編を維持し、各編や各章に総則を置くという方式を維持しながら、債権編に関してはこれに従わないというのでは、民法典全

体として調和が取れない。法律行為や時効などを第1編総則から第3編債権に移して、契約法の中で規定することによる「契約法の肥大化」や「契約法の総則化」は回避されるべきである。総則規定の破壊による条文数の無意味な増加やこれに伴う見通しの悪さは回避されるべきである。②債権法の改正については、「契約に基づく債権」に関してかなり詳細な規定を置くことが企図されているが、立法に際しては、社会的な需要や真に改正を必要とする点を見極めた上で、必要最小限の改正を行うという謙抑的な態度が望まれる。民法の基本理念や基本原則に反する大胆な改正は極めて慎重にされるべきである。条文化に際しては、他の編の条文と調和するように従来の記載方式によるべきである。同一の法典内にありながら、「契約に基づく債権」についてのみ異質な記載方式によることは歪な印象を免れない。③会議体の在り方については、会議体や議論の進め方に関して、「出来レース」であるとか、少数派をつぶすための仕掛けが施されているなどの批判があるようであるが、今後審議を進めるに当たっては、このような疑念を持たれないような公明正大な会議体に再編成するとともに、反対意見に真摯に耳を傾け、必要なときはこれを取り入れるなどの寛容な態度を期待したい。使い勝手の良い民法、社会実態に適合したより良い民法を実現するために、実務家の意見をもっと重視することが望まれる。(大学教員)

- 現在、法制審議会民法（債権関係）部会での改正審議は、日本民法典を劣化させかねないものなので、審議を中止することが必要であると考え。①債権法改正の審議を継続することに反対する。②民法の条文を多条文化し、複雑にすることに反対する。③消費者契約を民法典に取り込むことに反対する。④現在の民法典の五編の枠を超えて「法律行為」、「時効」の一部等を総則編から債権編に移動させること、債権総論と契約総論を統合すること、その他、現在の原案を前提として審議を継続することにいずれも反対する。(大学教員)
- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。その理由は、以下のとおりである。法律を全面改正するに当たっては、現在の法律が陳腐化し、現代の国民生活、経済活動等に合致しておらず死文化しているという立法事実が必要である。しかしながら、我々法律を扱う実務者は、事案の解決に当たってはまずは現民法典にあたり、注釈等でその解釈を確認し、その上で判例を分析するというステップを踏む。その過程において、現民法典が死文化したという印象は皆無であり、債権法改正の必要性は全く感じていない。また、現在、話し合われている方向では、現会社法と同じように、長い複雑な条文の法典となり、使いにくい民法典となりかねない。法律専門家ですらそのような印象を抱くのであるから、法律専門家ではない国民が、この改正法を読み解き、利用することができるなどとは考えられない。「市場のグローバル化」への対応という目的があったとしても、一般国民が読みこなせない法律にどのような意味があるのか、大いに疑問である。もちろん、

法律が一般国民にとってわかりやすいものであるに越したことはないし、現民法典が一般国民にとってわかりやすい法典であるとは言えないかもしれない。しかしながら、仮に、現民法典が一般国民にとってわかりづらい法律であるとしても、改正法案をもってそれが解消されるとは到底思えない。さらに、現在示されている改正法案は、消費者法を取り込むことを念頭に置いているが、消費者被害の態様は時々刻々変化しており、被害防止、救済の為の法律は、新規性、機動性が求められる。これまでも、消費者法は民法の特別法として、各時代の要請に答える形で立法化され、改正されてきたはずである。民法典の解釈において、事案によっては消費者法的発想を取り込む必要性はあるかもしれないが、それは個別具体的に行えば足りるはずであり、民法典に消費者法を取り込むことにより、被害救済の機動性が失われてしまうことは、改悪に他ならないと考える。民事基本法の最たるものである民法典に取り込まれた条文が、時代に沿った形で改正を重ねていけるはずがない。(弁護士)

- 民法は国民生活に関わる法律なので、改正は拙速に行うべきではない。また、震災の影響で、企業には改正に対応するコストを払う余裕がないため、その意味でも、改正は、実務家の意見もきくなどして、時間をかけて慎重に検討すべきである。また、債権法に限らず、法定債権や物権の規定の改正も検討すべきではないか。(個人)
- 今この時期に、改正論議をはじめするための準備すらも、行うべきではない。被災された多くの国民の気持ち、焦燥感を考えよ。この時期にわけのわからない改正作業をしていると、政府東電は一蓮托生で、国民をないがしろにしていると疑われるべき行動は慎むべきだ。なにより、明治からこれまで、日本人は様々な分野で劣化していることは明白だ。その劣化した日本人が、明治の法律以上の時宜にあった法律を制定できるなどどうして考えられようか。むしろ、明治の民法のほうが現代にも合致しているとすら考えられる。これまでの全面改正でよかった法律があっただろうか。不動産登記法など最悪で、改悪以外の何物でもないことは、多方面の分野で言われていることは周知のことだろう。そのような法務省が、民法という重大な法律を、しかも債権法の分野で、改正できようはずがない。また、改正すべきは、債権法ではなく、まずは家族法（特に相続法）の分野である。制定後100年経過して、家族構成も、寿命も、社会観念もまったく変わってしまったからである。いまいちど、改正ありきの議論や態度を改めよ。情報公開をまず徹底して、原発事故収束のめどが立つまで、向こう25年間は、改正論議をすべきでない。さらに、国会議員をだまし、国民をないがしろにして、議論を我が物顔で進める現在の法制審議会委員を全員取り替え、審議会方式はとりやめて、直接民主方式に改めるべきだ。

(司法書士)

- 現在の体制を解散し、白紙撤回を望む。(弁護士)

- 債権法改正に関し、本年3月11日に発生した東日本大震災に鑑み、今後10年間改正を凍結すべきである。政府の復興対策本部は東日本大震災の復興期間を10年間としているが、この期間は震災対応立法である特別法を制定し、この問題に英知を結集して難局を乗り越える必要がある。この期間に民法の基本原則を変更する改正がされると、震災対応に精力を注ぐことができなくなり、また、今後多発する震災や原発被害に関連する紛争の解決に多くの混乱を招くことになる。債務不履行や解除や危険負担など多くの基本原則を変更する提案がされているが、こうした改正論議は10年間は凍結すべきである。緊急性が高い改正があるなら、個別の規定の追加や特別法の制定により必要最小限の対応をすればよいと思う。10年以上経過して東日本大震災の復興がされた後に、債権法を抜本的に改正する必要があるなら、そのときは実務家を今より多く加えた新たな組織で改正論議を行うべきである。(弁護士)
- 法制審議会民法（債権関係）部会における現在までの審議は一旦白紙に戻すべきである。「社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする」という法務大臣からの諮問の趣旨を考えると、審議会の委員の構成は、広く国民一般の意見を反映させられるようにすべきであるところ、現在の審議会の構成は甚だ不適切である。民法の研究者及び公務員が多数をしめており、経済界や市民の代表が閉め出されている。日々民法を実際に利用し、その長所短所に通じている法曹実務家もごく少数である。いずれにしても国民の意見を反映するのに極めて不適切な構成である。さらに、現在の審議会の研究者委員は、2009年3月に解散した民法（債権法）改正検討委員会の委員だった者がその多数を占めている。法制審議会が、民法（債権法）改正検討委員会はあくまで私的な団体であり、法制審議会での審議はこの委員会の意見を特別視するものではないとの建前をとるのならば、現在のような審議会の構成をとるべきではない。現在の構成のままでは、法制審議会は民法（債権法）改正検討委員会の意見を特別扱いしようとしているとの非難を免れない。法制審議会が、そうではない、何も特別扱いはしていないという建前を貫こうとするのならば、特定の改正案を示している団体の所属者は、原則として審議会の構成員とすべきではないのである。審議会の構成を抜本的に改めて出直さなければ公正な審議は望めないと考える。(弁護士)
- 民法のような基本法のパブリックコメントの期間は、もっと長期にすべきである。中間論点整理とはいえ、最低でも半年くらいが必要ではないか。また、そのことが国民の間できちんと議論され、国民の法意識も高めると思う。オーストラリアでは、民法のような基本法でなくて普通の法律の場合でも6ヶ月間くらいのパブリックコメント募集がされていると同国の法律家に聞いたことがある。(弁護士)
- 民法（債権法）の改正に反対する。①わが国の民法は、高度に整合性のとれた優

れた法典であるため、抜本的な改正が必要だとは思えない。あえて問題をあげるとすれば、民法に書かれた内容と、裁判の判決とが事実上異なるものとなっており、法律を見ても裁判の結果が予想できなくなっているということがあるが、これは、きちんと民法に従って、判決をすればよいだけのことである。勝手に、民法を無視した判決がされ、それを学者やマスコミが支持しているから、このような問題が生じているわけである。民法と判決が分離したため、判決にあわせて民法を部分的に改正したりしたために、いまの民法が分かりにくく、かつ、一貫性のないものになりつつあるが、それは部分的な問題である。改正をするならば、旧来の民法を貫く考え方を明らかにするとともに、民法を無視した判決がされないように規定をより明確にすべきである。決して、誤った判決や学説にあわせて、民法を改正すべきではない。②条文を増やし、複雑なものにすることは反対である。民法のような個人のことを定める法律は、原則的な考え方を、明確かつ簡潔に定めるべきであり、個人が読んでもわからない複雑な法律を作っても、意味がない。また、民法はもともと基本的な法律ではあるが、法律というのは、実際には、ほとんど、市民の問題解決に使われず、裁判になるのは、ごく一部である。争いは、ほとんどが自力で解決されるのである。法律や裁判で、くまなく、どんな問題も、正しく解決しようというのは、そもそも無理なことであるし、それができると考えるのは、法律家の傲慢でしかない。③社会経済政策の問題を民法に取り込むことにも無理がある。取引における公平といったことは法律・民法の根幹であるが、消費者保護などは社会経済政策の観点から検討すべきことである。しかし、民法について検討しているのは、法律・民法の専門家でしかないので、社会経済政策の観点からの検討が十分にされずに、問題のある、誤った法律になる可能性がある。これまでも、社会経済政策について十分な検討がされずに、判決がされたり、法律が改正されたりした。借地借家法や労働契約法である。取引や権利義務の原則を定める民法と、社会経済政策の検討が必要な土地法制・労働法制・経済法制は、別のものとして検討すべきである。

(個人)

- 確定判例を条文化する以外は、修正すべきではない。特に一部の学者の理念だけで条項を修正することは解釈に混乱を来すので反対。政策的に必要な修正は、特別法によるべき。ただし、立法事実を考慮して普遍的なものを除き、時限立法を基本とする。(弁護士)
- 国際物品売買契約に関する国際連合条約、ヨーロッパ契約法原則及びユニドロワ国際商事契約原則等を参照した大幅な改正を行うことを前提にして、今回の中間論点整理が作成されているが、そのような改正方針に反対である。確立した判例を条文化する以上の改正は行うべきではなく、判例を条文化する際にも、条文化することに伴う弊害に十分配慮する必要がある。法務大臣の諮問等において、改正の必要

性として、社会・経済の変化への対応と、民法を国民一般に分かりやすいものとする事が挙げられている。民法典制定後に、膨大な判例法理が形成され、それが条文から容易に読み取れないという状況は、確かにそのとおりであり、国民のみならず法律家にとっても分かりにくく、その限りでは改善する必要がある。しかし、確立した判例法理を条文化する以上の改正を行うべきではない。特に、実務上の必要性が明確ではない、単なる理論的な要請や取引法の国際的な調和への動きに合わせるための改正は、結局のところ学説の対立を解決するためのものでしかない。実務に混乱をもたらしていない学説上の争いを解決することは、立法の役割ではない。また、判例法理を条文化する際にも、具体的な事例から離れて一般化されることによって、予想しない事例にまで影響が及ぶ可能性があり、言葉使いはもちろん、条文化それ自体にも慎重であるべきである。(大学教員)

- 民法を抜本的に改正することは不要であり、無用の混乱を招くものであって、やめるべきである。(自営業)
- ①民法(債権法)改正については賛成する。契約プロセスを重視し、当事者間で締結した契約に拘束されるという基本的な考え方にも合理性・納得性があり賛成である。②私法の一般法である民法(債権法)は、普遍的でありまた単純明確である必要があると考える。実務と乖離した運用を規定し必要以上の規制を加えることには反対する。改正は飽くまで、疑義のない判例法理の条文化、不明確な条項の明確化、および陳腐化してほとんど運用されていない条項の削除などに限定すべきであり、現行の実務を大幅に変えてしまったり、改正された条項の解釈で現実の実務が不合理にならないよう最小限にとどめるべきと考える。③改正された民法(債権法)について、運用の段になって実務に合わないなどの不都合が生じ、その後頻繁に改正が行われることのないよう骨太な法律としておく必要がある。④わが国の債権法が比較法的に条文数が少ないという理由だけで、詳細な条項を設けることは避けるべきである。(会社員)
- 中間論点整理のほとんどは、基本的には、検討委員会試案における改正案ごとに、改正案及びそれに対して部会で委員たちが述べた意見を紹介し、最後に、「更に、検討してはどうか」と結ぶパターンを繰り返してある。「中間的な論点整理」と銘打ってはいるが、何が整理されているのか、さっぱりわからない。これではコメントのしようがない。しかし、このような論点整理にならざるを得ないのは、部会のこれまでの審議からは、見えた結果ではあった。というのは、部会では、検討委員会試案を事実上の原案として、委員たちが、自分たちの意見を、ただただ、言い合っているだけであったからである。そもそも、債権法改正の必要性や目的について、何ら合意がない会議体が議論したところで、実のある結果が得られないのは、火を見るより明らかである。この論点整理を見る限り、民法(債権法)改正検討委員会の

遺伝子を受け継いでいる現在の事務局及び部会の体制で債権法改正を続けるのは不可能ではないだろうか。現在の体制では、検討委員会試案と同様、「民法を全とっかえする」という意欲だけが空回りしていると思えない。しかし、そもそも、なぜ、そんなに「全とっかえ」にこだわるのか、全く理解できない。さらに、部会では、改正が現実の国民生活にどんな影響を与えるのかという視点が欠けていると思えない。言わずもがなではあるが、法は、生身の人間たちを対象とするものである。もう少し、地に足がついた議論をする体制に速やかに変更すべきである。そして、新体制の下で、まず、すべきことは、債権法改正の方向性をきちんと示し、現行民法のどこを改正し、どこは改正しないのかを決めることである。少なくとも、現在の伸びきった戦線は縮小しなければならないことは確かであろう。最後に、この時期に中間論点整理をパブコメに付すこと自体に対する意見を述べたい。現在、日本は東日本大震災からの復興・復旧で手一杯の状況である。法律の実務に携わっている方々は、被災地に居住している方々に限らず、山積する法律問題の処理に追われていらっしゃることは想像に難くない。したがって、コメントをなさる余裕があるとは思えない。それにもかかわらず、この時期に、このような論点整理をパブリックコメントに付す法務省は、いかなる状況認識を持っているのか、理解できかねると言わざるを得ない。(大学教員)

- 日本国始まって以来最大級の国難に対処している現状で、債権法改正を断行することは、国益にかなわない。債権法は、民衆の社会のルールを定める。現状の国民社会においては、この国難を、歯を食いしばって生き抜くことに懸命である。このような状況であるから、現在の我が国は、債権法改正などという大変革に耐えられる状況ではない。(弁護士)
- 中間論点整理の段階でパブコメを募集すること自体極めて異例であり、作為的な意図を感じる。改正論議の方向が、民法の商法化であり、個人生活の基本法という性格を無視しているように思える。実務家の意見についてあまり反映されておらず、なんのための改正なのか疑問が多い。およそ改正作業そのものを中断して、改正の必要性(立法事実の存否)についての調査等を行うべきである。それについてYESの判断が出れば、具体的に作業に入ることもやぶさかではないが、疑問だらけの改正である。(弁護士)
- 「民法(債権法)改正」手続を5年程度停止すべきである。

東日本大震災の被災地では復興を最優先すべきであって、基本法である民法の改正を検討する余裕はない。また、被災地の弁護士・弁護士会を中心に、被災者支援に尽力している。原子力発電所事故による避難者は全国に散らばっている状況の中で、その被害者支援活動も今後必要となってくる。弁護士にとっても落ち着いて「民法(債権法)改正」の検討をできる状況にない。民法改正の検討が将来の日本にと

って重要であるとしても、数年程度遅らせても大きな影響が出るとは考えられない。

民法が今以上に多数の条文数となることには反対である。会社法のようにコンピュータの検索を使わなければならないような多数の条文数となると、市民にとって見落としのリスクも大きくない、分かりにくいものとなり、あまりにも使い勝手が悪くなる。多数条文数化には反対である。(弁護士)

- 東日本大震災の発生に伴い、中間論点整理において取り扱われる基本的規律にかかわる論点が新たに提起され、又は、従来論点についても新たな視点による議論が必要な状況となっている。具体的には、震災を通じて提起され得る問題として、以下のようなものが存在する。
 - ・ 中間論点整理第6, 1では、後発的不能による債務消滅と危険負担の制度を廃止することにより、契約規範からの離脱は解除に一元化する方向が有力な選択肢として提起されている。しかし、甚大な自然災害の発生により債務履行の可否の判断等を含む契約管理が不可能になり、当事者による解除の意思表示もできない場合が想定され得る。このような可能性も踏まえ、仮に後発的不能による債務消滅の考え方を採用しないとしても、何らかの客観的事実を根拠に当事者の意思表示を待つことなく契約規範の効力を否定する制度が必要とならないか、またいかなる場合にそのような場面を認めるべきか、更に詳細な検討の必要があるのではないか。
 - ・ また、今回の東日本大震災を契機とする履行不能に際し、解除や損害賠償という帰結でなく、両当事者の協議によって中間的な解決がされた事例が多数報告されている。中間論点整理第57では事情変更の原則の問題としてこの種の問題が扱われているようであるが、今回の震災のような場面を契約改訂や再交渉義務の発生要件等に取り込む必要があるのか否か、また取り込む必要があるとした場合、具体的などのような要件とすべきかにつき、更に検討する必要があるのではないか。
 - ・ さらに、中間論点整理第30, 6(2)では、「解除」や「取消し」を含む「相手方のある意思表示」一般につき、相手方への到達時点で効力を生ずるとの提案がされている。しかし、震災発生直後のような交通手段・通信手段の完全に途絶した状況下においても、意思表示の相手方への到達を必要とすることが適切であるか、現行民法第98条のような特例規定が必要ではないか、なお検討の余地があるのではないか。

以上のような問題があるため、債権法改正の作業においても、これに対処するための適切な検討を行うことと、それを可能にするための審議日程の延長を要望する。関係諸機関等が震災対応に追われ、基本法改正に関する十分な検討ができない状況であることを踏まえれば、例えば、2年程度の間、従来の審議は凍結し、その間を、震災を契機に提起された新たな論点等の整理に充てることが考えられる。(大学教員, 大学教員)

教員，大学教員)

- 民法（債権法）改正に反対する。その理由は、以下の通りである。

法律を全面改正するに当たっては、現在の法律が陳腐化し、現代の国民生活、経済活動等に合致しておらず死文化しているという立法事実が必要である。しかしながら、我々法律を扱う実務者は、事案の解決に当たってはまずは現民法典にあたり、注釈等でその解釈を確認し、その上で判例を分析するというステップを踏むが、その過程において現民法典が死文化したという印象は皆無であり、債権法改正の必要性は全く感じていない。また、現在、話し合われている方向では、会社法と同じように、長い複雑な条文の法典となり、使いにくい民法典となりかねない。法律専門家すらそのような印象を抱くのであるから、法律専門家ではない国民が、この改正法を読み解き、利用することができるなどとは到底思えない。検討委員会試案の中に「市場のグローバル化」への対応という目的が書かれていた記憶であるが、どんなに必要かつ高尚な目的があったとしても、一般国民が読みこなせない法律にどのような意味があるのか、大いに疑問である。加えて、現在示されている立法提案は、消費者法を取り込むことを念頭に置いているが、消費者被害の態様は時々刻々変化しており、被害防止、救済の為の法律は、新規性、機動性が求められる。これまで、消費者法は民法の特別法として、時代時代の要請に答える形で立法化され、改正されてきたはずである。民法典の解釈において、事案によっては消費者法的発想を取り込む必要性はあるかもしれないが、それは個別具体的に行えば足りるはずであり、民法典に消費者法を取り込むことにより、被害救済の機動性が失われてしまうことは、改悪に他ならないと考える。(弁護士)

- 今回の改正の必要性で理解できる点はあるが、必要最小限とすべきである。

今回の改正の必要性については①欧州を中心とする改正動向へのキャッチアップ、②抽象的な条文と判例実務との溝を解消し、条文をみて国民が分かりやすくすること（確定判例のリステイトメントを含む。）、③明治以降の現代化に対応する（これは①とつながる）、④国際取引における日本法の地位を高める（これも①とつながる）、⑤格差社会の中で弱者の保護を図る（これも①とつながる）、⑥日本法の国際化（英訳化）に資する（①、④とつながる）等が感取される。

いずれも日本の国策として、これまでの技術立国のみならず、イギリスのように法文化での立国を目指すことになると思われる。

まず、前記改正の必要性②、③、⑤の点は実務に関わる者のみならず、国民一般からも、改正の必要性は認められるところである。

問題は①、④、⑥の日本法の国際化の視点である。法律は社会科学ではあるが、歴史性を有するものである。したがって日本における民法は、現在の日本社会に適合的であることが望ましいが、債権法改正の国際的動向は無視できないものの、ま

ずは日本国民にとって使いやすいルールであることが条件となる。

今回の改正の国際動向は、主として欧州の商事売買ルールの導入、EU指令に基づく消費者保護の強化の流れがあるが少なくとも前者について日本法が、日本企業の発展に阻害的であった事実はない（準拠法は立場の強い国の法律となるからルールが同一の方がいいとは思いますが）。また後者については消費者保護が不十分である点は明らかなので、この動向は受け入れるべきである。

よって日本法の国際化の視点は条文を英文化しやすくするとか消費者保護を規定するとかの部分は肯定できるが、商事売買ルールをとり入れることは、慎重であるべきである。（弁護士）

- 長期的な視点に立つと、民法典の見直しは必要であると考え。しかし、「なぜ今、債権法改正が必要か」という問いにはっきりと答えることができない。

学生にとっては、民法が法学の基本的な思考方法を身につけるための役割を果たしてきたところ、民法改正の意図がよく分からないまま改正が実現すると、学生にとっては、改正法の内容の単なる丸暗記となってしまう。一度、学生にも分かるような言葉で、改正の目的・意図を説明していただきたい。（大学教員）

- 第2回目のパブリックコメントでは、①民法改正の必要性に関する国民に対する詳しい説明、その必要性を充たすための民法改正の是非を問う意見集約、③その結果の公表の3点を強く求める。

民法改正の実務的な必要性があるとは思われない。また、有用性の観点でも、現在話し合われている方向では、長い複雑な条文の法典となり、極めて使いづらい民法典となりかねないことを危惧する。さらに、今回のパブリックコメントでは、論点ごとの意見を求める形式となっているが、そもそもの「民法改正の必要性」に関する国民への説明が十分にされることと、この説明を踏まえた民法改正の是非を問う意見の集約が最も重要であったと思われる。第2回目のパブリックコメントでは、かかるプロセスを履践し、国民的なコンセンサスを得て進めることを希望する。（弁護士）

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」の結果、民法典が長い複雑な条文の法典となることに反対する。現在、話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねないからである。（司法書士）

- 以下の理由から、法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

現在、話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねない。長い複雑な条文の法典とすべき立法事実があれば別であるが、現在、そのような立法事実はない。

現在の民法典及びそれに基づく判例の集積により、安定した私法秩序が形成されているにもかかわらず、あえて、現在の私法秩序を変える理由は、現在はない。

市民生活・企業活動に直結する私法の根本法の改正は、極めて保守的に慎重にされるべきである。(弁護士)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

現在話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねない。我が国の近現代における法典編纂の過程では、政治的・社会的な要因もあり。そもそも「法典（Code）」を作ることの意味は何かといった、本質的な議論に必ずしも多くの時間を割いてこなかったという歴史があると思われる。実定法学者や実務家の知見はもとより、基礎法学の知見なども加味し、なぜ今民法（債権法）改正が必要なのか、もし必要であるとすれば、どのような方の存在形態が現代日本社会において適切なのかといった議論を、時間をかけて行う必要があるように考える。(大学教員)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

現行の民法典は外国法を参照して制定された者であるためもともと国民生活から遊離した存在で、今日、国民生活からの乖離の程度が増大してきていることはあるにせよ、一世紀余りの時間的経過の中で定着してきていることも事実であり、他方では今回の民法（債権法）改正が国民生活の中で醸成されてきた法規範を民法典の中に取り込むのではなく、民法学の研究者が中心になり、法理論的側面での整合性を保つことに重点を置いて改正案を作成しようとしていることから、国民生活に一番身近な民法がこれまで以上に遠い存在になる危険性が高い。

民法の改正を実施しなければ、日本法が国際社会の中において孤立するとの意見が散見されるが、民法改正がされたとしても、イギリス法やアメリカ法に代わって、民法が国際取引の準拠法になる可能性はほとんどないと思われる。大陸法の系譜に属する現行民法を完全に廃止して英米の法理論を全面的に採択するほどの大胆な者とするならば民法（債権法）改正に賛成するが、今行われている作業が根幹的な改正に発展するものとは考えられず、改正により実質的な成果を得られる可能性が低く無用な社会的混乱を招く可能性だけが高いと考えられる。(大学教員)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

労働法専門家の立場からすると、一般法たる民法における雇用契約における原則と、労働法固有の要請から生ずるルールとの目的・機能との整合性について十分な議論を尽くした上で改正を行うべきであり、そのためには、法律専門家のみならず、広範な利害関係者による議論の蓄積が必要であると考えます。

現状においてはその前提を欠いていることから、まずはその前提を整備し、議論を尽くした上で、具体的な立法案の策定に当たるべきと考えため、反対する。(大

学教員)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

現在、話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねない。

改正案（法務省案）を見ると、今までの民法とは概念の理解なども全く変わっていて、分かりにくい。このような改正がなぜ必要なのかよく分からない。

改正されたら実務も学生も混乱・困惑の極みである。今までの判例や学術書はどうなるのか。実際に債権法を使わない人が改正案を作っているような気がする。改正が必要だとしても、現在の法律の一部、分かりにくいところを変えるという方法でなければ賛成できない。雲の上の人たちが勝手に法律を変えるなど許されないと思う。(学生)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。

現在、話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねない。

譲渡担保など判例法理で動いているところは立法の必要があると思うが、債権法については今のところ改正の必要性はないのではないかと。S t o p改悪。(学生)

- そもそも民法を改正すべき立法事実があるのかとということから議論してほしい。(弁護士)

- 3月に発生した東日本大震災及びそれと同時に起こった福島第1原子力発電所の爆発・炉心溶融に放射能流出という未曾有の大震災による被害が拡大しているさなかに、「不急」の民法改正を進めていく必要があるのではなかろうか。

中間整理の主な目的は、「部会内部」で「今後の作業見通しを立てる必要」があるということだが、その程度では、未曾有の大震災のさなかに、いかに私法の一般法であるとはいえ、大震災の復興等とはまったく関係がなく、「不急」の民法改正へ向けた動きを急ピッチで進めることの理由付けとしては、極めて不十分であろう。

また、「部会の内部だけではなく、部会の内外で広く問題意識を共有しながら審議を進めていく必要」があるとも述べられているが、このような未曾有の大震災の渦中にある状況では、むしろ「部会の内外で広く問題意識を共有」すること自体が不可能である。

民法は、まさに「国民の日常生活や経済活動に密接にかかわるもの」である以上、その改正作業にあたっては、国民に広く開かれた議論を行うことが必要であり、少なくとも一部であっても物理的にパブリックコメントへの応答がきわめて困難な人々がいる状況で進めるべきものとは到底思われぬ。

以上の点に鑑みれば、法制審議会における民法改正へ向けた議論は、ただちに中止すべきである。仮に中止しないとしても、国民全体の意見を集約できる状況にな

るまで——福島第1原子力発電所の状況などを勘案すれば、少なく見積もっても2年以上経たなければそうした状況は訪れないと思われるが——、議論を凍結すべきである。(大学教員)

- 改正に反対である。その理由は、第1に、現在改正する必要は必ずしもないからである。第2に、基本法である民法で規定すべきと思われない事項などが多々あり、基本法である民法という法律そのものがあいまいになっている。民法しかほとんどやっていない学者が、その専門家としての地位を維持するために技術的に走ってしまった感が非常に強く感じられる。最初から検討し直すべきである。(弁護士)
- 法律実務に携わる者として、民法改正の必要性がまったく理解できない。中間論点整理を見ても、実務の要請を踏まえた議論がされているとは思われない。抜本改正ありきで、論点をむやみに作っている印象を受ける。そもそも現行民法が分かりにくいという国民の声が本当にあるのか。民法を複雑・多文化することで、帰って使いにくい民法典となるのではないかと強く危惧する。よって、民法(債権法)の抜本的改正に反対する。

債務不履行責任の要件に関する「債務者の責めに帰すべき事由」等、社会的に定着している既存概念を変更することや、債務不履行に関する「追完権」等、意味不明瞭な新概念の取入れは混乱を招くだけであり、全て反対する。(弁護士)

- そもそも今回の民法改正の必要性についてまったく理解できない。現代社会にそぐわない条文、判例等に一致しない条文について、一部改正すれば足りる。

多文化することによってかえって分かりにくくなると思われる。(弁護士)

- 現在の学者中心の偏った体制の下での改正に反対する。(弁護士)
- 私は、現行民法を改正するまでの必要性を感じていない。(弁護士)
- 民法は、市民生活に密着した法律であり、市民感覚からして相当と思われることが成文化されていなければならぬ。現在民法(債権法)改正の議論が行われていることを知っている国民が多いとは到底思えず、これまでの手法に問題があると言わざるを得ない。個別の論点について、分かりやすく整理を行った上で、個々に、報道により関心を高めたり、利用者の多いウェブサービスを利用して、告知と意見募集の機会を設けるべきであり、このような全論点について、包括的に意見を求めるなどというやり方は、到底「市民の法」の改正手法として適切でないと思われる。

さらに、現在の民法は、明治以来、成文周辺の解釈が慣習法となったり、更に裁判例の積み重ねにより、市民生活の道標となっているところである。そして、特に大きな混乱は生じておらず、少なくともその全てを一度に改正する必要などどこにもない。

民法を改正するには、その必要性和改正の理由を市民に広く周知した上で、議論が熟成されることが必要なことは明らかである。一度に前面を短期間で改正しよう

などと言うのは、無理がある。(弁護士)

- 民法の抜本改正は単なる一法律の変更にとどまらず、国家の法的安定性を勘案してもなお修復すべき深刻な具体的不都合その他の重大な社会的必要性が存在するのでない限り、その抜本的大改正を軽々に具体化して国民に提議すべきではない。

ところが、法務省は、必要性に関する公式の議論も経ないまま、一方的に民法の債権法部分について抜本的な見直しを行う旨発表し、その後も国民の多様な意見を聴取・集約する手続を一切経ることなく、省内において抜本改正の必要性の有無を検討する正式な組織を設置することすらせず、いきなり法制審議会による改正の具体的検討を開始し、わずか1年半で抜本改正の具体的な中間整理案を提示している。その上、法務省は、「民法（債権法）改正検討委員会」に多数の法務省職員を送り込み、その審議、運営及び事務手続を行わせながら、上記検討委員会を「一私的団体」に過ぎないと主張した上、同「私的団体」において発起人等を兼任した法務相参与を法制審議会の委員に据えている。ユーザーの関与なく一部の学者グループと官僚のみでまとめた上記「私的団体」の「基本方針」が法制審議会の提案に事実上強い影響を及ぼしているとの疑念を払拭するためには、少なくとも同「私的団体」において中心的役割を果たした法務省職員を法制審議会の委員とすることは不適切というほかない。

しかも、法務省が国家的・歴史的な大改正の挙行を発議する以上、その手続には一点の疑義も存在してはならず、法務省及び関係各省庁の正式な組織において慎重に改正の必要性の検討を行った上、情報公開等の行政手続の適正さを十全に確保した公明正大かつ真に民主的な手続によってその発議及び審議が行われなければならない。

したがって、各論点に立ち入るまでもなく、法制審議会民法（債権関係）部会における議論そのものに反対する。(弁護士)

- 現在法制審民法（債権関係）部会で行われている手続について、現在の体制、手続を組み直して慎重な議論を行うべきであると考え。その理由は、基本的な原理・原則との関係を十分検討すべきであること、今回改正の対象となっていない編を含めて各編の相互関係を慎重に考えるべきであること、債権法の強行法規性について十分な議論を踏まえ態度を明確にすべきであること、以上の検討・議論には法曹実務、学界、企業法務などから幅広く意見を集められる仕組みを考えるべきであることである。(大学教員)
- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。未曾有の大震災の被害が拡大している最中に不急の民法改正を急ぐ必要はないのではないかと。少なくとも一部であっても物理的にパブリックコメントへの応答が極めて困難な人々がいる状況で、しかもほかに喫緊に整備が必要とされる法制度が多いことが明

らかである以上、少なくとも国民全体の意見を集約できる状況になるまで議論をいったん凍結すべきである。また、今後当分の間、当然のことながら、地震に伴う訴訟提起及び法的な処理が必要な事案が相当数あることが予想される。その期間は、民法等基本法の改正がされない方が、紛争解決を安定的に行いやすい。(大学教員)

- 今回の改正は、社会経済の変化への対応、国民一般に分かりやすいものとするのが目的とされているが、それぞれについて疑問を感じる。

第1に、社会・経済の変化に基づき、現行民法のどのような点に不都合が生じているのかは明確ではない。また、特別法を規定することではなく、あえて民法を改正する必要がある理由も不明である。社会・経済は今後も絶えず変化していくものであり、これに対して民法が頻繁に改正されることになれば、法的安定性が損なわれるおそれがある。社会・経済の変化を民法に反映させることは慎重であるべきである。

第2に、多数の判例法理が積み重ねられているのは確かであるが、これらの判例法理を条文化しては長い複雑な条文の法典となり、かえって分かりづらくなる。また、長く具体的な規定内容になるほど、適用の対象や解釈の余地が狭くなり、かえっていずれの条文でもカバーできない条文間の谷間のような事象が生じ得ることが懸念される。判例には異論のあるものもあり、変更の可能性もある。これらのことを考えると、必ずしも判例法理を条文に反映させることが分かりやすい民法を実現する最良の方法とは考えられない。(弁護士)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。その理由は以下のとおりである。

民法を理解しやすい法典にするというフレーズは耳障りはよいが永遠の課題であり、2004年改正による現代語化が限界であると考ええる。

現在の社会経済情勢に適合させるという点については異論がないが、この点については個々に手当をすれば良いことである。また、必要な範囲で取引に関する国際的ルールに配慮することには異論がないが、民法は国内法であり、現行法が著しく取引活動に支障を与えているという特段の事情もない状況下において、過度に国際的調和との美名の下に改正を行うことには反対せざるを得ない。

法典外で解釈により認められていた部分を明文化するという点についても、判例によって個別的労働関係が適切に処理されていたにもかかわらず労働契約法を制定したことがどれだけ実務界に貢献したかを考えると、その実現性には疑問がある。

企業法務の業務を処理するに当たって民法について特に不都合を感じない。(会社員)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。現在話し合われている方向では、いかなる目的から民法改正を行うのが明確ではなく、国

民のための民法改正とは言えないため。(大学教員)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。民法典が死文化したという印象は皆無であり、債権法改正の必要性はまったく感じていない。また、現在話し合われている方向では、会社法と同じように長い複雑な条文の法典となり、使いにくい民法典となりかねない。(弁護士)
- そもそも根本的な大規模改正を必要とするような事情はない。そのような中で国民の日常生活や経済活動の基本ルールである民法の大改正を行うのは混乱を招くだけではないか。(弁護士)
- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。その理由は、進め方が不適切であること（構成員が偏った私的な「委員会」が主導したこと、内容の特異性）、委員会の存在根拠と財政基盤に関する疑問、改正案の基本的理念の不適切さなどである。(弁護士)
- 民法（債権法）の全面改正の審議は、国家における基本法の改正作業にしては拙速の感がぬぐえない。

この改正作業については従前より様々な問題点を指摘されてきた。①国民の多様な意見を集約しなければならないのに、民間出身の委員が少なく、法制審議会民法（債権関係）部会の委員、幹事等の選任手続が不公正である、②わかりやすい民法への改正を目的としているのに、大幅に条文が増加することが予想され、かえって複雑にしている、③壊れてもいないものを、比較法的関心に基づく学説的見地等から根本的改正を試みている、④白紙からの検討を確認したにもかかわらず、事実上一部の学者の意見が改正案のたたき台とされている等々である。

ところで、本年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大惨事となった。また、津波で破壊された福島第1原子力発電所による放射能汚染問題は、現在も予断を許さない深刻な状況が継続しており、その解決には十数年にわたる長期化の懸念すらある。この様な状況下における法制審議会の喫緊の課題としては、震災からの復興に関する種々の立法策定作業であって、それを後回しにしてまで民法の改正作業を進めることはあってはならない。加えて、日本全体が震災への対応に追われ、今後長期にわたり国の基本政策の変更や平時には想定されなかった民事上の紛争も多発することが確実であるのに、民法の抜本的改正を現時点で行うことは大災害の混乱に拍車をかけ、国民生活に甚大な影響を与えるおそれを否定できない。

民法（債権法）の全面改正にあたっては、広く市民、消費者、労働者、企業各種団体等に意見を求め、公正な手続で慎重な審議をしなければならないのに、全面改正ありきを前提に債務不履行など基本的なルールを変更する方向で審議が進められており、民間において改正の必要性やその範囲に関する議論が十分に尽くされているとは言い難い。また、少なくともかかる大震災の発生した緊急時に様々な問題を

秘めた民法改正を推し進めることは、国民の多様な意見を集約することができず、偏頗な内容の基本法となる危険性を払拭できない。さらには、震災に見舞われた地域においてはパブリックコメントなど募集されても対応が困難であることは自明である。民意を正確に改正に反映させるためには、被災地の復興に最大限配慮し、復興の実現ができた平時の環境において、開かれた手続のもとで国家の基本法のあり方を改めて問い直す姿勢こそ肝要である。

以上から、東日本大震災の復興が実現するまで完全なる凍結を行い、復興後の平時の環境において広く民意の反映される体制のもとで、改めて審議を行うことを強く求める。(弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士)

- 日本市場において大企業であっても、世界市場においては弱小であるケースも少なくない。日本企業が世界市場において十分に競争して行くためには、日本市場において格差是正の理念の下に裁判所が弱者を後見的に保護することが足かせとなりかねない。それに強い懸念がある。

なお、民法の、しかも取引の一般通則である債権法の大改正を行なうというのであれば、ことは法律の議論にはとどまらない。当然に、日本の社会をどう変えるのか、という、日本の未来のグランド・デザインの議論となるはずである。現行民法のままでは、10年後、20年後の日本社会はどうなってしまうのか。それでは何がまずいのか。民法債権法の大改正により、それらの課題をどう解決しようというのか。改正債権法の描く10年後、20年後の日本社会はどのような姿なのか。日本国民はどちらの未来を選択するのか。今回の民法債権法の改正に当たっては、2つの民法が描く2つの日本社会のグランド・デザインが国民に提示され、そのいずれを選択するのかの議論が広く国民の間で行なわれなければならない。しかし、これまでの審議を見る限り、国民への日本社会のグランド・デザインの提示は全く不十分である。細かい条文ごとのパブリックコメントの募集も、問題を細分化し、日本の針路を見えにくくしていると言わざるを得ない。明確かつ統一的なグランド・デザインもなしにあらゆる条文をいじりまくっても意味はない。(弁護士)

- 法律を全面改正するに当たっては、現在の法律が陳腐化し、現代の国民生活、経済活動等に合致しておらず死文化しているという立法事実が必要だと思う。しかしながら、我々法律を扱う実務者は、事案の解決に当たってはまずは現民法典にあたり、注釈等でその解釈を確認し、その上で判例を分析するというステップを踏む。その過程において現民法典が死文化したという印象は皆無であり、債権法改正の必要性は全く感じていない。また、現在、話し合われている方向では、会社法と同じように、長い複雑な条文の法典となり、使いにくい民法典となりかねない。法律専門家すらそのような印象を抱くのであるから、法律専門家ではない国民の皆さんが、この改正法を読み解き、利用することができるなどとは到底思えない。債権法改正

の基本方針の中に「市場のグローバル化」への対応という目的が書かれていた記憶だが、どんなに必要かつ高尚な目的があったとしても、一般国民が読みこなせない法律にどのような意味があるのか、大いに疑問である。加えて、現在示されている改正法案は、消費者法を取り込むことを念頭に置いているが、消費者被害の態様は時々刻々変化しており、被害防止、救済の為の法律は、新規性、機動性が求められる。これまでも、消費者法は民法の特別法として、時代時代の要請に答える形で立法化され、改正されてきたはずである。民法典の解釈において、事案によっては消費者法的発想を取り込む必要性はあるかもしれないが、それは個別具体的に行えば足りるはずであり、民法典に消費者法を取り込むことにより、被害救済の機動性が失われてしまうことは、改悪に他ならないと考える。(弁護士)

- 民法は、施行（1898年）から110年以上が経過していることから、判例・学説の到達点や社会経済状況の進展をふまえ、他国の立法例も参照しつつ、抜本改正に向けて検討を開始することは、それ自体は自然なことであり、賛同できることである。この点、特段の不都合が生じていないかぎり改正すべきでないというような消極主義に陥るべきではなく、特段の不都合が発生していなくても、より合理的な規律を検討し、ニューアルを図ることはあつて良い。また、定着した判例学説を明文化し、あるいは、定義、原理・原則、解釈指針に関する規定も必要に応じて充実させることによって、分かりやすく参照が容易な民法を目指す方向も賛同できる。そして、その結果として条文数が増加しても、それ自体としては問題視すべきことではない。

他方、今回の民法改正作業は、民法の財産法全体を見直すというものではなく、契約債権法（以下「債権法」ということがある。）を改正するというものである。財産法全体を抜本的に見直す計画を立てたうえでの最初のステップとして債権法改正が位置づけられているわけでもない。さりとて、債権法を改正したら他の部分は見直さないという方針が存在するわけでもない。このような状況が存在するがゆえに、「この論点は、今回の検討対象から除外して次回の物権法改正作業の検討課題とするのが相当である。」というような意見を述べることができない。このように、今後の展開に関する見通しの悪さが発生しているが、問題はそれだけでなく、出発点において、民法改正の範囲や方法について国民的議論を経由していないという今日の状況がある。これは、法曹のみならず国民一般にとって歓迎すべき事態であるのかどうかは大いに議論の余地があると思われる。いうまでもなく、法制審議会民法（債権関係）部会は、法務大臣の諮問第88号に基づいて調査審議すべき立場にあり、諮問自体の当否を調査審議すべき立場にないから、これ以上の言及は差し控える。ただ、そうであるとしても、民法総則にも及ぶ形で契約法制を切り出して改正するという方法から問題が生じないのかどうかは留意する必要がある。(弁護士)

- 今回の債権法改正案の進め方は、予定されているパブリックコメントの回数も少ないなど十分に国民の意見が反映されないおそれがある。また、パブリックコメントに寄せられた意見を検討する立場の者も一定の人に限定されている。国民全員に影響を及ぼす民法の改正問題であるので、これを検討して意見を述べる立場の者は多数であるべきだし、いろいろな立場の者が改正にかかわるべきである。(弁護士)
- 東日本大震災が発生した今、拙速に民法を改正することは、我が国にとって不利益でしかない。政策の優先順位を考え、他にリソースを回すべきと考える。

電力使用制限令が解除されるまで、不要不急の会合である法制審議会債権法部会(、会社法部会)は、法務省の会議室等の節電、法務省官僚の労働時間短縮による節電の観点から、開催を中止すべきではないか。節電にかかわらず、これまで8月には法制審議会は開催されないことがほとんどであったことから、なおさら、債権法改正について「拙速」の印象を禁じ得ない。我が国が震災からの復興の道筋をつけてから、改正をじっくりと議論することで充分ではないか。

 - ・ 中間論点整理のうち、基本方針の内容と同じ意見については、日本企業と外国企業との取引には適合するのかもしれないが、それ以外の取引実務には適合しない内容と考える。仮に、基本方針の内容が法制化されてしまうと、国内での取引の実務を変える必要が生ずるが、変えなければならない立法事実はないと考える。実務の蓄積が法改正の原動力になるべきだが、基本方針は、法令が無理やり実務を変えようというものであり、大震災からの復興が急務な我が国経済の実務に不要で過剰なコストを課すおそれが高い。したがって、基本方針の内容を法制化すべきではない。
 - ・ なお、国際的な企業取引については、民法を改正せずとも、ウィーン売買条約等があるため、現状でも支障は生じていないと考えられる。したがって、これをもって民法を改正する立法事実とすることはできないと考える。(個人)
- 中間論点整理の随所において、類型化した規定を設けることが提案されているが、様々な状況を適切に網羅した類型化規定を設けるのは困難であり、また、次の理由からも、類型化の規定は(類型化が比較的容易かつ単純である場合を除き)あまり設けない方がよいと考えられる。
 - (1) 今回の民法改正の時点においてできるだけ網羅的な類型化規定を設けても、その後の社会の進展に応じて新たな類型が生じてくるであろうことは容易に想像でき、いずれにしても法解釈が必要となる。また、新たな判例が出されれば、民法の規定を判例によってアップデートしたうえで解釈する必要があり、時間がたつにつれて民法の類型化規定だけを見ていたのでは正確な法解釈ができなくなる。
 - (2) あまり細かく類型化した規定を設けてしまうと、かえって個別の事案の特殊性に応じた柔軟な解釈ができにくくなる可能性がある。
 - (3) 今回の民法改正の目的のひとつは、法律の専門家でなくとも、民法の条文を読

ただで法律の内容がどうなっているかが分かるようにするというものであると理解しているが、もしそうであれば、細かい類型化をしてしまうと、規定内容が複雑になり、また、条文の数も多くなり（または条文が長くなり）かえって素人に分かりにくくなってしまおうと思われる。

- (4) もし、どうしても何らかの類型化を試みる必要があるのであれば、民法の条文自体に類型化を盛り込むのではなく、米国の Uniform Commercial Code の Official Comments のような形で公式コメントを付し、その中で類型化を示せば、解釈の指針となり有用なのではないかと考えられる。

また、中間論点整理の随所では、現行の民法の規定が不要であるとして削除が提案されているものが見受けられるが、残っていても有害ではなく実務上特に問題ないものについては、あえて削除する必要はないと考えられる。

一見不要と思われる規定でも、将来何らかの役に立つ可能性があるし、その規定を単純に削除してしまうことで法律全体としての整合性に支障が生じないかどうか慎重に検討する必要がある。（弁護士）

○・審議の手續について

現在、法制審・民法（債権関係）部会で行われている「民法（債権関係）の改正」手續を、5年間凍結し、その後、債権関係に限らず、財産法全体を対象を広げた上で民法改正手續を再開すべきある。

現在は、東日本大震災後の混乱状態にあり、国民が落ち着いてパブリックコメントをするのに適当な時期であるとは思われない。また、今後当分の間、地震にともなう訴訟提起が相当数あることが予想され、その期間、民法等基本法の改正がされないほうが、紛争解決を安定的に行いやすいと思われる。そこで、一定期間（例えば5年間）、改正手續を凍結し、その後、民法改正手續を再開すべきであると考えられる。

そして、一定期間後に手續を再開する場合は、改正の対象範囲につき、今回のように無理に債権関係に限定し、窮屈かつ歪な形で民法改正の議論するのではなく、今回対象とされていない物権法や不法行為法等財産法全体を対象を広げ、体系全体を視野に入れた議論をすべきである。なお、対象を広げるという趣旨は、民法の大改正を志向するものではない。今回は、最初から大改正を志向して議論を始めているから、対象を債権改正に限定せざるを得なかったと思われるが、本来は、法的安定性への配慮から、真に改正の必要があるところだけを部分的に改正すること（小改正）を原則とすべきであり（大改正がどうしても必要だという議論の高まりがあれば、そのときに大改正を検討すればよく、最初から大改正ありきの議論は不合理かつ非効率的な印象を受ける。）、かかる小改正を念頭におけば、財産法全体で、体系的な整合性を意識しながら、不明確ないし不合理な規定の見直しや判例法理のり

ステイトメントを一気にやってしまうのが合理的かつ効率的だという趣旨の意見であり、例えば5年間という一定期間の凍結期間があれば、その準備も十分可能だと思われることからの提案である。

・改正の基本方針について

改正の議論をするにあたって、国民にとってわかりやすい民法とする観点から、判例法理を必要な範囲で明文化することを基本方針とすることには賛成だが、社会・経済への変化への対応という名目で国際的な取引ルールとの整合性を図ることを改正の必要性として重視することには反対である。民法という基本法の改正については、法的安定性の観点から、壊れていないところは修理すべきではないという原則が最も基本的な方針になるべきである。ただ、民法は、市民社会を規律する法であり、市民（国民）にとって分かりやすく、使いやすいものであることが必要であることも否定できない。そこで、現行法に明文のない基本原則等に加え、現在裁判規範として機能している判例法理も、国民が理解できるよう、必要に応じてこれを明文化することが望ましいと言え、この点を今回の改正の基本方針とすることには賛成する（この基本方針からすれば、判例法理をベースとした現行実務についても、特段の必要性のない限り、これを大きく変動させるような改正は望ましくない。）。

しかし、社会・経済への変化への対応という名目で国際的な取引ルールとの整合性を図ることを改正の必要性として重視することには反対である。確かに、我が国を取り巻く経済社会はグローバル化しており、かかる変化への対応が必要なのはいうまでもなく、民法改正を検討する上でもこの観点は必要である。しかし、我が民法は日本国の市民社会を規律するものであるから、日本国民の意識・文化を反映したものであることが望ましく、たとえ国際社会における最先端のルールといえども、日本国民の意識・文化に浸透しているといえないものを取り込むことには慎重であるべきだからである（現在のみならず将来の日本国民のため、国際的な取引ルールは参考にはすべきであるが、これと整合させることを民法改正の目的とすべきではないという趣旨である。）。判例法理も、我が国の社会・経済の変化に対応させて発展してきているのだから、社会・経済の変化に対応しないというわけではない。

・論点の議論における判例の扱いについて

法的安定性の観点から、裁判規範として現実の我が国の市民社会を規律している判例法理を最重要の議論の対象とし、かつ、判例法理の合理性を前提とした上で、判例法理を変更する特段の必要性があるかという観点から議論をすべきであり、変更する特段の必要性が認められなければ、判例法理を必要な範囲で明文化するという形で議論を進めるべきである（判例を変更する特段の必要性が認められてはじめて、その必要性にあった改正試案を検討するのが合理的かつ効率的である。）。

法的安定性の観点から、裁判規範として現実の我が国の市民社会を規律している

判例法理を最重要の議論の対象とすべきである。

これまでの改正の議論では、伝統的理論を紹介し、これを批判する形で議論が進められてきたように思われるが、本来であれば、伝統的理論など議論の対象とする必要はない。

現在機能している判例法理は、かつては伝統的理論を採用したものもあるが、長い歴史の中で我が国の市民社会に適合する形で独自に発展してきたものであり、我が国の文化ともいえる合理的な裁判規範として実際に使われているものである。

したがって、現在機能している判例法理の合理性を前提とした上で、特段の必要性がない限りは、今後も判例法理をそのまま使うべきであり、そのような形で改正の議論も進めるべきである。(弁護士)

- 諮問には、「国民一般にとって分かり易いものとする」と「社会・経済の変化への対応」という2つの視点があるが、民法においてルールの内容が不明確であることと、現代の取引に適合していない規定があることを踏まえると、これらの視点からの見直しが必要であることは間違いない。

日本の民法は、判例や学説によって多くのルールが補充されており、条文を見ただけでは実際のルールが分からない。判例や学説の多くは合理的だが、外国人が理解することは実際上不可能である。日本で通用する「日本の生きた契約ルール」を条文化することが必要である。

法定利率のように、明治に定められたルールがそのまま用いられているものもあり、各国が利率の変動制を採用する中、このような時代遅れのルールを残したまま、外国企業に日本の民法を用いてほしいと言っても受け入れは困難であろう。現代社会にふさわしいルールへの見直しが必要である。

ウィーン売買条約等の国際取引ルールとの整合性も重視すべきである。海外の裁判所・仲裁機関において日本の民法は透明性が高く優れていると理解されれば、国際取引のスタンダードとして利用されやすくなる。

欧州にみられるように、市場が統合されれば契約ルールも共通化されるのが自然な流れである。近い将来、アジアに巨大な統一市場ができれば契約ルールをどのように共通化していくかも重要な課題となろう。欧州やアジア各国の改正作業はグローバルスタンダード争いといえる。日本も民法を改正し、「日本のルール」を国際取引の共通ルールとして採用するよう積極的に求めていくべきである。

今回の民法改正に関して、「条文を解釈で補うことにより問題なく機能しているのだから、国内に差し迫った必要性がない限り改正すべきでない」といった意見を法曹関係者から耳にするが、大変残念である。条文解釈に精通するプロと違い、法務部門を持たない中小企業、消費者や、外国人にとってルールが不明確というのは問題が多い。民法改正は国家として戦略的に取り組むべき経済政策である。民法改正

の意義を多くの方に認識していただき、建設的な意見交換の上早期に実現されることを望んでいる。(弁護士)

- 私法の一般法である民法については、法的安定性が強く要請されるべきであり、単なるメンテナンスという必要性で、全面的な改正を進めることは慎重であるべきである。

社会・経済への変化の対応のために民法を改正するのであれば、実務上弊害が叫ばれている条項や、当該条項が現実社会の要請に適合しないために条文の文言から乖離した判例法が確立しているような場合等に限られると思料する。そのような観点から議論が進んでいるようには見えない。

判例法理の明文化についても、現在話し合われている方向では、会社法と同じように、長い複雑な条文の法典ができあがってしまい、かえって国民に分かりにくい、国民には使いにくい法典となってしまう。民法の条文は、世の中のあらゆるケースを想定して、全ての事態にあてはまるような文言にすることが不可能であるからこそ、できるだけシンプルな定め方を維持すべきであり、条文を複雑化することはかえって実務に混乱をもたらす。

現在の民法（債権法）改正は、日本における喫緊の課題ではない。現在、東日本大震災後の混乱状態であり、国民が落ち着いてパブリックコメントをするのに適当な時期ではない。現下の喫緊の課題は、震災からの復興や、福島第一原発による放射能汚染対策に関する立法作業であって、民法改正に時間、費用を割いている場合ではない。

また、今後当分の間、震災に伴い、平時には想定されなかった法的紛争も多発することが予想されるところ、それにもかかわらず、市民生活や経済活動の基本法である民法改正を進めることは、さらなる混乱をもたらすおそれがある。そこで、仮に民法改正を検討するとしても、一定期間（例えば、5年間）民法改正手続を凍結し、その後に、手続のあり方も検討した上で、民法改正手続を再開すべきであると考える。

仮に民法改正手続を進めるのであれば、当該改正の必要性につき、国民（現実に民法に携わる実務家等）の意見が反映され、コンセンサスが得られるような手続を検討すべきである。段階ごとに、具体的事項につき賛否を問うようなパブリックコメントを実施するだけでなく、今回の論点整理を前提に全面改正を行うこと自体についてのパブリックコメント等を実施し、反対意見が一定数、一定割合を上回る場合には、部会による再検討と、反対意見に対する回答を義務付けるようなルールの検討等、今後行われるパブリックコメントの結果が審議に反映されるようなルール作りが検討されるべきである。(弁護士)

- 法教育の不足及び法律が難解であることから、多くの人々が民法の基本的な知識

に不知であることを痛感している。改正された民法が、真に国民のどのような人にとっても有用な法となることを望む。

特に民事紛争は、「意思表示が重要」であることから、意思表示をするための情報量や交渉力において不利な立場である社会的弱者が被害を受ける結果になっている。
(消費生活相談員)

- 民法は、さまざまな法現象に対処できると過信して、債権法改正では幅広い視野の下、数多くの業法・隣接法領域の検討を行ってきた。しかしながら、これまでの消費者委員会や業界団体のパブリックコメントの状況から見て正しく、意図を理解を頂いているとはいえない。

国際化された民法が、統一された英文条文で、C I S GやE U債権法との整合性をとりたいという要望も理解できる。

できれば、最優先事項、他の業法（金融庁・国土交通省・経済産業省・消費者庁・厚生労働省・農林水産省）でも実現可能な事項、長期的な視点で改正を議論すべき事項の3分類によって、2年後をめどに最優先事項を改正することも視野に入れてよいのではないか。各業法の改正は必然的に本則との整合性を目指す改正となれば、長期的視点での改正の目的は達成できることになる。

民法講義との関連での疑問。L Sであれ既存の法学部であれ、関連隣接法領域を今回ほどまたいで講義できる方は多くないと想像する。イレギュラーな領域を包摂することが、法曹教育の基本である民法で本当に必要なかどうか、懸念を覚える。

(個人)

- (1) 債権法改正に対する基本的な考え方

制定から1世紀以上経ち、民法典の規定が現実から大きく乖離している。特に債権法における現実とのギャップは大きく、その間隙は、大正期の借地法・借家法から近時の動産債権譲渡特例法・消費者契約法に至る多数の特別立法と、膨大な数の判例、およびその背景にある解釈論の積み重ねによって埋められてきた。しかし、人々の取引の基本的な形態が特定物の取引から種類物の取引に変化し、契約から生ずる債権として物の引渡しを目的とするもののほかに、役務・サービスの給付を目的とするものが大きな比重を占めるようになってきている。他方で、複雑で高機能の製品・サービスの大量生産・大量販売が拡大したことにより、誰もが消費者という状況がつくられている。この状況において、例えば、売主の担保責任、危険負担等の規定が現実の問題に適切に対応できず、あるいは、現行の錯誤、詐欺、強迫等の規定の基礎にある「買主注意せよ」の考え方からの転換が必要になっている。ここで要請されている多数の制度を横断する基本的な考え方の転換は、特別法や判例の努力によって可能な段階を超えているように思われる。

このような状況は、法学教育にも一種の歪みを与えている。例えば、瑕疵担保責

任や危険負担の説明では、現実と条文の乖離を埋めるための解釈論に多大なエネルギーが費やされている。司法試験も、そのような論点を出題の対象とせざるをえず、そこに法律家を志す若い世代が多大なエネルギーを費やしている。たしかに、新しい問題をそれまでの法規範の中で適切に解決すること、そのための論理を考え教育することは、法曹養成に関わる者の任務である。しかし、法学教育において、現実と条文の乖離を埋めるための論理に費やす労力はできる限り少なくし、実質的に意味のある議論により多くの時間を費やすことができるようにしなければならない。現行民法の規定では、そのような議論のための時間を十分に確保することが難しくなっている。

民法典の規定が現実から乖離していることは、近年増加しているアジアからの留学生に対する法学教育においても、日本民法典に特殊な議論の理解に多大な時間を費やさせることになっている。民法典の規定を現実に近いものにするにより、一般的な問題を実質的に議論し考察する学習に重点を置くことができるであろう。

以上の理由から、提案されている方向での債権法改正は必要だと考える。ただ、民法の基本法という性格を考えると、実務各界・関係諸学会の意見を広く集約することが債権法改正を成功させるためには不可欠である。また、個別の論点については、これまでの議論のうえにさらに良い改正案を得るために、上記の売主の担保責任の規定等を含めて、現実の要請に応えるための規定改正がどこまで必要かを幅広く検討することが是非とも必要だと考える。

(2) 民法の基本的性格に関わる問題について

民法の基本的性格に関わる問題の一つとして、消費者の概念の扱いがある。中間論点整理も述べているように、今日の社会では市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になっている。この点で、民法に消費者についての規定を置くことには十分な意義がある。

しかし、他方で、民法と消費者契約法との関係を十分に検討する必要がある。消費者契約法は、事業者と消費者の間に情報・交渉力の格差があることを根拠として、これを是正するために制定された法律であり、同法が定める諸規律は、そのことを前提として規定されている。そのため、消費者契約法上の諸規律を民法に導入する際には、民法が事業者・消費者間のみでなく一般的に適用される法律であることを踏まえて、民法規定としての適正な要件化を探るべきである。また、消費者契約法上の一定の規律を消費者契約の特則として民法に導入することについては、一方で、消費者に関する規律の導入による民法規定の充実を確保しつつ、他方で、消費者契約に関する特別法としての消費者契約法の意義を十分に尊重する方向性を探ることが必要であり、一定の規律については民法と消費者契約法の双方に規定するという方法も検討すべきである。

(3) 個別論点の検討において留意を要する事項

個別の論点については、今後、中間論点整理とそれについての意見公募を踏まえ、具体的な検討がされていくことから、この意見申述において深く立ち入ることはしない。むしろ、そのような論議の進め方に関し留意すべき点は、何よりも、考察の対象とされる論点が多く、また、いくつかの場面において、相互に複層する関係もみられることである。

そのような考察対象の性格から危惧されることとして、それら多数の論点に関する検討を全く個別に進める場合には、結果として、異なる制度のいずれかにおいて受け止められるべき事象を扱うことになる制度がないこととなる消極的抵触が生じたり、または、同一の事象について異なる複数の制度が適用されることとなる積極的抵触が生じたりするおそれがあり、これらの事態を避けるため、つねに全体的な視点をもって検討が進められるべきである。

例えば、危険負担の制度を存置したまま、重大不履行解除の制度を導入する場合は、両者の適用関係が交錯して、法制的に説明が難しい事態となることが危惧される。

また、民法への導入の適否および導入する場合の要件について議論のある、いわゆる不実表示に関しては、新しい法制における錯誤の規律内容との関係を適切に理解して消極的抵触が生じないようにしなければならないし、他方、消費者契約法の類似規定との関係を的確に整序して不合理な積極的抵触が生じないようにする必要がある。なお、この点を踏まえ、特に不実表示規定のあり方についてここでより具体的に提言すれば、当事者間に情報格差のない一般的な取引において、不実表示による取消しを完全に否定したのでは自己決定基盤の確保から表意者の過小保護となる一方、情報格差があることを前提とした消費者契約法と同じ要件でその取消しを認めたのでは自己責任の観点から表意者の過剰保護となることから、いかに適切な要件を設定して過不足のない取消範囲を確保するか様々に議論されているところ、自己決定に必要な情報の正確性についてのリスクを表意者が相手方に転嫁することを正当化するような、当該表示に対する「正当な信頼」が表意者にあることを要件に取消しを認めるべきであると考えられる。(大学教員，大学教員，大学教員，大学教員，大学教員，大学教員)

- 部会の審議では消費者や労働者の視点からの意見も多いが、事業者間にも立場や能力の差から情報収集力や交渉力に格差があることを前提に、適切な規律を折り込んでいただきたい。

個別事案の解決のために判例で導かれた法理（一部契約解除による契約全体解除，事情変更，不安の抗弁など）をあえて民法の中に明文化すると，例外と原則が逆転したかの誤解を与え，当該条文を根拠として不合理な抗弁やだめもとの訴訟提起な

ど、かえって無用の混乱を招くおそれがある。むしろ従来どおり、訴訟の場で信義則や判例法理を使って個別の事案に応じて柔軟かつ適切な解決を図るほうがよいと思う。かかる規定をおく場合でも、個々の規定の場所に置くのではなく、信義則の態様として信義則のところに、理念的・宣言的な規定として置くのがよいと思う。

(会社員)

- 論点が多すぎて十分な検討がされ難い。変えることが課題とされているが、変えないことの意義が考慮されるべき。段階的な改正を目指すことが適当である。(弁護士)

- 現在の債権法改正の審理は、性急に失し不相当である。全面改正でなく、個々に論点をじっくり議論すべきであるし、報道、twitterなどの市民に広く使用されているツールを使い、より広く市民に広報を行い、意見を募集することが必要である。

民法は、市民生活に密着した法律であり、市民感覚からして相当と思われることが成文化されていなければならない。現在、民法（債権法）改正の議論が行われていることを知っている国民が多いとは到底思えず、これまでの手法に問題があると言わざるをえない。個別の論点について、わかりやすく整理を行った上で、個々に、報道により関心を高めたり、twitterなど利用者の多いウェブサービスを利用して、告知と意見募集の機会を設けるべきであり、このような全論点について、包括的に意見を求めるなど言うやり方は、到底「市民の法」の改正手法として適切でないと思われる。(弁護士)

- 私は、現在、法制審・民法部会で行われている「民法（債権関係）の改正」に反対する。

その理由は以下の通りである。民法改正の趣旨として、消費者・市民に分かりやすい民法とすることが謳われていたはずであるが、中間論点整理が200ページを超え、補足説明は465ページと大部であること、内容も平易とは到底言い難く、質、量ともに、一般消費者が市民感覚で意見を述べること自体が大変困難である。特に、民法に消費者契約法を統合することには賛成しない。改正の議論の当初には、消費者契約法の実体法部分を民法に統合し、消費者契約法を廃止する等の議論があったと聞く。消費者契約法は施行後10年経過したにもかかわらず、12条以下に消費者団体訴訟制度を加える改正があったのみであり、消費者契約法そのものをより充実した法にするべく早急に見直しの必要がある。消費者契約法は、民法に統一するのではなく、特定商取引法、割賦販売法、保険業法、金融商品取引法、電子契約法などの業法を、消費者契約にかかわるものとして、消費者法と位置付けし、体系化することこそが必要である。(消費生活相談員)

- 今回の改正は、総論としては、ほぼ異論のない判例法理の明確化だけに留める方向で検討されるべきではないか。判例以外の改正部分については、全体として、弱

者保護といった、本来民法に相応しくない(また、取引における実務感覚に根差していないために、妥当とも言い難い)民法専門家の偏った先入観に基づく規定が散見され、また、専ら学説上の対立に留まり、最高裁で結論が出た内容をわざわざ蒸返そうとしたり、既存の民法が作り上げてきた原理の逆を行っているのではないかと疑われる改正事項(例:事業者間取引の契約自由の原則に関する過度の規制)も多数見受けられる。正直、既存の取引実務や既存の債権管理実務に携わっている人間の常識から見ると、推進する民法学者が実務家に喧嘩を売っていると評されても仕方のない内容が散見される。債権法改正の基本指針の頃から批判されていることであるが、実務軽視の姿勢は相変わらず変わっていないように見える。

債権法改正の必要性自体には必ずしも反対するものではないが、それはあくまで、当該法律を使う者の実務ニーズに即したものである限りにおいてである。現状の議論の方向性は、実務に携わっている者にとって、本来無用であった混乱や実務上の支障が生じる「問題ある民法」の方向に向かっているように思えてならない。実務に多大な影響を及ぼす法律を改正しようとするなら、実際の取引の実態をもっと詳細に調査した上で、実務の感覚に反しない内容とすることを強く希望する。(会社員)

○ 第1 見直しを行う観点

民法(債権関係)改正に関する諮問第88号では、見直しを行う観点として、(1)民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図ること、(2)国民一般に分かりやすいものとする、この2つの観点がある。この2つの観点は、いずれも合理的なものを含んでいるが、それ自体は抽象的である。そこで、各項目について具体的に検討する際には、この観点を分析した以下の点に留意することが必要である。

1 社会・経済変化への対応

(1) 私人間における格差

民法財産編が制定された明治29年から既に110年余りが経過し、この間に日本の社会・経済情勢は、様々な面において著しく変化している。例えば、通信手段や輸送手段が高度に発達したこと、市場のグローバル化が進展したことなどが指摘されている。

このような変化が与えた影響は複雑かつ多様であるが、専門的知識や情報の量と質または交渉力などについて、私人間における格差を増大させた側面もある。既に消費者契約法等により対応されている部分もあるが、今般の改正に当たっては、当事者間の格差への対応を考えるという視点を無視することはできない。

専門的知識や情報の量と質または交渉力に大きな格差のある消費者・労働者・中小事業者などが、理由のない不利益を蒙らないように、公正で正義にかなう債権法秩序を構築すべきである。

(2) 変化に対応すべき程度

民法は、基本的には日本国内における私人間の取引を規律するものであるから、外国の法制度と異なる点があることは、むしろ当然である。諸外国の立法例等を参考にすることは有益であるが、安易に同一化する方向を目指すのではなく、従来の規範との連続性・継続性にも配慮し、市民法秩序の法的安定性を害さないようにすることが必要である。

(3) 変化していないもの

日本の社会・経済情勢においては、伝統を受け継いで安定的に維持・発展しているものも少なくない。従来の規範によって安定的な実務が形成されている場合は、その事実を尊重し、安易に法改正しないことを基本とすべきである。

2 国民一般への分かりやすさ

(1) 体系としての整合性

民法（債権関係）改正に関する諮問第88号では「契約関係に関する規定を中心に」見直すとしている。しかし、民法は私法の一般法であり、市民法秩序の基盤をなすものであるから、法改正に当たっては、その影響範囲が広いことに留意し、体系としての整合性を維持することが求められる。

法定債権や担保物権に関する規律などを含む民法全体の整合性はもちろん、消費者契約関連法、商行為関連法、労働契約関連法など民事特別法との相互関連や役割分担などについても十分に配慮することが必要である。

(2) 立法技術としての工夫

現行法の規定は簡素なものであり、当然のこととして広く受け入れられているのに明記されていないものが少なくない。このようなことは法律の専門家にとっては常識となっており、条文化する必要を実感しにくいところであるが、国民一般への分かりやすさという意味では、重要な視点である。

(3) 判例法理の明文化

民法制定以来110年余りの間に、裁判実務は、解釈・適用を通じて膨大な数の判例法理を形成してきた。その中には、条文の文言からは必ずしも容易に読み取ることのできないものもあり、実質的な意味の民法を理解するためには、判例法を研究する必要があることが以前から指摘されてきた。このような状態が、国民一般への分かりやすさを阻害していることは否定できないから、判例法理等を踏まえて、より条文を明確化することには合理性がある。このことによって、国民やユーザー（企業、団体等）の予見可能性を高め、法的安定性や取引の安全を確実にすることが期待できる。

ただし、判例は、個別事案を解決するために示された判断であるから、そこで示された法理の射程距離については慎重な検討が必要である。判例法理を条文化するためには、実際の事案との関係に留意しつつ判例が示した規範を正確にとらえるこ

とが必要であり、そのうえで、類似事案における判例及び下級審裁判例についても配慮しながら、射程距離を確定しなければならない。

このような判例法理の性質から、これを簡潔かつ的確な文言に要約することには相当程度の苦労が伴う。また、なお、重要ではない論点についての判例までも細かく法文化すると、条文が増えすぎてしまい、かえって民法が分かりにくくなるという問題もある。(弁護士)

- 私は、現在、法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。その理由は、以下の通りである。
 - 1 現在の法改正の議論は、改正すべき社会的要請が無いにも関わらず、学者の功名心と官僚主導のもと、単なる理論的改正を比較法学的観点から行おうとするものにししか思えない。このまま進めば、民法典は分かりにくく、使いづらいものになるのは必至である。壊れていないものを直す必要はない。
 - 2 民法は、一般国民にも分かりやすいものでなくてはならず、現在の改正はこの要請を無視している。また、実務的にも、使い慣れ親しんできた民法を、実務に携わったことのない学者と官僚主導のもとで使いづらいものにし、実務に大混乱を生じさせるものである。論点整理をみていると、実務家の意見が反映されているとはいえない内容である。現在の段階は論点整理のためのパブコメということであるが、再度のパブコメの際には、大反対が起こることは目に見えている。一般国民の視点、実務家の意見などを無視した改正は将来に必ず禍根を残すものになる。
 - 3 消費者契約法を統合化、一般化する提案もあるが、対等の個人を前提としている民法概念を分かりにくくするもので、また社会の変化などに対応した迅速な改正もできなくなる。このような民法を複雑にし、分かりにくくする改正には反対である。
 - 4 個人保証は廃止すべきと考えるが、そのような観点が十分でない改正には反対である。(弁護士)
- 個々の論点については、それぞれ具体的に、メリット（賛成）・デメリット（反対）が記述されているが、判例上認められている原則等を含め、個別の論点等に対応し、それらを条文化した場合に、法典としての体系性について、どのようになるのか、十分に検討がされていないように感じる（今回、「中間的な論点整理」とされているので、個別の論点だけではなく、「民法典の変容」といった全体的な論点もその対象であると考えている。「個」と「全体」という視点は、法解釈論においてはもとより、法改正においても肝要であると思う）。すなわち、個別の問題については、条文化することによって、これまでよりは、条文を用いて解決しやすくなるかもしれないが、民法典全体としては、法典としての基本原理、構成要素等が一貫しなくなるおそれがあるなど、透視性を欠くものになりかねないと思う。この点につき、ドイツ民法が債務法現代語化によって、個々の判例法理を、EU統合のために、あるいは

利便性を高めるため、条文化したときも同様で、機能的な法典となり得ても、それが国内に通用させる法典として利用するにあたっては、かえって、透視性を欠くため、全体としては、パッチワーク的な民法典となってしまう、民法典全体を体系的に理解することを困難にさせてしまったのではないかと危惧する。そこで、現在の民法典の体系について、民法（債権法）部会が、どのように、その法構造と思考原理等を理解しているのか、明示していただきたい。また、今回のような改正を行った場合に、民法典の体系がどのように変化するのか、そして、その変容が実務ないし判例において、どのような影響を与え得るのか（条文化しても、これまでの判例理論〔射程等を含め〕はなお維持し得るのか）、ご教示いただきたい。（大学教員）

○

1 はじめに ―今次の民法改正が抱える二つの矛盾―

本意見書は、法務大臣の諮問第88号を受けて設置された法制審議会民法（債権関係）部会が、その後1年間余りの審議を経て、平成23年4月12日に『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』（以下「中間論点整理」という。）を公表したことから、これに対する当職の意見を取り纏めたものである。

当職は、今次の民法改正問題に取り組んでいる東京弁護士会法制委員会の一員として従来からこの問題に取り組んできたが、今次の改正における最大の特徴は、そもそも改正の方向性や理念自体が非常に曖昧であり、関係者の間でも十分な見解の一致が見られないまま個別論点についての検討を進めざるを得ず、その結果今次の民法改正は何のために行われているのか誰も的確に答えられないという点にあり、その原因の一つは上記諮問自体にあると考えている。

上記諮問は、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」というものであるが、この諮問が民法の全般的改正を意図したものであるか、それとも部分改正を意図したものにとどまるかは、諮問の文言上も非常に曖昧である。

すなわち、諮問が改正の目的として挙げているのは、「民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする」というものであるが、制定後110年余りにわたって全面的な実質改正が行われてこなかった民法について、社会及び経済の変化への対応を図るため見直しを検討する必要があるのは、債権関係の規定に限らず民法典のほぼ全般にわたって存在する課題であり、ましてや「民法典を国民一般に分かりやすいものとする」という目的を達成したいのであれば、民法典全体を一貫した方針のもとに再編成することが不可欠である。

然るに、上記諮問は、このように民法典全体の見直しを必要とするような改正の

理念ないし目的を掲げておきながら、改正の対象は「民法のうち債権関係の規定」に限定され、その中でも「国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う」ものとされ、対象はあくまでも部分的改正にとどまっている。

さらに、今次の民法改正における具体的な検討の対象は、諮問に先立って民法（債権法）改正検討委員会が公表した『民法（債権法）改正の基本方針』（以下「検討委員会試案」という。）が検討対象としたものにほぼ固定されており、これまでの検討も個別の論点について同試案の是非を問うような形で行われてきた。

しかし、検討委員会試案は、わが国における取引社会の実情を広く分析し、民法制定以来の社会・経済の変化への対応という観点から、市民生活及び実務に必要な規律のあり方を模索するといったアプローチで作成されたものでは全く無く、法曹実務はおろか実社会からもほとんど隔絶された環境で空虚な机上の空論を振り回し、大学教授たる地位と権威を濫用して学生や司法試験受験者達を混乱させることを日々の生業としている一部の法律学者達が、自らの主張する契約責任説なる胡乱な学説を立法論に反映させることを主たる目的として作成したものであることは、その内容を一読しても明らかである。

今次の民法改正という試み自体には必ずしも反対でない当職のような立場から見ても、上記検討委員会試案をベースにした今次の民法改正作業は、一言で表現すれば「一見まともなように見えるが、実は恐ろしいトラップだらけ」という立法提案の連続である。当職は平成15年以来、法制委員会の活動を通じて様々な立法作業をモニタリングしてきたが、今次の民法改正ほどに出来の悪い立法提案はかつて見たことが無い。

極めて論点の数が多く、しかも真剣に検討すればするほど新たな問題点が噴出する出来の悪い立法提案の検討に忙殺される一方で、「債権者は、債務の履行を請求することができる。」などという実務的には極めてどうでもいい内容の立法提案を延々と書き連ねた挙げ句、「新しい民法典は最終的に三千箇条くらいにはなるだろう」などと一人悦に入っている元東大教授が今次の民法改正を実質的に主導しているらしいなどという噂を日々聞くにつれ、やがて新しい民法典は一般市民の理解を遙かに超えた奇怪なる学者用語と官僚用語を書き連ねた化け物と化してしまうのではないかという大いなる不安を、不肖ながら実務家の一人として強く感じずにはいられない。

ましてや、経験豊富な法曹実務家の諸先輩方の中には、今次の民法改正についてはその必要性自体に懐疑的で、改正を必要とする立法事実がないなどとする意見の持ち主も少なくない。もし当職がそのような諸先輩方から、「民法典は会社法制定前の旧商法と異なり、既に表記の現代語化も完了しており、条文の枝番号が濫立して

いるといった状況にもないことから、緊急に大幅な改正を必要とする立法事実は無
いのではないか」「分かりやすい民法なる美名の下で民法典の条文をむやみに膨張さ
せ、しかも会社法のように複雑かつ難解な官僚用語の羅列に変えてしまうことには、
かなり根源的かつ重大な論理矛盾があるのではないか」「今日のわが国は東日本大震
災や原発事故といった未曾有の国難を抱え、法務省としても法曹界としても他に手
を付けるべき政策課題が山積しているのに、このような中身を伴わない大規模な基
本法の改正に多大な時間と労力を割くことは、法科大学院制度と並ぶ壮大な国家予
算の無駄遣いに過ぎないことから、少なくとも震災復興等の目途が付くまでは、こ
のような作業は事業仕分けの対象として当面中止すべきではないか」「特に震災等の
被害を受けていない一般市民や諸団体でさえ、今回の中間論点整理案を読んで期限
内に意見書を提出することには大変な苦勞と困難が伴うのに、未だに避難所や仮設
住宅等で不自由な生活を余儀なくされている人々にとっては、今回の中間論点整理
のように極めて膨大な資料を入手して読むことすら困難であろうと思われる。法務
省は、そのような人々の意見を無視して民法改正を推し進めるつもりなのか」「そも
そも今次の民法改正とは、民法典の全面改正を成し遂げた偉大なる民法学者として
名を後世に残したいという内田貴法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与によ
る個人的野望の実現ないし自己満足のために行われているに過ぎないのではない
か」などという極めて論理的な主張を展開された日には、もはや当職としては効果
的な反論をする術を持たない。

その他、検討委員会試案には学者及び実務家の双方から様々な批判があることが
一応意識されているのか、従来における部会の審議においては、検討委員会試案は
あくまでも法務省の公式見解ではないとされ、部会ではゼロから議論することが確
認されているなどと説明されているものの、実際の審議においては、前述のように
検討委員会試案が実質的なたたき台のように機能しているという、ある意味ではさ
すが悪名高き菅直人内閣総理大臣の部下達に相応しいなどと感心せざるを得ない悪
辣な「二枚舌外交」に散々翻弄されてきた身としては、今回の中間論点整理に対し
ても、一見中立的な問いかけ文に重大な罣が潜んでいないかどうか一定の職業的懐
疑心を保持しつつ、意見を述べるにあたり慎重な批判的検討を加えざるを得ない。

今次の民法改正は、このように①民法典の全面改正を必要とするような目的を掲
げておきながら、検討の対象は契約法を中心とした部分的なものにとどまっている、
②実際の検討では検討委員会試案が実質的なたたき台のように機能しており、特に
検討の対象は同試案の考え方はかなり拘束されているのに、公式には同試案はたた
き台ではないものとされているという、総論部分で二つの大きな矛盾を抱えている。

このような矛盾が、今次の民法改正において関係者間の大いなる相互不信と議論
の混乱を招いている点は、決して否定できない。

例えば、改正の対象範囲については、検討委員会試案の作成過程でそのように決定されていたのか、あるいはそれ以前に何者かの指示があったのかいまいち判然としないが、概ね次のような方向性が関係者間における「暗黙の合意」となっている。

- ・ 第1編（総則）のうち、第1章（通則）から第4章（人）までについては見直しの対象外とする。
- ・ 第1編のうち、第5章（法律行為）から第7章（時効）までは見直しの対象とするが、取得時効については見直しの対象外とする。
- ・ 第2編（物権）については見直しの対象外とする。
- ・ 第3編（債権）のうち、第1章（総則）と第2章（契約）については見直しの対象とするが、それ以外については見直しの対象外とする。ただし、第5章（不法行為）に関する規定のうち、中間利息の控除や損害賠償請求権の時効等については、見直しの対象とする。
- ・ 第4編（親族）及び第5編（相続）については、見直しの対象外とする。

このような対象範囲の設定は、諮問等には一切明示されていない上に、その内容も主に政治的な思惑から形成された「つまみ食い」と評するしかないが、このように曖昧かつ不透明な対象範囲の設定が、具体的な個別論点の検討に不当な悪影響を及ぼしていると思われる事項には、主要な論点だけで以下のようなものが挙げられる。

(1) 債権の消滅時効について

現行民法の下では、時効制度は総則で一括りにまとめられているが、学説上消滅時効と取得時効はその性質が大きく異なり、消滅時効は債権の消滅原因として債権法との関連性が高い一方、取得時効は所有権取得原因との関連性が高いことから、立法論としてはむしろ両者を切り離して規定すべきであるとの見解が有力となっている。

ところが、検討委員会試案では、時効制度のうち債権の消滅時効を切り離して債権編に置くことを提案している一方、取得時効については見直しの対象外とされていることから、今次の民法改正においては、上記のような取得時効・消滅時効分離論を検討の対象とすることができるか否か、判然としない（議論の状況や関係者の意見等を検討する限り、何となく出来ないという暗黙の合意が成立しているようにも思われる）。

検討委員会試案のように、債権の消滅時効を債権独自の制度として債権編に移すという考え方は、時効制度全体の制度設計として取得時効・消滅時効分離論を採用するのであれば、十分に合理性が認められるものである。

しかし、取得時効は見直しの対象外とする政治的判断の影響によるものか、総則で一括りにするという従来の時効制度は建前上維持した上で、時効に関する規定の

うち債権の消滅時効に関する部分のみを債権編に移すというのであれば、債権の消滅時効に関する規定が総則と債権編に分属することになり、制度の分かりやすさという面では、明らかに負の効果が大きいことになる。

当職に限らず、時効制度のあり方についてこのような見解を採っている論者は少なくないと思われるが、少なくともこのような「見えざる制約」によって、時効制度の改正に関する検討の幅が不当に狭められ、議論の状況が非常に歪んだものとなっていることは確かである。

(2) 買戻し・再売買の予約について

現行民法の買戻しに関する規定は、実務上「再売買の予約」という法形式を用いることで容易に規制の潜脱が可能であり、空文化が著しいことから、債権法の現代化にあたっては本来大幅な見直しが必要である。

しかし、担保目的の買戻しについては譲渡担保との関連性が強いことから、買戻しの規定を見直すにあたっては譲渡担保法制を含めた総合的な検討が不可欠であり、担保物権が見直しの対象とされていない今次の改正では、抜本的な見直しを行うことが事実上不可能となっている。

民法典の見直しについて、仮に物権法と債権法を分離して検討するというスタイルが今後も維持された場合、買戻しに限らず両者の交錯領域にあたるような部分は、物権法・債権法のいずれにおいても見直しの対象とすることができず、結局現行法の無意味な規定がそのまま放置されるという救い難い結果となるのではないか。

(3) 遺贈・死因贈与について

現行民法の死因贈与に関する規定は、その性質に反しない限り遺贈の規定を準用するものと定めているが、遺贈のうち具体的にどの規定が準用されるかは必ずしも明らかでない。このうち死因贈与の取消しについては、遺贈に関する民法第1022条がその方式を除いて準用されるという判例があり、贈与者はいつでも死因贈与の取消しができるものとされているが、このような結論は通常の贈与と均衡を失するなどとして、見直しを必要とするという考え方が有力である。

しかし、相続法は今次の改正における見直しの対象外とされていることから、このような見直しが可能であるかは必ずしも明らかでなく、死因贈与に関する規定のあり方に関する議論に混乱を招いている。

なお、贈与契約に関して議論されている、背信行為を理由とする撤回権のあり方に関しても、特に相続人による撤回権の規定は相続欠格事由等との均衡を考慮する必要があるところ、やはり相続法が見直しの対象外とされているために、踏み込んだ議論が出来ない状況にある。

(4) 不法行為法について

今次の民法改正においては、不法行為法は原則として見直しの対象外とされてい

る一方で、不法行為による損害賠償請求権の時効や、中間利息の控除といった論点が明示的に見直しの対象とされ、その他不法行為債権がその発生と同時に遅滞に陥るという判例法理の見直しなども、今回の中間論点整理で検討事項に挙げられている。

わが国の不法行為法制は、民法の規定がわずか16箇条しか無く、実務上必要な規範の多くは明文の規定ではなく判例法理に大きく依存しているほか、交通事故など特に事件数の多い分野を中心に様々な実務上の運用基準が作成され、損害額の算定方法等について定型化が進んでいる分野でもある。このような不法行為法制について全体的な視点から見直しを行わず、一言で表現しようとするれば「実務に全く関与していない学者が関心を持った事項のみについてつまみ食いの法改正を行おうとしている」と評するしかない今回の改正態度には、既に学者・実務家の双方から多くの批判がされているところであるが、不法行為法に関連する民法の規定について改正を行い、それが実務に与える影響を真面目に考察しようとするならば、不法行為法自体を主たる見直しの範囲に含めるか否かにかかわらず、まずは不法行為法の実務運用に関する詳細な分析を行い、それによる現状認識を踏まえた上で、不法行為法に関連する規定の改正が実務にどのような影響を与えるか、多面的な検討を行わなければならないはずである。

今次の民法改正が不法行為法制に与える影響については、中間論点整理の第61において、事務管理・不当利得と抱き合わせにしてアリバイ的に論点項目が設けられているものの、実務家の目から見れば実質的には何も検討していないのと同じであり、このような改正態度はあまりに非常識かつ不真面目と言うしかない。

このように、民法典全体の整合性ないし体系性の確保といった観点に照らし、今次の民法改正における対象範囲の設定には、かなり不透明かつ不合理な点が目立つ。

契約法を中心とした見直しという基本方針自体は、法務大臣の諮問に基づくものであるため当面維持するとしても、検討委員会試案の考え方があくまで法務省の公式見解ではなく、法制審議会における審議がこれに拘束されるものではないというのであれば、まずはこのように曖昧な形で設定された改正対象範囲の妥当性について検証し、契約法制のみならず民法典全体の体系性を維持しつつ合理的な法改正を行い得るか否かという観点から、改正範囲のあり方について総論的な議論を深めるべきであり、現状では不都合であると判断される場合には、早急に改正範囲の見直しを行うべきであろう。

2 今次の民法改正に関する総論的な留意点

以上に述べたとおり、今次の民法改正はその枠組み自体に大きな問題点を抱えていると考えられるが、その一方で、現行民法典はその制定後110年余りにわたって抜本的な改正が行われておらず、上記諮問で示されたような改正の趣旨自体は否

定し難いところである。

したがって、当職は今次の民法改正についてその必要性自体を否定する立場は採らないが、前述のとおり従来の民法改正における議論は実務を知らない学者達の主導で行われており、このまま漫然と議論が進められた場合、今次の民法改正はその理念を失い、法改正自体が自己目的化してしまうおそれも否定できない。

今次の民法改正が、真の意味でその目的に適合したものとなるためには、特に以下の点を留意して、今後の検討を進めるべきである。

(1) 「社会・経済の変化への対応」について

① 当事者間における交渉力等の偏在・当事者類型の多様化

現行民法は、それが自然人であるか法人であるかを問わず、またそれが消費者であるか中小事業者であるか大企業であるかなどの如何を問わず、およそすべての権利能力の主体を抽象的な「人」として捉え、その有する情報や交渉力は基本的に対等であることを前提とした規律であるものと理解されてきた。

これに対し、検討委員会試案はこのような現行民法のあり方に疑問を呈した上で、新たに消費者・事業者の概念を設け、当事者間の実質的な情報や交渉力等の差異に応じて実質的に異なる規律を設けることを提案しており、このような提案の趣旨自体は肯定的に評価することができる。

しかしながら、当事者間における交渉力等の偏在という問題は、昨今になってようやく始まったものではなく、実際には民法施行の当初から至るところで顕在化していたものである。

例えば、保証制度について現行民法は通常保証と連帯保証という二種類の制度を設けており、どちらの成立要件についても特段の制限を設けていないところ、一般的には債権者側の交渉力が圧倒的に優位であることから、債権者側にとって一方的に有利な制度である連帯保証が圧倒的な主流となってしまう。また、不動産の使用収益について、民法は地上権と不動産の賃貸借という二種類の形態を並列的に設け、使用期間が20年を超えるものは地上権、それ以外のは賃貸借という棲み分けが行われることを想定していたが、実際にはそのような棲み分けは機能せず、これも一般的には貸主側の交渉力が圧倒的に有利であることから、貸主側に有利な制度である賃貸借が圧倒的な主流を占めることになってしまった。

今次の民法改正において、当事者間の実質的な交渉力等の偏在（格差）という問題に着目して全体的な見直しを行うのであれば、このような当事者間の構造的格差に起因して民法典の構想そのものが歪められてしまった制度についても適切な見直しを行うべきところであるが、検討委員会試案はこのような問題についてほとんど現状追認の立場に終始しており、交渉力等の格差という問題を積極的に是正しようという意欲はあまり感じられない。

また、検討委員会試案の提唱する消費者・事業者という概念は、消費者契約法において採用された消費者・事業者概念とほぼ同一のものであるが、これらの概念は実質的な交渉力等が消費者とほとんど変わらないような団体まで一律に「事業者」扱いされてしまうことのほか、大企業と中小・零細事業者との間など、事業者間でもその交渉力等に大きな構造的格差が見られる場合があるという社会的実態を適切に反映していないなどの問題点が既に指摘されているところ、検討委員会試案はこれらの問題点をほとんど考慮していないほか、事業者・消費者の別によって規律に差異を設けるべきとする具体的な立法提案についても、その趣旨の妥当性自体が疑問視されるものや、事業者間契約であるという一事のみをもって契約当事者に過酷な負担を課するようなものも散見されることから、当事者間の実質的な交渉力等の格差という問題については、検討委員会内部でどれほど真剣な検討が行われたのか疑問視せざるを得ない。

契約当事者間の実質的な交渉力等の格差という問題については、比較的従来から問題とされてきたBtoB（事業者対事業者）、BtoC（事業者対消費者）といった典型的な当事者類型を問題にするのみではなく、近年ではインターネットを通じて事業所等を持たない個人同士の間でも広く取引が行われるようになり、いわばCtoCとでもいふべき当事者類型も生じている。

当事者間の実質的な交渉力等の格差という問題に着目して、私法の一般法である民法典の実質的な規律の見直しを行う場合には、通常保証と連帯保証の問題など、当事者の一方のみに有利な強者の論理を容認してきた従来 of 制度や実務のあり方に問題がないか改めて検討する必要があるほか、近時の社会では当事者類型そのものが多様化しており、消費者・事業者といった二極対立的な概念のみでは複雑な社会的実態に十分対応できない可能性があるという問題を十分に意識する必要がある。

② 国際取引の増加等に伴う契約法制の明確化

今次の民法改正は、従来わが国が民法典との整合性を根拠に批准を拒んでいた『国際物品売買契約に関する国際連合条約』（以下「ウィーン売買条約」という。）を批准する動きに併せて検討が開始されており、また検討委員会試案や法制審議会内部の議論でも外国法の動向が重視されていることから、国際取引の増加等を意識した契約実体法のハーモナイゼーションという考え方が重視されていることは明らかである。

もっとも、今次の民法改正において参考とされている諸外国（そのほとんどは欧米諸国）の立法例は、その大半が近時になって改正されたばかりのものであって、その運用上の問題点も十分明らかになっていないほか、現在のわが国における民法（契約法）の分野は、現行民法制定時のような外交上の理由により、その内容の当否はともかく早急に成文法を整備しなければならないという差し迫った必要に迫ら

れているわけではなく、また近年の会計基準のように、欧米諸国を中心とする他の主要国間で既に国際基準の統一が概ね完了しており、その内容の当否はともかくわが国もこれを受け容れなければわが国自体が国際競争の舞台から転落してしまうといった差し迫った事情に迫られているわけでもない。

すなわち、欧米諸国間においても、各国間で契約法制には大きな違いがあり国際取引の開始にあたり相手国の法制等を調べる必要があること自体は今日でもなお常識であって、特に企業等が大規模な取引を開始する際には、現地の弁護士等に当該調査を依頼する必要があるという実態に根本的な変化が生じているわけではない。

また、近時に契約法制の大規模な改正が行われた諸国においても、各国固有の社会的・文化的ないし沿革的な事情に由来する契約法制の不合理性を完全に解消できているわけではないことから、わが国の契約法制と諸外国のそれとの間に大きな違いがあったとしても、その違い自体が直ちにわが国の国際競争力を大きく減殺させるといった結果につながる状況に至っているわけではない。

さらに言えば、近年わが国が批准したウィーン売買条約に関しても、学者は国際統一売買法に向けての大きな前進であると歓迎する傾向にあるのに対し、実務界の態度は概して保守的であり、必ずしも企業は国際売買法の統一を望んでいるわけではないと言われている。米国やドイツでも、特約によってウィーン売買条約の適用を排除している例が全体の70%を超えているとの指摘があり、わが国でもウィーン売買条約は判例の蓄積もなく予測可能性に乏しいため使い勝手が悪く、むしろ多くの企業が同条約の適用を排除しているとのことである。

ましてや、国際的な契約法制のハーモナイゼーションなどという大事業は、一部の学者が熱心に取り組んでいるだけで、そのような傾向は国際取引法の実務からも歓迎されていないという点に注意すべきであろう。

今次の民法改正において、国際取引の増加等を考慮する観点から実務上真に必要と考えられるのは、契約法制の内容自体を欧米諸国の傾向に追随させることではなく、むしろ契約法制の内容を明確にすることである。

前述のとおり、欧米諸国間でも契約法制の完全なハーモナイゼーションが実現しているわけではないことから、諸外国の企業がわが国の企業等と取引をするにあたり、わが国の法制について調査を行う必要性自体は十分に認識されており、調査に必要な弁護士費用等が取引上の重大な障害であるなどと考えられているわけではないが、わが国の現行民法は解釈上不明確な点が多いため、例えばわが国の弁護士が外国の企業から同社の約款を提示され、その内容がわが国の強行法規に違反しているか否かの回答を求められた場合に、必ずしも十分な回答はできないなどの意見がある。

すなわち、国際取引の増加等に伴い、外国の企業等がわが国では一般に用いられ

ていなかった契約条項等を用い、わが国の民法その他の法律の規定に照らしその効力が問題になるといった事例が既に発生しており、今後もますます増大していくことが予想されるため、今次の民法改正においては、各規定の任意法規性ないし強行法規性、及び特約の効力の限界といった問題が、できる限り明文の規定によって明らかにされることが望ましいと考えられるが、逆に言えば国際取引の増加等といった立法事実から導かれる必要な法改正はその程度のものにとどまり、民法（契約法）上のデフォルト・ルール自体を欧米諸国のそれに追従させるような法改正が、現行実務上特に求められているわけではないことに留意すべきである。

また、国際取引の増加といった傾向がみられるとはいっても、現実に民法の規定が適用される取引の大半が国内取引であるという実情に根本的な変化が生じているわけではなく、しかも国内取引の多くはわが国における伝統的な法意識を反映して、企業間取引でも詳細な契約書や約款が作成されず、民法の規定が重要な意味を有するといった事例もまだ少なくない。

このような現状において、わが国の実務上安定的に運用されてきた伝統的な考え方を安易に放擲して、それに代わるものとして未だ具体的弊害も明らかでない諸外国の立法例などを安易に採用すれば、それによりわが国の国内取引実務は大いに混乱し、ひいてはわが国の社会経済に対し重大な負の影響をもたらす可能性があることも考慮しなければならない。

③ その他

総論としては若干細かい意見になるが、破産手続開始の決定があった場合の規律について、現行の民法はいくつか規定を置いている。もっとも、現行民法が制定された当時の破産法は、破産者に対する免責制度もない懲罰的な制度であったところ、現在の破産法は多重債務者に対する救済手段として広く活用されていることから、破産者に対する懲罰的ないし偏見的な趣旨を引きずった現行民法の規定の多くはもはや社会の実情に適合しておらず、今次の民法改正にあたっては、現行規定を所与のものと考えることなく大幅な見直しを行うことが必要である。

また、未だ農業が産業の中心であった明治時代ならともかく、専ら農地の利用等に特化した規定が民法に置かれていることについては、もはや時代に適合しないという批判がされており、社会及び経済の変化への対応という点に照らせば、このような農地の利用に関する規定の取扱いについても検討する必要があるだろう。

(2) 「分かりやすい民法の実現」について

国民一般にとって「分かりやすい民法」を実現するという理念は、今次の民法改正でお題目のように唱えられているものの、その具体的内容は必ずしも明らかでなく、関係者間の議論にも混乱がみられるところである。

改正全体を通じた基本理念については、審議の初期の段階で改正の理念を抽象的

に議論するよりも、個別論点の議論を通じて、その論点の背後にある理念を議論の方が有益ではないか等の指摘もあったというが、既に中間論点整理を行った現段階では、個別論点に関する議論を一通り行った成果を踏まえ、「分かりやすい民法」という理念から導かれる以下の諸原則について、議論ないし確認すべきである。

第一原則：規定の「明瞭性（透明性）」

規定の「明瞭性」とは、規定の意味が一般国民にも明瞭なものであること、すなわち法律の専門家でない一般国民であっても、民法の条文を読んでその意味を理解することができることを意味する。これは、市民生活の基本法である民法の解釈を、一般国民にも容易に理解できるように明示するという意味も含まれていることから、規定の「透明性」と言い換えても良い。

規定の「明瞭性」を実現するには、規定の文言から通常読み取れる解釈が、実務上通用する解釈と可能な限り一致している必要があり、またあまりにも抽象的・多義的な文言の使用は避ける必要がある。

もっとも、立法技術上の問題により、民法の条文全てに規定の「明瞭性」を要求することには自ずと限界もあるが、一部学者が提案している文言置き換えなどの当否については、それが規定の「明瞭性（透明性）」の向上に資するか否かという観点から検討されるべきである。

第二原則：規定の「簡潔性」

規定の「簡潔性」とは、文字通り規定の内容が簡潔なものであることを意味する。

新しい民法典を、一般国民にとっても分かりやすいものとするためには、条文の規定は可能な限り簡潔なものとするべきである。会社法の例を挙げるまでもなく、条文の規定がみだりに冗長であったり、実質的に同じことや無意味なことを繰り返したりするような規定が、分かりやすい民法の実現という観点に照らし、かえってマイナスとなることは言うまでもない。

現行民法は、原理ないし原則的な事項についてあまり明文の規定を置いておらず、近年「プロ向きの民法」などと批判されるようになったが、無駄のない各典型契約の冒頭規定など、規定の簡潔性という面では積極的に評価できる一面もある。

今次の改正では、確立した判例法理を明文化するのみならず、現行民法には明文の規定がない原理・原則や、民法上用いられている概念の定義等について規定を置くことが数多く提案されているが、それらの提案の当否については、実際に条文となる規定の内容も踏まえた上で、いたずらに規定の「簡潔性」を損なうおそれがないか否かという観点から、慎重に検討されるべきである。

第三原則：現行実務との連続性

現行実務との連続性とは、新たな民法典の内容及び構成について、現行実務における考え方との連続性ないし継続性を考慮すべきであることを意味する。

新たな民法典が制定・施行された場合であっても、弁護士をはじめとする法律の専門家が不要になるわけでは決してない。むしろ、新たな民法典の制定にあたっては、社会経済情勢の変化等に応じて実質改正を行うべき部分も決して少なくないが、その際新たな民法典が現行実務の考え方を無視し、従来の民法典からの連続性・継続性を全く考慮しないのであれば、新たな民法典の解釈・運用をめぐって、相当の長期間にわたって実務上の混乱が生じることになる。

そのような民法典は、既存の弁護士やその他の専門家にとっても迷惑であるが、弁護士など法律の専門家に相談しても答えの分からない問題が多数出現することは、法律のエンドユーザーである一般国民にとっても「分かりやすい民法」とは言えない。

今次の民法改正において、実質改正ないし文言の修正が議論されている個別の論点について、現行実務との継続性を考慮すべきことは言うまでもないが、新たな民法典の編成についても、合理的な理由のある条文の移動等であればともかく、現行法の考え方を無視した奇抜な再編等は極力控えるべきである。

(3) 全体的規律の一覧性

また、「分かりやすい民法」という理念から当然に導かれる結論とまでは言えないものの、その実現にあたり留意すべき論点として、民法以外の特別法も含めた「全体的規律の一覧性」も挙げることができる。

社会構造の複雑化に伴って、民法の規定より優先的に適用される特別法の規定が次第に多くなっていくことはやむを得ない事象かも知れないが、特に最近の特別法には、ADRに関する特別法が制定される毎に時効の中断に関する特則規定が置かれたり、金融商品等に関する契約の代理店・仲介業といった制度が創設される度に、そうした仲介業者の行為に対する民事責任規定が業法の中に置かれたりするなど（最近の立法例では信託業法第85条、金融商品取引法第66条の24などが挙げられる）、民法典に必要な規定を欠くため、やむを得ず業法等に規定が置かれていると思われる規定も散見される（例えば、保険募集人の行為について所属保険会社の損害賠償責任を定める保険業法第283条の規定については、従来から業法の中にこのような民事的規定を置くことは異例だと指摘されており、金融審議会の議論では保険法が制定されるなら同条の規定は保険法に移すべきだという結論に至っていたが、保険法制定時にはこれが実現しなかったという経緯がある。）。

一般市民にも分かりやすい法規範として民法典の規定を再整備するのであれば、特別法の氾濫とも称される民法と特別法との関係も一旦整理し、民法と特別法との役割分担について一定の指針を示すことも必要ではなからうか。（弁護士）

○ 以下の理由により今回の民法改正には反対である。

そもそも現時点において民法を改正しなければならない必要性がない。今回の改

正は我が国の民法を大陸法系から英米法系（実際はアメリカ法）に変えようとするものであると思われるが、そのような必要性は全くないばかりか、むしろ混乱を生むものである。

条文数も多くなり、分かりにくくなる。商法改正（会社法の制定）は実務家の中でも評判が悪いが、これでは商法改正の二の舞である。

消費者契約に関する規律は現行どおり特別法（消費者契約法等）に委ねるべきである。消費者法は、刻一刻と変わる情勢に常にマッチしたものであることが望ましいが、これを民法の中に取り込んでしまうと、頻繁な改正がしづらくなる。

債務不履行の要件から帰責事由を削除することには反対である。解除や損害賠償請求ができるかどうかを予測しにくくなる。「引き受けていない」部分について損害賠償義務がないとすると、大企業は大部の契約書を作成して損害賠償義務を免れることが可能となり、弱者は損害賠償請求することができなくなってしまう。

民法を改正するという事は極めて重大な事であるから、もっと幅広く研究者・実務家の意見を聴くべきである。そして、国民生活にあたる影響も大きいことから、国民の意見をもっとよく聴くべきである。今回のパブリックコメントも期間が短すぎるし、震災の影響が十分考慮されていない。拙速にことを進めようとしていることは問題である。（弁護士・大学教員）

- 全般的に、理論のために改正するとの印象を受ける。法律学のテキストではなく、現実の取引を根拠付ける法体系であることを考慮すると、その理由付けはあまりに薄弱に過ぎる。全面的に改正することで、これまで実務で蓄積した経験やノウハウを放棄することになるが、それを是とするだけの合理的な理由があるとは到底信じがたい。（会社員）

○1 改正の必要性に対する疑問

そもそも論であるが、なぜ今民法の改正、しかも債権法のみを改正をしようとするのか、まったくその趣旨が伝わってこない。グローバル化に対応などというあいまいな根拠しか述べられておらず、どのような目的を持って改正するのかが分からない。したがって、改正案を検討しようにも、趣旨が不明であるため検討の仕様がなない。仮に、諸外国との取引関係上問題が生じているというのであれば、それはむしろ国際私法ないしは商法、会社法の改正で対応すべきであり、国内での一般私人間の法律関係を定める民法を大きく改正する必要性がどこにあるのか、まず具体的に指摘すべきである。

2 部分的改正に対する疑問

なぜ債権法だけの改正なのか、その趣旨も不明である。パンデクテン体系で確立されているわが国の民法体系を維持しつつ、必要な部分を改正するという事であるが、債権法をこれだけ具体化（むしろ複雑化）する方向で改正する一方、

総則部分はそのままに、というのでは条文の規定の仕方そのものが不自然極まりない。総則や物権法にも影響が及ぶことは明らかであり、それならばはじめから民法全体で体系的に矛盾することがないよう、十分に議論すべきである。

3 「白紙」の案に基づく議論に対する疑問

債権法の改正という、大きな問題であるにもかかわらず手続があまりに拙速にすぎる。研究者の間でも注目はされているが、どのように改正されるのか出された膨大な資料を検討しつつ、状況を見守っている人がほとんどではないか。学会においてもいまだ具体的な議論が十分にされているとはいえない状況で、こんな意見が出た、あんな意見が出た、とまちまちな見解を述べられて、パブリックコメントに意見を寄せてほしいといわれても、意見の出しようがない。なぜ「白紙」に基づく議論なのか。まず具体的な改正案を固めてから、それをたたき台に議論をすべきではないのか。(大学教員)

○ (意見1) 改正の必要性について

改正の必要性自体は認められると思うが、現在のルールを大幅に変更するような改正の必要性は大きくないと考える。少なくとも、一括大幅改正を磯く理由は見出しがたいと思う。

(理由) 債務不履行・解除の見直し、時効制度の見直しなど、何故国民の間に定着しているルールを大幅に見直す必要があるのか疑問がある。

基本ルールを大きく変更する場合には、相応の社会的必要性、すなわち立法事実が存在しなければならないと思う。民法は施行されてから既に1世紀が経過し、国民に広く定着している社会的ルールとなっている。このルールを大きく変更する必要があるのか、この点がまず明らかにされる必要がある。また、既存のルールの変更に伴う国民の負担(現在、利用している制度・契約を見直すことに伴う負担だけではなく、現行のルールに親しんできた国民が、改めて新たなルールを理解・習得しなければならないコストなど)をも十分に考慮する必要もある。

また、漸進的な改良を重ねることなく大きな変革を行おうとする場合には、それに伴う支障・弊害が生ずることを完全に予測し回避することも非常に難しいことから、これを敢行しようとするにあたっては、より慎重な検討・議論が必要である。たしかに、現在、グローバルな意味合いをも含めて大きな変革期にあることは否定できないが、既にわが国の市民法秩序も相当程度確立されており、民法の定めるルールも安定的に運用されていることも否定し難い。現民法の制定された明治期とは状況が相当異なることにも留意が必要だと思う。

(意見2) 審議のペースが速すぎる。

国民に身近な債権法の改正であるが、膨大な見直し作業のため、国民が議論をフォローするのに時間がかかるが、審議のペースが速すぎる。もっと時間をかけて国

民の議論への参加を可能とすべしである。

(理由)

しかも、膨大な範囲の見直しが行われているにもかかわらず、銀議のペースが速すぎて、法曹関係の者もついて行けているものはごく限られている。多くの国民の社会生活に関わる物なので、もっと時間をかけて議論すべきである。ドイツ、ケベックに比べてあまりにも早いと思う。急いで議論するために、人的・予算的な負担も大きくなっているのではないかと思う。

(意見3) プライオリティの劣位

日本大震災や福島原子力発電所の事故などを踏まえると、改正作業はきりの良い時点でいったん止めて、落ち着いてから改めて議論すべきではないか？

(理由)

債権法の改正は喫緊の課題とは思えない。他に注力すべきことがいくつもある。にもかかわらず、民法の改正に国民が関わることは、国民に過大な負担を強いるものである。霧の良いところで、いったん改正作業を止めて、1年程度は国民の議論を求めてはどうか。

(意見4) 国際化という視点について

①民法典は、わが国の市民生活のルールとして、わが国の市民生活の便宜のために存在するものである国際的な私法ルールのハーモナイゼーションの必要性については否定し難いが、市場統合を進めるEU諸国とは事情が異なっている。この問題は、わが国が単独で模索するよりも、むしろ、近隣アジア諸国その他との協調の下に進められるべき事柄だと思う。なお、準拠法に選択してもらうということを期待するという意見もあるが、国民にとっての使いやすさと、国際間取引での使いやすさ、適切さとは違うと思う。

②法制審の議論は、ウィーン売買条約の規定の影響が見られると思う。しかし、ウィーン売買条約は、事業者間の国際取引を対象とするものである。この条約の諸規定は、消費者契約、消費者間契約には適用されない。これに対し、民法は、事業者間契約だけでなく消費者契約、消費者間契約にも広く適用される私法の一般ルールである。事業者間の国際取引のルールを基礎に、市民間の基本ルールを再構築することは、消費者契約および消費者間契約に適さない、いわば「商化された基本ルール」が帰結される危険もある。市民のための一般法であるにもかかわらず、別途、「消費者契約および消費者間契約の特則」という奇妙な規定を設けることにもつながりかねない点で問題があると思う。しかも、売買の規定を、他の契約とは異なった特別扱いをする結果になっているのではないかとも感じられる。

(意見5) 法制審の構成

法制審の委員・幹事の構成が研究者に偏りすぎていると思う（しかも「民法（債

権法)改正検討委員会」の関係者の比率が高いと感じる。ヒアリングをしたり、参考にしているからといって、それでは足りないと思う。

(理由)

研究者の人の比率が高すぎると思う。経済界や労働団体・消費者の関係の委員・幹事の比率を増やすべきだと思う。消費者関係は1名のみ(保険法のとより少ないというのは残念)。司法書士がいないというのは残念。弁護士も少なすぎる(特定の大学と同じ程度の扱いのようにも感じられる)。「民法(債権法)改正検討委員会」の関係者は約半数というのは、正直なところ少し問題があったと思う(弁護士)。

○ 1. 全体(改正の必要性・方向)

(1) 改正手続・委員について

まず、今回の改正の手続に疑問がある。本改正は、「民法(債権法)改正検討委員会(以下、「検討委員会」という)」の「債権法改正の基本方針(改正試案)」を事実上前提(ないし審議の基本資料)としていると見受けられるが(中間論点整理の内容及び議事録による議事内容からみても同委員会の改正提案が取り入れられていることは疑う余地がない)、同委員会の構成メンバーはきわめて限定的閉鎖的な私的なつながりから集められたいわば学者仲間の私的な会合にすぎないものであって、その人選の仕方も恣意的かつ不透明である(同委員会を今回の改正に継続的な関係にある公的なものと考えたと、具体的な改正を考える場合に不可欠である改正に関連した各分野に精通した弁護士など実務法曹が不在であることから、決定的な人的構成上の欠陥があるといえる)。そうしたあくまで私的な学者の研究会という性格の同委員会で示された改正提案を基本的にそれを踏襲して、その改正提案を受け入れるか否かという形で審議がされていること自体手続上問題であり、許されないというべきである(議事録を見る限りにおいても、その提案内容からしても、白紙の状態では審議がされていないことは明らかである)。

特に、委員会の主要な構成メンバーが今回の「法制審議会民法(債権関係)部会」の主要な委員となっていることは不適切である。しかも検討委員会において個々の改正提案に強く反対していた者を排除する形で(少なくとも外形的にはそうみえる)人選がされていることにより、検討委員会における改正提案をそのまま強行しようとする意図があるかにかがわれ、少なくともそうした不適切な人選によって検討委員会との継続性が図られていると見られるが、これらは本改正の手続の正当性に対する疑義をもたせるものとなっていることは衆目の一致するところとなっている。

今回の改正にはこうした手続上の瑕疵ともいえるべきものが疑われるので、今後に疑念を残さないためにも、もう一度、検討委員会の委員であった者は排除し、入れ換えて、審議をし直すべきである(既に同委員会の改正提案の趣旨は十分に公表されているので、そのメンバーを残しておく必要はないであろうし、また、わが国に

は、検討委員会の委員以外にも優秀な民法学者は日本全国に多数存在している)。

(2) 改正の必要性について

判例や学説で確立した法理を明文化することには基本的には賛成であるが、「社会・経済の変化への対応を図る」といっても、判例で確立された法理、そして実務でも安定的に運用されていた法理論を立法によって変更する場合には、相当に積極的な改正動機(改正の必要性)がなければならず、単に今までよりも良さそうだというレベルで、改正することは許されないと考える(特に新設の規定や制度ではそれによってどのような不都合・弊害が生ずるかの想定は相当に困難であるため、慎重の上にも慎重を期す必要がある)。今回の改正は、まずは判例・学説で確立していた法理を条文として明文化することにとどめ、それ以外の変更や新設の改正はより慎重な手続と時間をかけて検討すべきである。

また、日本人の国民生活の国内基本法である民法の改正を、「債権法の国際化」「世界の共通法としての姿をめざしていく」「グローバルスタンダードとしての共通法のモデルを世界に向けて発信する」「世界史的な意義をもたせる」などといった観点から行うべきではない。国民が大きな変化を望んでいないし、国民の側(それを代弁する実務家)から立法の要求(法改正の社会的要請需要)もないのに、グローバルスタンダードとして新たな民法を押しつけられるような改正は許されるべきではない。

(3) 検討の視点―「民法出でて忠孝減ぶ」

検討委員会及び今回の中間論点整理の改正提案(検討の問いかけ)を見ると、欧米的な徹底した合理的な規律をしようとするものであると理解されるが、日本国民(民族)の日本文化や精神・日本人の生活様式や思考パターンと改正内容が適合的か、この改正によってそれがどのような影響を受けるか、総じていえば、日本国民をどのようにするか、しようとしているのかという視点が十分に考慮されていないように見受けられる(このパブリックコメントの意見では、とりわけそうした観点で問題がありそうな論点を後にいくつか取り上げて、コメントすることにしたい)。

国際的潮流の重視の発想の下で、世界の民法(債権法)との共通化(といっても、具体的にはヨーロッパにおける動向への迎合)を図ることが日本民法の対象である日本国民にとって本当に必要であり適切なものか、世界のグローバルスタンダードに適合させることが欧米と取引・交渉をしている企業ではなく、日本国民にとって必要なものは自明ではない(あくまで「国民のための改正」という視点はそうしたことを考慮する必要がある)。今回の東日本大震災でも、大震災の混乱の中でも、日本の社会秩序が混乱することもなく守られていることに世界中の人達が驚嘆称賛したことが繰り返し報道されたが、そうした日本独自の(精神)文化・行動様式に対して、改正民法がどのような影響を与えるか、どのような方向の変化をもたらすか

も考えなければならない。西欧文化の基本となっている個人主義の下での合理精神の貫徹がもともとそうした文化風土にない日本においてはかえって悪影響を及ぼすことにならないかについては、十分な検討・考察が必要である（民法はインターナショナルなものではなく、あくまでナショナルなものであって、欧米で確実な正義・正しさが文化風土の異なる日本でも同様に正義・正しさであるとは言えない。）。具体的には個々の論点であげるべきであるが、今回の改正の全体を通して、欧米的な意味での国際基準からみでの合理性のある規律（合理的規律）をすることが目指されているように見受けられるが、そうした方向を目指すことが果たして妥当なのか、契約的正義の考え方を日本において徹底させることが本当に日本社会をいい方向に導くものとなるのかについては、慎重な検討をしなければならない。安易に現行法よりも合理的だからという理由で、改正がされるようなことがあってはならないということである。

その例として、通知義務の懈怠による失効（一例として【3. 2. 1. 18】。第39・1（6）において反対意見があるところ）は今回の検討委員会の改正提案（そして今回の中間的な論点）の随所で提案されているが、これは争いごとを直ちには表面化させまいとする日本人の特質に反して、救済・保護の資格要件として、通知という一種の権利主張を要求するものであって、適切とは思えない（第39・1（6）の反対意見が正当である）。また、同じく、消滅時効期間の短縮も、国民の間に権利行使を急がせ、早急な権利主張・権利行使をしなければいけないという考え方（法学者はそれが正しいと思いついでいる者が多いと思われるが、これも日本の文化風土を考えると自明とはいえない）を押し進め、従来の日本人的な感覚（そうしたものがどうかについて文化人類学上の議論があることは承知しているが、私はそうした日本独自の精神文化風土ないし精神的な傾向があることは明白であると思う）でいえば生きにくい社会を形成・推進・誘導する要因となって、妥当ではないと考える。

西欧的合理主義の精神を背景としたあくまで合理性を迫及した民法をわが国に導入することは、日本人的な道徳的倫理的な考え方（あるいは秩序重視的な考え方）を後退・衰退させるものとなるおそれがある。改正がそのような方向でされないように配慮すべきである。合理的な民法、とりわけ早急に適切な権利行使や権利主張をすることを正当とするような民法規範を創設することで、そうした日本人の美德（現代的「淳風美俗」）が失われるようなことがあってはならないと考える。検討委員会の改正提案にはこうした点の配慮が大きく欠けているように思われる（比較法万能主義の下、欧米という視点でのグローバルスタンダードにあわせるためには、そんなことは配慮する必要がないと考えるならば、そうした西洋至上主義ないし迎合主義者の目指す改正提案は「国民のため」といつつ、結果的に日本国を破壊す

るものになりかねない。そうすると、まさに、「民法出でて忠孝滅ぶ」の現代版となる。)

それはともかく、また、そうした意味でも、たとえ「社会・経済の変化への対応」のための民法改正であっても、検討委員会の改正提案をもとに検討するのではなく、あくまで現行の民法を前提としてその不備の改善という思考方法で検討すべきであるが、今回の「中間的な論点整理」の問いかけを見ても、検討委員会で新たに提案された内容が前提となっているものが多いように見受けられるのは問題である。少なくとも、これまでの制度を大きく変更する改正については、より慎重な時間と手続をかけて改正作業をするべきであって、判例・学説の確立したところを明文化する改正作業とは区別されるべきである。

また、こうした日本文化（法文化・法思想を含む）・日本精神（民族精神）、日本人の国民性といった観点について、現在の法制審議会・民法（債権関係）部会には、この観点から専門的あるいは実務的な意見をいえる人材はいないように思われるが、この点からも委員の構成メンバーを再考・再選する必要があるのではないかと思う。財界や企業からだけでなく、倫理学者や民族学的アプローチで判断ができる委員を入れて審議をすべきである。

(4) その他

確立した判例・通説を明文化することは別として、債権法・契約法の基本構造・基本原理を変えてしまうような改正は、相当に慎重な検討を要するのであって、それぞれの論点項目についてわずか数回の審議で結論を出せるようなものではない（短い審議の回数・時間それ自体がその審議の不当性を推定させる。）。債権法全体でそうした改正を行おうとすれば、具体的議論に入ってから、少なくとも5年や10年のスパンで検討をする必要がある（前述したように、検討委員会で長時間をかけて検討したことを今回の改正の審議で前提とすべきではない。）。また、世界に対して債権法モデルを早く提供したいとか、日本の（学者が自分個人のではないだろうが？）国際的プレゼンスをしたいとかいうまったくもって「不純な」動機で、短期間での改正を成立させるようなことがあってはならない。（大学教員）

○ 総論の議論をまず行い、方向性を示すべきでは？

改正方針として、「現在の国民生活の様相は、民法の制定当時とは大きく異なっている。民法は国民生活の最も重要な基本法であるので、債権関係の規定についても、この変化に対応させる必要がある。」（「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」2頁）とあり、①社会・経済の変化への対応と②国民一般への分かりやすさという二つの観点が示されてはいるものの、どの方向に向かおうとしているのかがはっきりとは見えてきていない。各条項における検討事項については非常に詳細に行なわれているようであるが、「第62 消費者・事業者に関する規定」、

「第63 規定の配置」等の総論的な問題を議論し、改正の方向性が明確に示された後でなければ、個々の論点についてどうすべきか、意見を述べることさえ、非常に困難だと思われる。

消費者なみの保護を受ける保証人も想定すべき

「第12 保証債務」に関して、2004（平成16）年の根保証の法改正においては、「保証人が法人であるものを除く」というかたちで、中小企業金融におけるいわゆる経営者保証人も個人に含む「個人保証人／法人保証人」という区分が導入された。これを維持するのか、それとも経営者保証人を「事業者」の側に入れて区分するのかにより、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に詳細に示されている各規定において、定められるべき内容が変わってくるであろうと考える。したがって、ここでも、まず、総論的な議論を先にし、結論を提示していただきたい。

近年、中小企業金融については、少し前に大きな社会問題となった、経営者以外の第三者の保証は徴求されないようになってきているようであるが、今なお残されていると考えられる経営者による保証は、保証法制度を考える上では典型的なものとするべきではない。また、中小企業金融の実務が第三者保証を取らないという方向に変わってきたといっても、当然であるが、他の金融実務、他の保証を必要とするような取引の実務も同様に個人保証を取らなくなってきたとは言えない。したがって、保証に関する法規制を整える必要があるだろうと考える。

保証制度の是非をめぐる議論（廃止論）もあるようであるが、わが国の社会ではさまざまな場面で保証が用いられており、個人による保証契約が無効とされた場合に、かえって、社会的によくはない影響が生じることも懸念される。非常に広範に利用されている保証であるが、ある程度の類型化は可能であるので、法改正にあたって個々に内容を検討することは可能であろうと思う。「議事の概況等」に、ときおり、個別契約で内容を決めればよい、というような意見が見られるが、個人が保証人となる保証契約の大多数においては、契約内容の確定に保証人が関与することは極めて困難であろうと想像できる。契約の標準を示すという民法の任意規定としての最低限の役割を放棄させるべきではない。さらには、保証契約の特色として備わる、債権者と保証人との圧倒的な力の差の存在に鑑み、保証人の利益に配慮した強行規定の導入も検討すべきであろうと思う。（大学教員）

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。現在、話し合われている方向では会社法と同じように、長い複雑な条文の法典になり、使いにくい民法典となりかねないからである。（会社員、弁護士、弁護士、学生、学生、司法書士、司法書士、会社員、会社員、学生、大学教員、学生、学生、学生、弁護士、大学教員、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士）

士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士)

- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」手続を5年間凍結し，その後に民法改正手続を再開すべきであるとする。理由は以下のとおりである。現在は，東日本大震災の混乱状態にあり，国民が落ち着いてパブリックコメントを提出するのに適当な時期であるとは思えない。また，当分の間，地震に伴う訴訟提起が相当数あることが予想され，その期間，民法等基本法の改正がされない方が紛争解決を安定的に行いやすいと思われる。そこで一定期間例えば5年間改正手続を凍結し，その後に民法改正手続を再開すればよいとする。(弁護士，弁護士，司法書士，司法書士，司法書士，司法書士，主婦，士業補助者，士業補助者，学生，主婦，会社員，学生，学生，学生，学生，学生，主婦，弁護士，大学教員，大学教員，弁護士，弁護士，弁護士，大学教員，弁護士，弁護士，弁護士，大学教員，司法書士，弁護士，大学教員，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，大学教員，大学教員，大学教員，大学教員，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，自由業)
- 法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」に反対する。現在，話し合われている方向では会社法と同じように，長い複雑な条文の法典になり，使いにくい民法典となりかねないからである。

法制審・民法部会で行われている「民法（債権法）改正」手続を5年間凍結し，その後に民法改正手続を再開すべきであるとする。理由は以下のとおりである。現在は，東日本大震災の混乱状態にあり，国民が落ち着いてパブリックコメントを提出するのに適当な時期であるとは思えない。また，当分の間，地震に伴う訴訟提起が相当数あることが予想され，その期間，民法等基本法の改正がされない方が紛争解決を安定的に行いやすいと思われる。そこで一定期間例えば5年間改正手続を凍結し，その後に民法改正手続を再開すればよいとする。(弁護士，弁護士，弁護士，公務員，弁護士，大学教員，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士)